

平成 30 年第 4 回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1 日目）平成 30 年 12 月 12 日 午前 9 時 （6 名／9 名中）

（2 日目）平成 30 年 12 月 13 日 午前 9 時 （3 名／9 名中）

順番	質問者	通告方式	質問内容
1	前川 勝	一問一答	①財政状況について (町長、担当課長) ②プラスチックごみについて (町長、担当課長)
2	森田 勉	総括	①多気町のごみ処理計画について (関係課長、町長)
3	松木 豊年	一問一答	①多気町の財政の現状について (町長、担当課長) ②国民健康保険料の均等割への軽減策について (町長、担当課長) ③子育て支援センターのびのび、放課後児童クラブについて (町長、担当課長) ④妊産婦健診について (担当課長) ⑤会計年度任用職員制度の準備状況について (町長、担当課長) ⑥学校給食のアレルギー対応について (担当課長) ⑦学校へのエアコン設置について (担当課長)
4	坂井 信久	一問一答	①本町の子育て支援政策について (町長、健康福祉課長) ②本町職員の再任用に関することについて (町長、総務課長)
5	山際 照男	一問一答	①多気町総合戦略について (町長、担当課長)
6	田牧 正義	一問一答	①三重とこわか国体カヌー競技について (町長、担当課長) ②クリスタルタウン工業ゾーン 整備事業について (町長、担当課長) ③町営バス等、について (町長、担当課長)
7	木戸口 勉幸	一問一答	①農業、農政について 町長及び農林商工課長 ②2021 とこわか国体開催で多気町のPRを (町長のみ)
8	松浦 慶子	一問一答	①自然災害における危機管理について (町長、担当課長) ②おくやみについて (担当課長)
9	志村 和浩	一問一答	①昨年 12 月 10 日付で締結された、アクアイグニス、三重大学、食科学大学との包括連携協定について (町長、企画調整課長)

(11 番 前川 勝 議員)

○議長（吉田 勝） 1 番目の質問者、前川勝君の質問に入ります。

11 番、前川勝君。

○11 番（前川 勝） それでは、改めまして、おはようございます。暑かったり寒かったり、非常に体の体調を整えるのに苦勞がする昨今でございます。

それでは私は、一問一答で、本日 2 問の質問をさせていただきます。

1 問目は財政状況について、2 問目は、プラスチックごみについてということで、お願い申し上げます。

まず 1 問目でございます。

今後、財政に重くのしかかる事が懸念される多くの事業が考えられます。今まさに進行中である多気中学校建設、今後の課題になるであろう多気地域の保育園・小学校の統合、さらに、水道管・下水管・農集管の老朽管入れかえ改修、道路網整備等と数えるときりが無いほど、莫大な費用がかかる案件があります。けれど、それを何とかクリアするためには、クリスタルタウン造成地に企業誘致が成功するなら、税収増が望め、新たな道も開ける最重要案件としてございます。

今また、国においては借金が 9 月末で 1091 兆円、赤ちゃんから全国民 1 人あたり国の借金だけで 863 万円、県においては 1 兆 4000 億円と、国県はどんどん増えている膨大な借金を抱えている状況があります。

そこで①番目伺います。

当町借金は、29 年度の決算におき総額 125 億 9392 万円でありました。10 年前 19 年度では、139 億 700 万円であり 13 億円ほど減らしている状況があります。担当課の努力の賜物であるかと思ひ、まったく結構なことだと思っております。しかし、これが住民サービスの低下を招いていたのではないかと心配するところもございます。借金総額が減じられたことを、今どのように分析されるかまずお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） ①番目の質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の借金額につきましては、本町が有しております全ての会計を合算したものでございますけども、まず1つ目といたしましては、借金の総額が減じられたという部分でございますけども、借金の対象となった建設事業が終了し、償還のみが行われている会計があることが1つ目。もう1点は、特に一般会計におきましては、償還額以上の借金を行わない財政運営等を行ったこと。これらが、減額となった主な要因と考えられます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） いろんな形の建設が終了してきたということでございますが、それによって、町の借金が減った。これはまことに結構なことだと思います。有利な借金の形があるから、この際だからやろう、ではなくて、ある意味、あるないにかかわらずですね、やらなければならないことをやるという考え方が必要なんではないかなというふうに考えます。

そこで、借金を減じられた、今のまさに工事が減ったということですけども、そのことがですね、今書いてます住民サービスとの関わりですね、その辺。それは町単工事であったり、その他建設はもう終わってるんだけどもということでの道路網整備も含めてですね、その辺の行政としての、担当課としての考え方。今そんなにサービスは低下してないんだということなのか、まさにちょっと我慢していただいとるんかというようなことはいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 財政担当としての考えを述べさせていただきますけども、特に住民サービスが低下したとは考えておりません。特に施設、道路も

含めてですけれども、やはり最近はそのサービスを維持する、いわゆる新規として何か拡大していくことではなくて維持をしていくというふうな部分に、やっぱり費用がかなりかかっているのは事実ではございますけれども、町民サービスが以前に比べて低下したとは考えてはおりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） わかりました。いずれにしても借金が減ったということは、もうこれはまさに行政サイド、また、住民の人にとっても大変有効であり、いいことだなというふうに思いますので、②問目へ入ります。

次にですね、先ほどの質問におきまして、総額借金は減っているわけですが、一般会計分の臨時財政対策債、これはまあ最終的には国が全額負担をしてくれるということではありますが、この部分が急激にふえている、という状況があります。この10年で、2.2倍の45億3466万円に膨れ上がっております。将来へのつけの先送りであり危惧をしております。今後におき、これまでのように増え続けることがあるのかを含め、どのように考えられるかお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） この臨時財政対策債でございますけれども、本来なら、地方交付税として交付されるべきものであるというふうに考えてます。ただ、国の財政状況を見ますと、今後も臨時財政対策債による財源補填は継続されるというふうに考えております。そういった意味で、この本町の意臨時財政対策債のいわゆる現在高でございますけれども、それについては、今後もふえるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） なぜこの臨時財政対策債に危惧をするかと言いますと、先般ですね、財務大臣、麻生大臣ですね、が基金を積んでいる自治体には、そういう財政的な支援は減らすべきじゃないかというようなことを財務大臣が言っておられる。ということはですね、基金、多気も多少というか、基金 15 億ございますが、そんな中で、この臨時財政対策債の安心度が非常に先々わからない部分があるのではないかという部分を含め、危惧をするところです。それから、先般、これも保育所、保育園の無償化。消費税の上げることによって全額すると言っていた国が、若干地方それぞれ自治体がまた 4 分の 1 ですね、負担をするというようなことで、国は違う形のことを言ってくるというようなことで、今後その臨時財政対策債がふえるのはやむを得んというような今の総務課長のお話でしたけど、ここはやはり、極力増やさない部分ですね、をしていかないと、今後そのへんが非常に心配するというふうに思うところですが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 先ほども答弁をさせていただきましたが、臨時財政対策債は本来、やはり地方交付税として、交付されるべきもんというふうにもう以前これは地方六団体含めて、毎年のように要請等は国のほうへされていると思います。ただ、国の財政状況が財政状況ですので、これ、実は平成 13 年に始まったわけで、臨時という名前がつきながらずっともう半恒久化しているというふうなものでございます。毎年のいわゆる借り入れ額は異なりますけども、ずっと続いているものです。これに関しては、やはり、こちらとしては、地方としてはやっぱり、交付税としてきちっと交付していただくものであるべきだというふうに考えており、ただ、この臨時財政対策債がもしなくなってしまうと、その分はもう借り入れなくていいということであるとなると、先ほど議員が懸念されました、住民サービスの低下になるということで、現在、

国のほうは、臨時財政対策債については後年度において、100%普通交付税のほうに参入しますというふうな約束事でもって、地方も借りてるわけですので、その部分は反故にはされないとは思いますが、やはり本来の形の交付税でちゃんと交付されるべきという、基本的な考えは持っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） おっしゃるとおり、それはわからんではないんです。ただですね、臨時財政対策債、ここにも書いてあります、金額がふえるているということは、国はそれをきちきち、こう入れてきてもらっていない。ふえていくってことは、ますますその国の1090兆円ですね、その部分がある意味ふやしてだけで、それを地方が使っていくという状況がますます、これは多気だけがどうのこうのできる話ではないのは、今のおっしゃるとおりだと思いますけども、その辺をやはり踏まえた臨時財政対策債というものの考え方、多気町の場合ですね、よそを見れば、それは一番いい川越町なんていう、三重県でもすばらしいところはもうこの決算カードにおいて見ますと、もうまさにすごい。基金100億とか、もうすごい状態の所もあるわけなので、まあそういう所は別ですけども、そういう意味では是非ですね、臨時財政対策債、これは本来交付税でもらうのはわかりますけども、そのへんはやはり、住民サービスも落とさないギリギリの線も含めてですね、今後の対応もしていただければいいと思いますが、もう一度、この辺のお考えはもうこれ以上、いかがですか、どうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） やはり臨時財政対策債、議員おっしゃられたように、地方普通交付税で措置されると言ってもあくまでも借金には違いありません。本町のほうも今、ちょうど来年度にむけての当初予算の編成作業も始まったと

ころでございます。多くは、やっぱり地方の財政と言いながら、やっぱり国が根っこの部分を握っているところがございますので、なかなかこう自由度が出せるわけではございませんけども、しっかりと国の状況等見ながら、来年度のまた予算編成にむけて、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 次の質問に入ります。

③番目。当然これも関連してくることはございますが、財政力指数ということで、財政力指数は基準財政収入額（税収入）によって、基準財政需要額（必要な支出）をどれだけ確保できているかということであり、財政状況を見る上で1つの大きな指標になっていると考えます。

その指標なんですけど、推移が29年度決算の資料に添付されており、平成20年度では、当初の場合、支出の81.1%が税収で賄われてた、確保できていたのが最高で、どんどん下降して29年度では55.7%、ほぼ半分に近いものしか確保できない状況。まあこれには様々な要因があるわけですけども、今後の動向を含め考えたときに、どのように財政として考えられるかお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 財政力指数を算定する上で、一番重要となるものが、先ほど議員がおっしゃられた、いわゆる本町の税収でございます。

平成20年度、議員がおっしゃられた一番ピークのときですね。そのときで、町税の収入は約33.5億ございました。それがですね、昨年度、平成29年度の町税収入におきましては、約24.5億円と、この約10年間にですね、9億円実は減ってきております。

これが、いわゆるその財政力指数に一番大きな影響っていうことで、毎年下がってきている大きな要因でございます。

町税収入につきましては、今後も若干でございますが、減額の傾向が続くというふうに見込まれております。したがって、財政力指数も同じように残念ながら下がっていくのではないかとというふうに予想されます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） そういうことで、いよいよ本当に金の使い方を考えなきゃいけない局面であるのかなど。これがどんどん下がっていくこと自体がもう全部紐付きお金を使わなきゃいかん。何の自由度もないお金でやっていかなきゃいかんということが言えるのではないかなど。

それでまあこの間の全協のときに工業ゾーンのことですけども、町長少し合間でおっしゃったことなんですけども、工業ゾーンに使用の仕方をちょっと変えていくことも、視野に入れなきゃいけないというようなことをおっしゃったんですけども、町長、このことについて、今発言できることがあれば、ここでお話いただければと思うんですが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 町長、よろしいですか。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今前川議員おっしゃっていただいたように、またうちの総務課長言いましたけども、町税は下がってきております。また、議員もおっしゃられたように、全部紐付きのとも言われたんですけども、これはまあそんなこともありませんので、ほとんどがうちは今地方交付税で動いてますので。これは紐はついておりません。

この間ちょっと、合間に話をさせていただいた、その企業誘致につきまして、やはり基本はやっぱり製造業。なぜかと言うと、設備投資を製造業であるとやっていただけますので、その部分のいわゆる償却資産分が、税収として非常に

多かった。

今総務課長言いましたように、この平成 20 年度ごろは前町長の時代ですけども、一番大きかったのはやっぱりシャープの税収だったと思います。これ 20 億くらい単体であったかと思いますが。もちろん償却資産、固定資産税の分と、それから法人事業税の分、結構多かったと思うんですけども、今そのこの間ちょっと申し上げたのは、製造業を誘致ということで、基本的にその雇用の確保、並行してやっと思ったんですけども。どこの市町でもそうやと思うんですけども、非常に人手不足が今言われておりました、つい先日も、公安のほうで外国人人材のことも通りましたけども、私たちの町でも、昨年、竣工式を迎えていただいた企業さんにおいても、非常に人集めに苦労されました。松阪へ立地をされた企業さんも人集めに非常に苦労をされてたということもありますので、製造業から例えば、総合業とかそれからシステム関係の装置を入れてもらうだけの企業さん、そういうことに取り組んでいければ、というちょっと方針も変えてなければこれからやっていけやんのと違うかなと。

一番今うちで一番気になっておりますのが、アクアイグニスでありまして、おかげさまで造成に今入ろうとしております。工事としてはかかっておりますけども。ここが 1,000 人規模の雇用を言われてますので、現段階ではまだ 3 分の 1 ぐらいしか人材確保が難しい状況でありますので、ここでまた何百人っていう人が入ってきますと、非常に厳しい部分ありますので、うちの工業団地のほうでは、ちょっと方針転換をやらなければ。これから人がふえるっていう可能性がずっと見込めるっていうのであれば、これはまた別ですけども、今の多気町の出生率やそんなんから見ますと、非常にこれから人手というのが一番懸念されるところでありますので、この間の雑談の中では、そういう話をちょっとさせてもらいました。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） と言いますのは、町長にあの話を伺ったときに、私今回財政ってということで質問させていただくに当たり、これは町長の本当に公約の1丁目1番地の雇用確保という、人口減に含めて雇用確保ということで町長が1番手に僕は挙げてみえたことかなというふうに思っております。それがああいふ形で町長が発表というか、雑談というかされたので、待つてよってそんなの今みんな知らないし、みんな一緒の方向向いて、議会もあそこを開発するに当たってどうぞやりましょうよっていうことになっている中で、そのこれまでじゃない大きな方向転換になるのではないかなというふうに心配もいたしました。ただ、今の町長の発言の中で、基本的には製造業というような言葉も出していただいておりますので、その辺はやはり財政力指数をもう何とか落さない方法の、これは本当に1丁目1番地やもんで、この辺はやはり、行政としてしっかり取り組んで頑張っていたきたいなというふうに思いましたので、ちょっと町長にも発言をしていた開いた次第です。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 誤解をされたら困るんですけども、雇用をやらんっていうことではありませんので。多くの人手がいる事業ではなしに、もう少し違う方向の企業さんということで、頭の中へ入れていただければと思います。ていうことですんで、もちろん、たぶん雇用満杯にうちは求めていかなければならんと思います。多気町に働くところがないって言われることは絶対ないようにしますので。そんなことは絶対ありません。

○議長（吉田 勝） 少し論点から。気をつけて。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） それでは次の質問に入らせていただきます。

次にですね、職員数のことでお伺いいたします。平成18年度合併時は177人でありましたが、これはあと後ほどでちょっと私も勘違いしておったわけですけども、一般会計分の職員数でありますので、特会らは入ってございませんので。また総務課長のほうで、その辺のお話をいただけるのかとも思うんです

けども、文章として、通告してございますので、読ませていただきます。18年合併時は177人であったわけですが、現在の、そんな中で条例には一応定数は160人というふうに出されております。しかしながら現実的には、実際138人と定数ある意味改革が行われたというふうに感じています。ただ、その分が非常勤職員数との大きな関係、言うなれば非常勤職員に置きかわったのではないかなというふうなこともあるのかというふうなことも踏まえ、これまでの経過と今後につきどのように考えられるか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 本町の合併時におきましては、国の集中改革プランというのが実証されてます、そこにおきましても、職員の定員の管理の取り組みが行われてます。これは国のほうは平成17年度から平成22年度までの間に職員数を減らしなさいと、基本的には減らしなさいというふうなものでございますけども、この集中改革プランとも重なり、2人の退職者に対して1名の採用という「2減1増」という形で職員数の減が行われてまいりました。

しかしながら、最近の状況では、市町村が担う事務量の増大であるとか、それから災害が発生したときの対応等を考えますと、やはり一定の職員数を維持することは重要と考えます。

ただ、職員数をふやすことにつきましては、財政負担を当然伴います。今後はですね、事務量の適正な配分であるとか、効果的な組織体制や人員配置等を通して、対応していくというふう考えております。

また、非常勤職員につきましては、町村合併以後、議員のご指摘のとおり、ふえてきております。これの主な要因として考えられますのが、特に学校や保育園におきまして、きめ細かなサービスを行うため、児童生徒や園児1人に対して非常勤職員が1人対応すると、いわゆる1対1で対応するというふうなケースがふえてることが主な要因というふう考えられます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） ふえてる要因は保育所ということで、あげられたわけですが、ちなみにですね、人口がよく似た川越町、玉城町を決算資料で見るとですね、川越は103人、玉城町は106人。これ28年度ですけどね、決算カートだから。それでまあそのときに多気町は142人ということで、40人近い差がある。これは保育園の数から言いますと、川越4園、玉城町も4園と認定が1個あるので5園、ということで、保育所の数がそんなにも極端な差はない。それから、今の言った人口にもほぼよく似た人口である。そういう中で、当町は28年度ですよ。28年度においてはそういう職員数の差、32、3人という差があるわけですけども、そののところはどのようにお考えになられますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今2つほどの町の例をお示しいただきましたけども、ちょっとほかの町の是非を問うものではございませんけども、川越町におきましては、基本的に私考えますが、多気町の面積の10分1以下という面積が大きいかと思えます。それに伴いまして、例えばインフラであるとかですね、本町であればまだまだ整備を進めていくと、やっぱり人員が割かれてるところが、もう一通り、まあインフラ整備が終わって、もう維持だけになってるのであれば、そういった部署における職員数はたぶん本町と異なってるのではないかなど。例えば保育園であるとかいう部分につきましては、県内あるいは全国同じような状況で、やはり人がたくさん要る部分ではないかなというふうに考えております。

あと、もう1つお隣の玉城町の例も出していただきました。玉城町につきましては、当然面積が違うというのも1つ要因にあらうかと思えます。やはり川越町ほどではございませんけども、やはり面積の大きさによって本町がやっている事業の内容も当然異なりますので、本町としてはいろんな事業にやっ

る部分と。

あとは本町も、別に自慢するわけではないですけども、いろんな事業をやって住民サービスの向上に努めてるといふ部分で、人が必要になってるといふふうにも考えられますので。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） まあいろんな職員数の多いのはいろんな事業を町民の皆さんのためにやっていただいとるというご発言ですけど、そんなに極端に多気町がいろんなことを、よそに比べて、すごいことをどんどんやっているのかなっというふうに思わないではないところもありますが、いずれにしても、今後のその職員数というのはやはり今おっしゃった定数の管理というところを踏まえた上で、きちっと管理をしていっていただきたいなというふうに思います。

この「職員数＝人件費」ですけども、これはまあ経常収支比率で、いつもこのごろ多気町の場合は、82、3%ということで、正常値 75%が望ましいというようなこと、これは人件費だけでなく扶助費のあたりが非常にあれかなと思わんではないんですけども、いずれにしても、その辺の経常収支比率も 75%っていうところへ持っていく努力も必要なのかなっというふうに思いますがいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 経常収支比率のご質問いただきました。75%という数字をいただききましたけども、基本、本町はなかなかそこは目指すのは難しいのかなと。いわゆる過去に戻りますと、そういった数値を実は実際達成しているところもあるかと思っておりますけども、本町は決算書にもございますように、80%を少し超えてるような状態で、逆に言えば、一定の数字で推移しているのではないかなというふうに考えております。

これが、例えば、市であるとか、いうふうになると、やはりもっと上がってまいります。90 であるか 90 後半であるとか。それは、事務であるとかそういう財政的な構造が異なる部分もあろうかとは思いますが、本町としては、今の水準を逆に落とさないように維持していくというふうな取り組みで、75 っていうのは非常に理想的な数字ではございますけれども、なかなかそこまで達成するのは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） 是非難しいとはおっしゃらずに、努力目標として、是非頑張っていたきたい。実質的に、何回もあんな財政のいいとこの話をしてもしようがないけども、川越町は 67.8 と、28 年度は。そういう状況がございますので、収入とのこともいろいろあるわけですが、一緒にはならんでしようけども、努力はしていただきたいっていう部分を思います。

次に進みます。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 前川議員のほうからいろいろ町のことも心配されて、他の町のことを言われました。これはほかの事業でも同じですけども、総務課長言いましたように、川越町は約 6 平方キロ、多気町で言うと相可町一円ぐらい。そこに同じだけではないけど職員がいる。玉城町はだいたい 4、50 平方キロです。うちのだいたい 3 分の 1 ぐらいです。町の形状も、これは水道でも道路で林の事業でも同じです。農業でも同じ。全てにおいて、形態が違います。

例えば、川越町でいくと、保育園の数もそんなに変わらなくて言います。それは僕は川越は本当に細かいそんだけの小さな面積の中で 3 つも 4 つも保育園があったら、そんだけの充実したことができます。ただ、町の形態にあった政策っていうのをやらなければならないので、よその町とそういうのは比較しても私は、例えばこれ聞いていただいて、町の方は「よそはそんなにええのか」

という誤解をされますので、その辺はやっぱり議員のほうもその辺のやつを捉まえて質問をしていただければありがたいなと思います。

これはもう大きな違いがと思うんです。町の形態が全然違う。ただ、うちの町は、山もあって、広い野原もあって、豊かな農地もある。僕はそういうそこでは、すばらしいところだと思いますんで、向こうは、平地ばっかでもしかしたら津波が来るかわからん。そんな懸念もある。やっぱりその町その町に合った政策・施策をやっていかなければならんと思いますので、よろしく願います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） 町長のおっしゃる意味は十分分かった上で、悪いところを参考にするっていうようなことは私は申し上げません。誰しも、質問するに当たっては、いい数字のところを質問させていただいてますので、その辺はまあご理解をいただきたいと。町長もおっしゃったんですが、ご理解いただきたいというように思います。

職員数はそしたらそういうことで、今後定数管理ということをしつかりと進めていただきたいなというふうに思います。

次へ入ります。⑤番目。

将来へのつけの先送りは絶対に防がなければならないというふうに私は考えております。それには、今我慢しなければならない事業とか、今どうしてもやらなければならない事業とか、選択にかかっていると思います。当局の運営手腕が問われており、中長期の財政見通しについて、この財政という部分で最後の質問としてお伺いさせていただきます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 中長期の財政見通しといたしましては、先ほど答弁させていただいたように町税の収入額が減、そして平成 28 年度からは普通交

付税の縮減、合併算定替えっていう特例措置の縮減も始まっているため、財源としては、ますます先細りの見込みでございます。

先ほど質問のありました臨時財政対策債も、将来の財源を前倒して使っている状況でございます。それから、各種基金での財源補填につきましても、いつまでも続けることができません。

財源が十分に確保できないと見込まれる以上、事業の取り止めも含めた、歳出の徹底した見直しが必要となります。

ただ、これには、住民サービスの低下という相反することも出てまいります。そこら辺のバランスは十分に見極めた上で、財政運営をしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） まさにもう課長のおっしゃったとおりで、もう見極め、これはもう行政の仕事ですので、どういうところへお金をかけていくか、これはしっかり決めていただいて、それからやはり、職員の人も町民だし、私たちが町民、うしろに見える方も皆町民だということを考えたときに、やはり、我慢をしなきゃいかんことは、またそれはそれで、きちっという説明をしていただいて、理解を得て、進めていくというようなことをやれば、これは皆さんご理解もいただけるし、わかってもらえることではないかなというふうに思います。

それでひとつ、この財政なるだけ使わないようにするっていう意味で、例えば、下水道等も農集等も管の交換であったりとか、いろいろ進めてるわけですが、そんな中で、ひとつ、例えばですけども、下水にしてもですね、電力会社の今もやってみえるんかわかんないけど、複数年契約で、コスト削減を行っているっていうようなところも聞き及びます。そういうことを積み重ねられていけば、いろんな形で、必要な要るお金が減るのではないかと。まあ入ってくる方が限られてるので、出す方をできるだけ減らすしかない部分がございます

ので、その辺のこと。それから、ちょっと下水にいろいろお話するんですけども、財政の部分で。松阪市が今まで公共をやろうと思ってたのを、面積縮小して、合併浄化槽で行うと。そのことによって、縮減を500億でしたかな、かなんかされたというようなことも新聞にも出ていたわけですけども、その辺のことは、総務課長じゃないからわかりませんが、その辺の財政的な形、支出を減らすっていうことの、1つの課ですけども、上下水ですね、その辺のこともあるのかなと思うんですけども、今この財政ということですけども、上下水道課長、その辺の何かのお考え、やれるようなことができるのかと、いうことはざいせいに関していかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上下水道課長、中出賢一君。

○上下水道課長（中出 賢一） それではお答えさせていただきます。

松阪市におきましては、現在計画しておるものについて縮小するということがございまして、今後、40年間かかるであろうということで、計画をされております。ところが国のほうは10年でしなさいと、10年概成という方向性を示しておりまして、それでは間に合わないというところもありまして、あと人口の密度等比較されてですね、全体計画の縮小をされ、事業をしないという方向を示されたわけでございます。多気町の場合は、公共下水料につきましては、既に面整備終わっております。ですから、これにつきまして、いまから減らすということはございません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 先ほど言いました、電力会社も複数年の契約とか、それやっていたらとるんかと思うけど、例えば下水道からそういうこともしていただいて、とにかくいろんな課でいろんなことの支出を縮減、削減していく方向で、是非やっていただきたいなというふうに思います。

それでは、この項終わって次の質問入ります。

プラスチックごみについてということで、お願いいたします。

プラスチックごみの海洋汚染が問題となっている中、世界のプラごみを引き受けてきた中国が、昨年末、環境汚染の懸念より、プラごみの輸入禁止の措置をとりました。各国は排出抑制に迫られているわけでございます。

そんな中で、日本は1人当たりの使い捨てプラ排出量が、アメリカに次いで世界2番目に多いという記事が出ておりました。

そんな中で①番目の質問でございます。

当町で様々な美化活動が行われているわけです。その中で佐奈川美化活動が年3回、佐奈川下流の五佐奈地区、多気の桜つつみ公園の堤防、川のごみ拾いを行っております。

ごみの量が以前より減っている気もするわけですが、依然としてペットボトル、発泡スチロール、肥料の袋、瓶類等がございます。故意に捨てるのはもつてのほかではありますが、ごみの管理が行き届いていない原因も考えられ、徹底した周知、これは皆さん何とかやっていただかなきゃいかんっていう部分ですけれども、必要に強く感じるわけです。今後の対策の考えを伺います。

ちょっとそこで議長、ちょっと写真を撮りましたので、見ていただきたいと思えます。

これは町長も出席いただいたので、これ上のは、この間の佐奈川の美化活動のごみです。たくさん撮ったんですけど2枚だけ。中にはこんな自転車まであったという状況がありました。それでとにかく多いのは、プラスチック類は非常に多いです。ふけるっていうこともあるんかと思うんですけども。それから下の写真は、これ新聞の写真をのばしたんですけども、名古屋の藤前干潟。これ全部ペットボトルです。多気町のペットボトルも1本か2本はひよっとしたらあるかもわかりません。もうこの干潟が全部ペットボトルで埋まって、これを拾ってみえるという状況があります。これはやっぱり、伊勢湾の奥のほう行くんだから、順番にたぶん流れてきたものが、どんどん、どんどん奥へ押し

れていった状況かなというふうに思います。こういう今の現状があるということを見ていただきました。

そんな中で、今の今後の対策の考えを伺います、ということでお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのプラスチックごみの質問について、お答えさせていただきます。

現在のごみの対策につきましての取り組みを紹介させていただきます。

ごみの不法投棄禁止対策の取り組みにつきましては、三重県や警察、それから地元区長と連携を取りながら、その都度、役場職員のほうが現場へ赴き、処理・対応に当たっております。また、職員の日常業務を遂行しながら、そういった不法投棄等のしやすいような場所等を中心にパトロールの対応もしてございます。

そして、不法投棄防止の啓発とにつきましては、年数回「広報たき」等での啓発を行っており、平成 31 年 1 月号につきましても、今回の議員ご指摘のですね、佐奈川清掃含めて、「プラスチックごみの削減にご協力を」と題して、広報の記事の掲載を予定しております。またその中では、マイバッグの利用促進と、確かに農業用のですね、飛散したごみ等も多かったと思います。これらの飛散防止につきましての周知を図る予定でございます。さらに、不法投棄の多い場所につきましては、啓発看板を設置することによって、不法投棄の抑止にも力を注いでいるところです。今後もこれらの施策を強力に推進していきたいと考えてございます。

また多気町では、「多気町美しいまちづくり条例」というものを制定してございます。住民による清掃活動や花づくりを行うボランティアの活動が盛んになってきてございます。こういった活動が盛んになることにおきまして、ごみのないきれいな町づくりを進めるということで、ポイ捨てをする人もしにくい

ような状態にしていきたい。というようなことで、まちづくりを進めること主眼をおいてですね、実施していきたいと考えております。今後も町の環境美化向上の施策として住民の活動を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 今も現実的にたくさんやっていただいとるということもわかるわけですが、美化デーが先般中止になったと思うんです。あれで、私町民の方より、「そんなん次の週にしてくれやなあかんやんか」というようなことを、たぶんあの時期は、やはり秋は忙しいんでしょうね、いろいろ行事組むのに。そこで、なぜしてくれやなあかんかっていうと、そこでやらなかったの、今のきれいにして捨てられないようにするということがやっぱり出ますので、おろそかになってしまう。

ということで、こういう美化デーを中止にするのではなく、今後はあらゆる手段を使って、また時期を変えるなりも含めてですね、中止にならない形をとっていただけると、町民の方、全員が出るわけではないんですけども、結構それぞれの地区で美化には非常にあれはいい仕事になるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の今後のお考えはいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先般の美化活動につきましては、天候の加減で、やむなく中止ということになりましたんですが、施設の稼働状況も関係してございます。投入されるごみを持ち込みされる場合は、施設のほうでの稼働を必要となりますので、そこら辺の調整もしながらですね、また議員ご指摘のようにですね、延期ということも、地域のイベントの絡みを考えながら、できるのであれば、また対策のほうを検討したいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） ②問目に入ります。

中国の輸入禁止の弊害が、自治体の委託先処理業者におき、プラごみの保管量増加の形であらわれております。処理料の値上げや、プラごみの品質を良品のみに限定する業者もように伺っております。当町ごみ処理の分別にもかかわる重要なことであり、早い情報収集を行い、対応していくことが必要と考えられますが、どのようにお考えになりますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問についてですが、中国のプラスチックごみの輸入禁止措置というのが報道でも多く報道されておるところでございますが、これの影響につきましては、会社や店舗等が出る事業系のごみの処理に関係するということで、こちらの処理料の価格について、今影響が出てございます。ただ、多気町が処理をしておる自治体から出るごみのリサイクル処理につきましては、国内で処理が行われているために、価格への影響については現在出ていないということで聞いております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 美化センターなり、RDFで出てくる分別ポリですね、これは確かに使えるような形でされている、でも多気町で事業者と、事業者、会社っていう話ですけども、多気町でそこいがいのことも、それがいかないのが捨てられるという部分のこともございますので、やはりこれは、もっとさらに今の話、分別を進めて、全部うまく美化センターなり、RDFへ持ってきていただくと。

今後のまた後で質問される方もございますので、ひとつ分別だけちょっと伺いしておくのに、この間、ちょっとお話もさせていただいたテレビであったわけですが、スウェーデンは99%の再資源化をしているというような国もございます。多気町において、何%再資源化をしているのかは、私も存じ上げやんところですが、その辺についての、参考にするという部分という部分も含めて、お考えはいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問ですけれども、私も12月5日のTBSのテレビで、「池上彰と考えるニュース総決算！」というので、ごみ問題を取り上げられていたのを拝見したところでございます。確かにこれ、スウェーデンのほうにつきましては、驚異的な99%のリサイクルということで、各家庭での分別が、細かく分別をするということで、7種類にごみ袋を分けると。特にびっくりしたのは、窓あき封筒などに窓あき部分については取り外して、プラスチックごみと紙のリサイクル。またボールペンにつきましても、先端の金属を外して、金属とプラスチック、それからラバーの部分は燃えるごみといったような、非常に細かくごみの分別を徹底していたという紹介がございました。これにつきましては、どうして国民皆がそういうふうな習慣づけされたかと言いますのが、幼稚園からですね、そういった分別の教育をされておるということでございました。行政主導でやっておるんですけれども、それが、自然に無意識のうちにですね、国民に根付いて、分別の循環型の社会に案っておるということでございます。

ここら辺、日本に照らし合わせても、地方は地方なりの自治体の取り組み、これの分別への啓発であるとか、周知をもっと徹底して、また住民の方には家庭でのですね、そういった分別のご協力をいただいて、できるだけごみに回らないように、リサイクルに回るように、取り組んでいかないといけないというふうなことで、考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 今後ですね、やはり、そういうことも踏まえて、再利用できるものは徹底的にする方向で担当課として、今のでもおっしゃったその福祉課、保育所関係のひとつの教育というのか、小学校、中学校の教育段階でも、子供たちは真っ白けやもんで、やっぱりきちっと分けたり、拾えとか拾ったら拾いなさいよとか、いろんなことはよく聞いてくれると思うんで、教育の中でも、保育所、小学校、中学校、教育の中でもこういうこともまたやっていただければ多気町がますますきれいな多気町になるのではないかなというふうにおもいます。

終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田 勝） 以上で、前川勝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。ちょっと短いですが10時05分ぐらい再開のめどでお願いしたいと思います。

（10番 森田 勉 議員）

○議長（吉田 勝） それでは再開をいたします。

2番目の質問者、森田勉君の質問に入ります。

10番、森田勉君。

○10番（森田 勉） 改めましておはようございます。

10番、森田です。議長の許可をいただきましたので、通告書どおり、一般質問をさせていただきます。今回、質問事項としまして、多気町の今後のごみ処理計画について、以前にもいろいろと議会の中で質問があったと思いますけども、一連の流れを総括で質問させていただきます。

多気町の今後のごみ処理計画について、多気町美化センターと香肌資源化プラザについて質問をします。

多気町美化センターは、古くは、昭和 52 年度 1 日 10 トンのごみ処理施設を建設し、18 年が経過、さらに平成 9 年に老朽化と人口増加に伴い、処理能力を上げるため新設を行い、今年で 20 年が経過しました。長い間、町民の生活環境づくりに努めてきましたが、焼却設備においては老朽化が始まり、設備の維持、長寿命化に巨額の投資を迫られていることから、焼却設備の廃炉、決断となったわけであると聞いております。2019 年度には可燃ごみは、今の奥伊勢資源化プラザへ搬入予定、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他のごみについては、多気、勢和地区と分別が、一本化になる時期を見据えた期間は、美化センターで処理と判断しています。

地区住民へのサービスは、今後どうなるのか、今以上になるのか、質の向上を期待しています。生活に不可欠なごみ処理、運営はいかに。

以上の事を踏まえ 8 項目の質問をさせていただきます。

1、焼却施設閉鎖後、可燃ごみについてどのような運営をしていくのかお伺いします。

2、不燃物、資源ごみの美化センター資源物プラザでの運営方法についてもお伺いします。

3、瓦、ガラス、陶器の処理については、他の市町には数多くない最終処分場の閉鎖処理年度は、いつですか。またそのあとはどうするのかお伺いします。

4、資源物、埋め立ての運営は継続して行う予定と聞いておりますが、それに伴い事務所や計量設備は、焼却設備の解体年度に合わせ平行して美化センター資源物プラザで運営していくのか、お伺いします。

今後は、バイオマス発電燃料集積による計量設備の利用も含め考えていただかなければいけないと思いますが、お聞かせ下さい。

5、施設閉鎖に伴う、ダイオキシン処理による清掃作業と施設解体に伴う概算費用についてお聞きします。

6、設備停止、廃炉になった時点から設備の解体、撤去に至るまでの時期は、予算上、長期になると思いますが、計画があればお聞きします。

7、美化センター分として、香肌奥伊勢連合による収集、運搬、民間処理委託経費について、どれくらいかかるのか、概算見積をお聞きします。

8、破碎機が現状継続しない場合、破碎設備は今後どのようにしていくのか、有効利用できないのか、考えを伺います。

以上美化センターの質問とします。回答よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの森田議員の多気町のごみ処理計画、美化センターについてのご質問について、お答えさせていただきます。

まず最初に、焼却施設閉鎖後、可燃ごみ、業者収集、個人持ち込みも含めての、についてどのような運営になるかということにつきましては、32年度からは、多気町全域の可燃ごみの収集及び処理を香肌奥伊勢資源化広域連合で行うこととなります。これまで美化センターで処理をしてきました多気地域につきましては、広域連合が収集を行うということになり、また個人の、可燃ごみにつきましてはですけれども、直接持込先も広域連合のほうに持ち込んでいただくことに変更になります。

続きまして、不燃物、資源ごみの美化センター資源物プラザでの運営方法についてでございます。

多気地域の不燃物、資源ごみの処理は、可燃ごみより3年間遅れて35年度から香肌奥伊勢資源化広域連合に統一ということで、予定してございます。これによりまして平成34年度までは、これまでと変わらず町が美化センターの運営を継続していくこととなります。

それから3番目の瓦、ガラス、陶器の処理につきまして、ほかの市町には数多くない最終処分場の閉鎖処理年度についてでございます。

最終処分場の埋め立て計画期間につきましては、維持管理計画というものを設けてございます。ここで平成40年度の末までというふうに決めてございます。埋め立て後の跡地利用につきましては、現在未定ということでございます。

最終処分場につきましては、昭和 51 年 12 月に着工し、計画期間を 52 年から続けてございますが、面積としまして、1 万 4801 平米。当初の容量としましては、15 万立米を予定してございました。29 年度末の残容量としましては、10 万 9956 立米ということで、約 7 割程度、現在まだ残っておるというような状況でございます。

続きまして、事務所や計量設備につきましては、焼却設備の解体年度に合わせて平行して運営していくのかというご質問でございます。

美化センターにおいて、資源物及び埋め立て処理が継続する期間は、計量設備を含め事務所が必要となります。また、バイオマス発電燃料材の計量受付の事務もここで行っておりますので、事務所は継続して利用していく予定でございます。

続きまして、施設閉鎖に伴うダイオキシン処理による清掃作業と施設解体に伴う費用につきましてでございます。

閉鎖に伴う事業としまして、通称では「仕舞工事」と言われるそうですが、清掃等の業務につきましては、1980 万円ほどの経費。また、煙突のみの解体撤去工事という工事費につきましては、約 9000 万円。煙突を含む建屋全体を一体的に解体撤去する場合の工事費につきましては、約 3 億 8500 万円程度かかるというふうな見積もりを聴取してございます。

続きまして、廃炉になった時点から設備の解体、撤去に至るまでの計画ということでございますが、32 年度に閉鎖に伴う清掃等の業務を実施し、可燃ごみ系の設備を廃止状態でしばらくの間留置することとし、財政計画、それから施設の耐震性等総合的に判断し、適切な時期に解体撤去の作業を行うと予定してございます。

続きまして、香肌奥伊勢資源化広域連合による収集、運搬、民間処理委託経費の見積金額についてでございます。

多気町の可燃ごみの年間処理量が約 3,700 トンの見込みということで試算した場合、1 トン当たりの民間処理経費が 3 万 6200 円が見込まれますことから、

約、全体で、1億3394万円ほどの経費がかかると見込んでございます。

続きまして、破碎設備についての今後の利用についてでございます。

破碎機を移設する場合につきましては、解体したあとに移設先で新たに組み立てる作業が必要となります。ここで移設経費というものが、新設の設置をするのと変わらない費用が発生すると聞いてございます。消耗品の部品やとか、そういったものも交換して、新しく移設するということになる、新設と変わらない経費がかかるということから、現在の破碎機をほかの場所で再利用する予定はございません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） ありがとうございます。

1番と2番について質問させていただきます。業者収集は、香肌奥伊勢連合のほうでしていくということと、個人持ち込みについては、今までは美化センターへ入れてたけども、今度はまた行く先が変わると、そういうことでよろしいですね。あとは、持ち込み金額のほうも、今のままで据え置きということ結構ですか。はい。

続いて、2項目目の質問をいたします。

閉鎖後、分別が統一できるまでは、現状継続ということで、よろしいですね。はい。それでは、なぜ今ここで質問をするかということは、香肌と美化センターと同じ作業を行っているということに対して、できる限り早期に一元化することにより、無駄な経費を削減できるのではないかと考えておりますので、1カ所で処理を行うには、いつ頃を目標に定めておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、要は、1カ所ですれば、やはり町の経費も少なくなるということで、早く1カ所集中で処理をしていただきたいという私の願いでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの質問についてでございます。

不燃物、資源ごみにつきましては、それぞれで香肌の広域連合もそれから美化センターでも処理を行ってございますが、収集体制のほうに違いがございます。資源ごみの中で、特にプラスチック系のごみ類、これが香肌奥伊勢資源化広域連合のほうの管内につきましては、今可燃ごみと一緒に収集されております。これらを分別するためのそれぞれのごみの資源物ステーションであるとか集積所の構造等にも問題がございまして、一気に可燃ごみと同じ 32 年度から統一というふうな体制に持っていけないところが課題がございます。

その集積所等の問題、それから集積所にプラスチックごみ、それから、紙・布類もそうなんですけれども、雨に濡れないようなステーションが必要になります。こういったものもまだ整備はされてません。そういった違いがございますので、3年間の期間をおいて、その問題を解決をしたあとで統一していくというふうなことで準備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 早期にやはり一元化するっていうことが望ましいと思いますので、極力努力して方向性を見出してください。

続いて3項目目の埋め立てなんですけど、まだ7割弱残っておるということなんですけども、バイオマス集積所の利用を含め、やはり、もう一度慎重に検討していただきまして、住民サービスが低下しないように、いろいろ努力していただきたいなと思っております。7割弱ということはまだ計量設備もいろいろ利用していくというふうになると思いますけども、要検討ということでお願いいたします。

次5の回答に対し、概算見積もり、今いただきましたけども、だいたい3億8000万、トータル的にいえばかかると思うんですけども。私も以前、よその市

町で廃炉の手伝いをしてきてまして、いろいろ見てきておるんではありますけども、それはそれとして、解体設備ですね、焼却設備解体による財源ですよ、それをやっぱり自主財源でできるんであるか。依存財源を課長のほうで捻出させていただいて、方向性を見出していただけなのか。その辺もひとつお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。要は自主財源でやるか、いろいろ方策で、交付税とかのいろいろの捻出方法があると思いますけども、お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 解体費用につきましての、財源措置についてのご質問だと思います。

補助、それから起債等についてもそうなんですけれども、新たなですね、施設の設備投資につきましてはそういった特定財源っていうのが求められるんですが、解体撤去費用につきまして、今現在そういった財政措置を受けられるものはないということで、これらの最後の工事費につきましては、自主財源で賄うことになってこようかと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） ありがとうございます。知恵を絞って、検討のほうよろしくお願いいたします。

6番の設備停止、廃炉になった時点からそういう問題ですけども、他の町村の経過を調査しましたが、いろいろ財政事情によるものが多いと思いますけども、解体を急がなくても、よろしいのではないかと考えております。まず1つはダイオキシン対策さえしておれば、あの施設は30年はまだ、景観さえ言わなければですよ、放置しておいてもよいと私は判断しておるわけなんですけども、自主財源でやるのであれば、今後解体資金を積み立てて、ひとつやるという打つ手もあると思いますけども、その辺はどう思われておりますか。お願い

いたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 確かにこの膨大な費用がかかると、壊すことについて費用がかかるということになります。また解体だけではなくて、そのダイオキシン対策とか、清掃費用、それから、残ったごみ残渣等の処分費用といったものもかかってきます。これらの費用は多額になりますので、今すぐにと、閉鎖後すぐにとというわけにはいきません。財政当局とも相談しながら、財源の確保についてどのような手段でいくか、しばらくの間、そのまま留め置くような状態にもなるかと思えますけれども、適切な時期に、財政当局と判断して、また決めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） いろいろな方面から指導、情報いただいて、よろしくお願いいたします。

次7の項目ですが、閉鎖後は、香肌に合流するには、美化センター分の年間可燃ごみの約1億円余り、または、最終は不燃物、資源物、粗大ごみ処理経費が上乘せされてきます。閉鎖前、美化センター可燃物経費約、昨年が1億4000万という総経費を見せていただいたんですけども、可燃物としては、1億円弱だろうと予測はしとるんですけども、年間の差額に対して、もし仮に、長寿命化の思い切った選択もありかなとは思うんですけども、強い判断力のある町長にちょっとお聞きしたいなと思つとるんですけども。

課長でもよろしいですよ。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問でございます。

このごみの処理の計画につきましては、長年来、香肌のごみ処理と合わせてですね、どのようにしていくか、経費をかからないように、安全で、ということで、歴代検討をいただいたところでございます。

今現在、その中では、ごみ処理の体制をですね、多気地域のごみ処理につきましては、香肌広域連合に統一して、香肌のほうで一本化することによりまして、いろいろな統合されることによって削減される経費、また追加の経費もかかるんですけども、施設に要していた費用、修繕費やとか人件費、こういった経常経費的なものも削減されるということもありまして、今現在は、かはだの資源化広域連合に合わせて一本化していくというふうな方向の方針を見出していたところでございます。

また、香肌のほうでは、10年間民間委託をするということなんですが、その間に、いろいろなまた方策を練って、新しく建てるのか、またはほかの自治体との協力を願っていくのか、というようなことも合わせてですね、検討していくというようなことになってございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10 番（森田 勉） 28年度の美化センターの経費ですが、総経費先ほども、申しましたけど、1億4000万円ですが、美化センター閉鎖になった場合、今より香肌に移設に伴う処理金額は恐らく上がると思うんですけども、横ばいか下がることは、まずありえないと思っております。これはやっぱ手前でやるのと企業に渡すのでは、大変な差額が出てくると思うんですけども、その辺について、どうお考えになっておるか、ちょっとお聞きします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） あとのご質問にも関係するところではございますけれども、今香肌広域連合に統合して、その香肌への支払うべき、負担金にな

ってこようかと思いますが、これが美化センターと今現在の香肌へ支払っている負担金との比較しますと、減る方向ではないというふうなご指摘ではございません。

当面はそういった民間処理委託等もございます。そういった処理につきましては、先ほど申し上げましたような、委託経費というのがかかってくるんですけども、新たなごみの仕組み等も選択肢はまだ余地はあると思います。

10年後にそういった経費が削減するような方向でいろんな方策を練っていくことが必要かと思っておりますので、できるだけ、必要な財源を余分に支出しないで済むような手段というものをまた広域連合を中心に検討していくことになるということに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 損得の勘定ですが、設備の長寿命化を行った場合の概算金額ですね、今後の民間委託を行ったとき上がる金額の差異は、前文でも述べましたけども、年間5000万円。あくまで可燃物のみであります。10年で約5億増となることはおわかりと思います。近くなるという金額はおわかりと思います。延命工事費と見比べ、住民がですね、納得いく施策を今後もお願いしたいと思っております。

8項目目のことについて、再質問いたします。

破砕機の有効利用ということで、なかなか今老朽化で直すようなことと、また移設するようなことでは、新設するような金額が発生するというご回答なんですけども、まず有効利用としてですね、点検整備、今後とも取りかえてやっていただければ、いつまでも機械というものは動くということは皆さん御存知だと思っておりますけども、民間に払い下げるということは考えておられないのか、ということと、以前災害にバイオマス発電所から多大なるご寄附をいただいたということは、私の頭の脳裏の中に焼き付いておるんでございますけ

ども、やはり破碎設備というのは、ああいう方面で有効利用できるんじゃないかと、私は思っておるんですけども、一度そのような業者にご相談いただいて、もしも有効利用できるのであれば、また払い下げという考えでいければなど。やはり持ちつ持たれつの世界ですんで、話ぐらいはしていただきたいなと思っております。

以上です。次の質問に入ります。

香肌奥伊勢資源化プラザについて、質問をさせていただきます。

三重県のRDF事業は、2019年度9月をもって終了予定です。それに伴い香肌奥伊勢資源化プラザも閉鎖予定と聞いています。

RDF事業は、ごみを固形燃料に発電事業に貢献できる設備として、平成13年に8町村で運営開始し、当初は固形燃料の処分は売却ができると聞いていましたが、一転し、処理費を出すようになり、現在に至っています。

平成の合併により、処理施設の拡大により、松阪市飯南、飯高の離脱があり、今は大紀町、大台町、多気町の3町で運営を余儀なくされています。

年間の3町による可燃ごみ処理、約5,800トン、そのうち勢和地区は、953トンと2017年度実績と聞いています。多気美化センターが閉鎖され、香肌搬入となると、多気町全体のごみは約3,500トンの処理になります。美化センターの可燃物処理費を含むと、今後の処理経費の軽減につなげるには、さらなる分別をしっかりと行うことではないでしょうか。

3町による運営は、向こう10年間は民間処理委託と決定されていると聞いていますが、以下6項目について質問します。

1、多気町美化センターと同じ宿命にあるわけですが、多気町美化センターと同様に閉鎖にかかる概算費用をお伺いします。

2、可燃物中継所として利用するごみピットの設備の改修予算について、お伺いいたします。

3、2020年度以降、多気町の香肌奥伊勢連合のごみ処理の分担金は、多々気町分としてはいくらになるか、お伺いいたします。

4、10年間民間委託を行い、累積支払い金額を試算すると新設焼却炉が建設できる金額に近い支出が予測されます。そこで、小規模焼却施設、新設交付金もしくは、それに準じる事業、交付税を受けることができるのであれば、3町で足並みを合わせ、方向性を統一できる可能性も秘めているのではないかと。これは連合会長である久保町長にお伺いいたします。

5、最後に、ごみの分別について、昨年度の主要施策の評価の中で今後の勢和、多気地区における分別の統一を行うとのことですが、現在のどのような進捗であるのかお伺いします。また、今後公平性をもって行えるようにするには、何をどのようにすれば統一できるのか伺います。

6、今後10年間は民間委託をする方針が決定されましたが、その後はどのような方向で進むのか、ビジョンがあればお聞かせ下さい。なければ結構です。

民間委託見積と同時、近隣市町にも処理の依頼をなされたと思っておりますが、その辺の動向もお話しいただければと思います。

以上6項目質問をいたします。お願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） よろしくお伺いいたします。

香肌奥伊勢資源化プラザについての質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、閉鎖にかかる概算費用についてでございますが、香肌奥伊勢資源化プラザは、閉鎖するのではなく、固形燃料の製造を終了しますが、可燃ごみの中継施設としての機能を継続させるために、2案の検討を行っております。

1案が、RDF施設を再利用するために、RDF施設内の機械を撤去する場合の経費が1億～1億5000万円程度かかり、10年後の建屋の解体費が1億5000万円、そして建物が消防法の対象となり、設備点検費等で10年間で1500万円、合計で3億1500万円かかります。

2案は、10年後に施設全体を解体する場合は、2億3000万円の経費となり、最終的に10年後に施設全体を解体したほうが経費が少なくなるということで、

2案で計画をしております。

2点目の、中継所として利用するごみピットの設備改修予算でございますが、現在のクレーン制御では、可燃ごみの搬出ができないため、メンテナンスハッチの開口部を広げ、1階のメンテナンスホールまで降りてくるように、ごみクレーン自動制御システム改修費で972万円。メンテナンスハッチの拡張及び既設の油庫及び油圧ユニットの撤去等で1485万円。脱臭防虫設備費で2025万円、合計で4482万円程度の経費がかかります。

3点目の、2020年度以降の多気町のごみ処理の分担金についてでございますが、可燃ごみの搬出量にもよりますが、29年度実績に基づき算出しますと、2億4648万4000円となります。

なお、経費の算出根拠につきましては、平等割20%、人口割30%、利用割50%で算出をいたしております。

そして、ごみ処理経費につきましては、今のところ、ゴミ処理費がトン当たり2万9700円。運搬費が5,500円、環境保全負担金1,000円で、合計1トン当たり3万6200円の処理経費がかかります。

なお、この処理経費につきましては、今後入札をする予定でございますので、今の経費につきましては、決定はいたしておりません。

4点目の、小規模焼却施設の新設について、3町で足並みを合わせ、方向性を統一できる可能性を秘めているのではないかとの質問でございますが、平成28年2月25日開催の3町首長会議で、4点について確認が行われております。

1点目が、ごみ処理は暫定措置（おおむね10年）とし、民間処理を検討する。

2点目は、松阪市へのごみ処理委託等については、状況に応じて協議検討を行う。

3点目は、RDF処理については、選択肢の1つとして検討する。

4点目は、新施設建設に向けての協議は継続して行う、となっております。現在は、10年間民間委託で、ゴミ処理を行う計画でございます。

議員ご質問の、新設焼却炉が建設できる金額に近い支出が予想され、小規模焼却施設の新設について、3町で足並みを合わせてということですが、29年度決算で見ますと、多気町美化センターの経費が、1億4291万3000円、香肌奥伊勢資源化広域連合の負担金が、7897万4000円で、合計で2億2188万7000円となっております。

先ほど3点目の質問でお答えさせていただきました、2020年度以降多気町の香肌奥伊勢資源化連合ごみ処理の負担金が2億4648万4000円であり、差し引きしますと2459万7000円の増額となります。

昨年の9月8日に開催されました全員協議会において、広域連合で作成されました資料により、多気地域を含めた事業検討がされ、新規焼却施設の設置には、総事業費25億2000万円という額を提示しております。

補助率を3分の1で算出しますと、約8億3000万円となり、残りの16億9000万円を3町で負担することとなります。

多気町の負担率につきましては、約4割の負担率となり、約6億7000万円の負担金となります。

先ほどの広域連合でのごみ処理経費の増額額2459万7000円を20年間支払いますと、約4億9000万円となり、新設した場合より、広域連合でごみ処理をしたほうが、多気町の負担が1億8000万円安くなる見込みであり、新たな施設の建設はしないほうがよいと考えております。

5点目の、勢和、多気地区における分別の統一についての進捗ですが、一部資源ごみの分別方法に違いがあります。

プラスチック類については、31年8月から勢和地域では、プラスチック製容器・包装物を、資源ごみとして分別することになり、ごみ集積所の看板を製作し、年明けから取りかえを行い、分別の周知を行う予定でございます。

また、1月の広報の折込みでも、周知を行う予定でございます。

そして、毎年開催します区長会や、勢和地域10地区で、懇談会を開催し、資源ゴミの分別について、町民の皆様方の理解を得るための説明会を開催して、

周知をして行きたいと思っております。

また、勢和地域においては、資源物用のステーションがある区と、ない区があります。

ステーションがない区では、資源物を出す日には、皆さんが集会所の広場に資源ごみを持ち寄り、処理業者のトラックに積み込んでいるところがあります。

まずは、一時的に保管できる資源ステーションを全ての区に整備し、資源ごみが可燃ごみに混入しないようにする必要があります。

6点目の、10年後のビジョンがあればとの質問ですが、新たな施設を整備する場合には、用地取得、環境アセス、建設と長い時間を要します。

これからの10年間に新施設の建設も含め、近隣市町での引き取り先を探すなどの、取り組みを行う予定でございます。

しかし、現時点では、その後のビジョンについては、決まっておられません。

そして、近隣市町にも処理の依頼をなされたと思っておりますが、その辺の動向もという質問でございますが、松阪市のごみ処理施設が稼働してから、町長をはじめ、関係首長さんが松阪市長さんへごみ焼却の依頼を再三行ってもらっております。

松阪市の現状は、100トンの焼却炉が2基あり、1日当たり200トンの処理能力がありますが、現在1日170トンのごみ処理を行っているとのことでございます。

2020年からの香肌奥伊勢広域連合のごみ量は、約1日当たり40トンで、松阪市のごみと合わせますと210トンとなり、現在の松阪市の処理能力では処理できない状況であり、今後ゴミの減量化がされた場合には、広域連合のごみ処理のお願いができるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 香肌資源化プラザについて、回答ありがとうございます。

まずは1項目目について、今すぐにとすると多大な出費が伴うということで、10年後に2億3000万投資するということで、10年後には中の設備等の撤去に入るということでよろしいですか。

もう1つちょっと聞きたいんですけども、中だけ撤去したら建屋だけ残してくんですよね、10年に。全部やるんですか。そしたら更地にするか、設備の解体撤去するかっていう見積もりは今お聞きしたんですけども、地元との契約っていうか、お話し合いはどうかとるんですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思いますけども。中には民地っていうのはありませんか。また、今の建物自体が全部敷地面積というのは、3町のものなんですか、その辺もちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 地元の協議につきましては、R D Fから4回ほど地元協議をさせていただいております。それはなぜかって言いますと、当初の契約の段階で、20年後に更地にしてっていう要望書が出ておりました。しかし、町の施設であり、今回、方向性は変わりますけれども、中間の集積所ということで、地元の理解を得られたので、あのまま継続させていただくと。10年間継続して使うということ。

それと土地につきましては、3町の協議の土地名義で全部ございますので、R D Fの土地でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。地元との協議の上、お話し合いをさせていただいて、適切な処置をお願いいたしたいと思います。

2の回答に対してですけども、ごみピットの中継所に使うということで、ピット内の貯留ですね、放り込んで毎日40トンぐらいごみ入ってくるんですか。

そのときに中の環境整備ですよ、その辺は今のこの金額 2025 万ですか、先ほどお聞きしたんですけれども。脱臭装置について。その辺なんですけれども、僕もちよっと経験したんですけれども、異臭とか密閉されとる中でメタンガスとか発生する、生ごみは特にあるんですけれども、その辺に伴うやはり脱臭装置をしっかりしたものをつけておかないとドカンとやる可能性が無きにしも非ずとっておりますので、その辺を検討中、まあ今後業者との兼ね合いの検討だと思っておりますけれども、我々の中ではそういうノウハウを持つ人間は見えないので、まず業者にしっかりと検討をしていただくということで、お願いいたします。これ以上は回答していただかなくても結構です。

よその市町と照らし合わせて、そういう時はどういうふうにするのかっていうことをやっぱり要検討ということで、お願いいたします。

次、3の項目でね、3の項目です。

ごみ処理の分担金は幾らになるかということで、方向性の計画をお聞きをいたしました。新設はまずないということで、お聞きしたんですけれども、やはり、3町で年間に、これは僕の意見何ですけれども、3町で年間に6億4000万かかるということは、10年で64億ということで、簡単に言えば。新設する金額は出てくるんですけれども、それには、一応一番難しいのはごみ処理施設を建設するっていうことは、やはり住民感情が出てきてなかなか場所選択するっていうことは、非常に僕はもう行政としては、これ一番困難な、お金はどうにかなるんですけれども、やっぱり住民感情が出てくるんで、たぶん大台に言っても大紀に言っても多気町で言っても、それは不可能な数字になるかなとは思っておりますけれども、それに対して地元負担金とか、いろいろお支払いも出てくると。その辺の損得も考えてみると、やはりこれから先は、広域で大きな施設をもって処理をするのが妥当だと思っておりますので、64億っていうことを頭に入れて、いろいろ新設の可能性があるのであればですよ、なければそれでそのままやっていただいて、納得のいく施策をしていただだけきたいなと思っております。

続いて、6項目目について、町長は連合長として努力していただいていると

私は非常に評価をしておるんですけども、8月5日の新聞にもこういう松阪市に依頼するということが、これは某新聞なんですけども。私も見せていただいて、これは松阪市友達からもろたんですけども、やはりこういうことを先走ってしまうと、やはり向こうも住民感情をあらわにしてくれますんで、ごみ処理が自分とこでせんかということがやっぱり出てきますんで、10年後また久保町長がされとるんであれば、私も非常に助かるんですけども、10年後は誰がしとるかわからん状況で、松阪市に委託するやら、そういうことを発せられのはちょっと時期尚早じゃないかなと思とるんですけど、それはそれで、町長のビジョンであって、私はよいと思いますけども。一応松阪市の住民の方が、感情を逆なでするようなことを少しちょっと控えていただきたいなど、私は思っております。

また、昔ですか、炉を拡大するときに、ごみを持ってくのに、近隣の市町ではなかなか引き取っていただけなかったということもちょっとお聞きして、遠いところまで持っていったということも、お聞きしておりますんで、その辺も踏まえて、今後、いろいろと施策をしていただきたいなど思っております。

町長に置かれましても、今期のこの任期は、ものいりが非常に多いと思いますので、まず手腕に期待して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 以上で、森田勉君の一般質問は終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

（5番 松木 豊年 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。

3番目の質問者、松木豊年君の質問に入ります。

5番、松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 一問一答方式で、質問をさせていただきます。

質問項目は、「1、多気町の財政の現状について」、「2、国民健康保険料の

均等割への軽減策について」、「3、子育て支援センターのびのび、放課後児童クラブについて」、「4、妊産婦健診について」、「5、会計年度任用職員制度の準備状況について」、「6、学校給食のアレルギー対応について」、「7、学校へのエアコン設置について」。以上7点に渡って行います。よろしくお願ひします。

まず最初の多気町の財政の現状についてであります。平成29年度の決算にかかわって質問させていただきます。

他の議員も既にいくつか重なる質問をされておりますが、私は監査委員による審査意見書で、主な財政指標として挙げられている財政力指数、経常収支比率、人件費比率、経常一般財源比率、公債費負担比率、それぞれについて監査委員から、2行～3行の簡潔なコメントがなされております。これらを踏まえて、それぞれの指数について、当局の評価・見解をお伺ひしたいと思ひます。お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 先ほど松木議員のご質問にございました4つの指標でございます。

決算書には町村合併平成18年から推移した数字が記載をされておりますけれども、これらにつきましては、全国のいわゆる類似団体、多気町と人口規模であるとか、人口の構成、1次産業、2次産業等の比較した類似団体というのがございますけれども、それに比べても、良好な数値で推移しているというふうにご考慮しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） いわゆる類似団体、同じぐらひの自治体のその仲間の中で見ると、良好だという評価、こういうふうにご理解してよろしいですか。あり

がとうございます。

次に、健全化判断比率、資金不足比率について、及び、監査員の審査意見書全体について、どう受け止めておられるか、このことについて、お伺いします。

お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今年9月にですね、議会のほうに報告させていただきました、健全化判断比率、資金不足比率でございます。それらにつきましては、適正に監査をしていただいたものというふうに捉えております。

今後同様の監査結果となるように、財政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 全体として、財政状況については、健全であるというふうに理解している、こういうことでよろしいですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川君。

○総務課長（森川 直昭） その通りでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 私も、類似団体や、あるいは県内の自治体の中でのいくつかの今質問させていただいた以外の指標について、少し調べてみました。

例えば、実質公債費比率につきましては、多気町は6.2で、全国平均の6.9、県の平均の6.7よりも低い状況にありますので、答弁いただいたように、良好な状況にある、こういうふうな理解ができると思います。

私は次に、各種基金についての質問をさせていただきます。

この各種基金は、15億7769万5000円の財政調整基金をはじめ、さまざまな基金を合わせると、37億6602万9000円となっています。国の政治は、町民の暮らし・福祉を壊すことを続け、とどまるところを知らない暴走を続けております。こうした状況にあって、多気町は、地方自治の原点に立ち戻って、町民の皆さんの暮らし・福祉を守ることに心血を注いで、町民の皆さんに寄り添って、きめ細かい対策を講ずることが必要であると、こういう状況にあるというふうに思います。

町民の皆さんの声に耳を傾けながら、さまざま対策を進める上で、各種の基金を有効活用することは、大変大きな効果が来たできると思います。この点について、町長のご所見をお伺いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 松木議員のほうから所見をっていうことで。

確かに初めのほう、国政に対する批判もおっしゃられましたけども、今国のほうも大変やと、我々自治体も大変で、例えば、最近打ち出された子供の保育料の無償化とか、そんなんも国のほうで提案をされました。非常にこれにつきましても、一番初めの私の町政報告、町村長大会の中でも国のほうに、我々地方の自治体も含めて、声を上げて言いましたのは、格好のええことを言うてくれんなど。民営の保育園であればこれは一部の部分捉えてですけども、無償化について、国が補いをすると、ただし、公共の自治体については2分の1を持つと、4分の1を持つと。今日のニュースでは国は3分の1から2分の1になるとかいうのも出てましたけども、そういう負担もしなければならん。

我々それぞれの自治体においては、一番初め、ちょっと前川議員のときにもありましたけども、裕福な自治体、町の形態によって違う自治体の財政運営、いろいろありますので。

それぞれの自治体において、是非また松木議員のほうから国のほうに、町に

合った、地域に合った支援っていうのを国のほうでやっていただきたいということも言っていたければありがたいかなと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 町長がおっしゃるとおり、国は国庫支出を出動するというふうに言いながら、2転3転公約を破ってきていることはあとで国保の問題でも質問させていただきますが、多々多い、まあ常習犯とでもいうべき公約破り、幾つもあると思います。このことは正しながらも、やはり町独自で、独自の財政の中できめ細かい対応策を進める。これは国だけの責任にしないで、独自にやれることはやる。このことに知恵と力を結集していく。こういうことが非常に求められていると思いますので、是非ご一緒にお力を出していただいて、お願いしたいと思います。

続いて、9月の議会でも質問させていただきました、国民健康保険について、質問させていただきます。今回は、国民健康保険料の均等割への軽減策に焦点絞って質問をします。

国保加入者の状況については、9月議会に配布された多気町主要施策の成果にも載っておりますが、加入者が置かれているより具体的な状況をリアルにするために、以下のことについて、お答えください。

加入世帯の平均所得、18歳未満の加入者数、障害者の加入者数がどうなっておりますでしょうか。

合わせて、徴収保険料のうち、均等割分の徴収額、全額に占める割合がどうなっているか、お願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） それでは先ほどのご質問についてでございます。

まず世帯の平均所得でございます。29年度の実績で、世帯平均所得が118万1348円でございます。また、18歳未満の加入者につきましては、263名。そし

て、これは平成 30 年 11 月末現在の 5 級以上の身体障害の方の数ですけれども、241 人となってございます。

それから、徴収保険料のうちの均等割分の徴収額につきましては、1 億 1143 万 3855 円となってございます。これは全体に占める割合としましては、34%ということになってございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 今課長からご答弁いただきましたように、本町の国民健康保険に加入者する世帯の皆さんの平均所得は、何と 118 万円余りです。この年間所得の中から保険料を支払っていく、これは大変な負担になってくると思います。その中でも、あとで述べます均等割、子供さんがたくさんいらっしゃる、障害者の皆さんがおられても、同じように人头割として、頭数分徴収される。こういう仕組みが大きな問題であります。

現状では今ご説明していただきましたように、全体の 3 割余りを徴収総額でこの均等割分が占めているということでもありますので、この分についての改善が何としても必要だと思います。

そこで、次の質問に移らせていただきます。

現在、多気町で保険料を軽減している状況、この点についても、要件、件数、軽減額及び徴収額全体に占める割合について、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 保険料の軽減の現状についてでございます。

29 年度実績でいきますと、軽減所得、軽減には 3 種類がございます。まず 7 割の均等と平等の軽減を図る要件でございます。所得が 33 万円以下の世帯について 7 割軽減。続きまして、5 割軽減は、33 万円とその世帯の中の被保者数

に 27 万円をかけた合計金額以下の世帯が 5 割軽減ということです。それから 2 割軽減につきましては、33 万円と被保者数に 49 万円を掛け合わせた金額の合計所得以下の世帯について、2 割軽減という要件になってございます。

それから 29 年度の軽減件数は、1,300 件。そして、軽減しております金額は 6145 万 560 円となっております。これは全体に占める割合としましては、19% の割合となっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5 番（松木 豊年） 今ご答弁いただいたように、多気町でも低所得の皆さんに対する軽減策、かなり努力されていると、このことについては、改めて、敬意を表するものであります。

次の質問に移ります。

町長にお願いしたいと思えます。

全国知事会が国民健康保険に国費を 1 兆円投入するべきと要望されていることについて、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうからということですので、議員のおっしゃられた、その 1 兆円の要望の件、平成 26 年でしたかな。こういうこれは正式にされたわけではないと思えます。文書で出たわけでもない。ただ、知事会の要望として、当時の栃木県知事が申されたやつと聞いております。

こういうことが現実的にやっていただければ、私たちの町の運営経費も非常に助かりますので、いいとは思いますが、ちっちゃな一自治体の長としては、それが実現できるものならそれはいいんですけども、国のほうにおいては、国防もあれば、たくさんの分野の経費がかかりますので、これの部分についてこんだけいただければありがたいんですけども、なかなかそんな部分には

ならないと思います。現在、全国で4,000億弱のそういう公費が投入されておりますので、我々はその割り当てていただいている金額の中で運営をやっているかなければならないと思ってますので、また所属されている党のほうからも、そういう要望もまた上げていただければいいかなと思います

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 町長おっしゃるように、全国知事会の要望は、平成26年7月15日に国民健康保険制度の見直しに関する提言というタイトルで、出されたものであります。さすがに全国知事会は、紳士の皆さんの集まりですので、この要望書の中には、提言の中には、具体的な金額などは明示されておられません。これにかかわって、自民党の中に、医療に関するプロジェクトチームというのがございまして、主要関係団体とのヒアリングがされております。その中で、先ほど、町長もおっしゃった、この問題についての担当の栃木県知事さんが具体的な規模と内容について、説明をして意見交換をしたということが、国保新聞に掲載されております。

議長の許可がいただければ、この新聞記事を皆さんにちょっとこの場から提示したいと思いますが、よろしございませうか。新聞よろしいですか。

○議長（吉田 勝） 掲示結構ですよ。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

ちょっと見にくいかもわかりませんが、拡大しておりますので。

タイトルが「公費1兆円の投入を」ということです。そして、その規模は1兆円なんです。中身、内容について、これが重要なんですけども、協会けんぽ並みの負担率を求める。規模と水準に初めて言及したということなんです。

つまり、公費1兆円投入すれば、協会けんぽ並みの負担に低く下げることができるんだということを、全国知事会が提言をし、実行を迫っている。

ここで重要なのは、町長さん、御党も頑張れというように激励をいただきましたけれども、これは言われなくても頑張る党ですので、その必要は全くござ

いません。実はこれ、地方6団体が、全国知事会の要望を受けてですね、地方6団体が共通の一致した要望として今まとめ上げられてるわけですので、町長さんも、当事者のお一人ですので、小さい大きいは問いません。日本列島全国ですね、この1兆円規模投入せよという大運動を起こしていく。これしか道はないと思うんです。ですので、私は、この点に党派を超えて全国の知事会の知事さんたち、いろんな方がおられる。どちらかという、自民党を支持する方が多数だと思いますが、そういう方たちもこぞって、一致した要望として、まとめているわけですから、何としてもこれ実現しないわけにはいかないと思います。

そこで、私が今回質問をし、提案させていただいている均等割についての問題です。

日本共産党は、先ほど町長もおっしゃっていただきましたけども、11月1日に高すぎる保険料を引き下げ、住民と医療保険制度を守りますという政策を発表いたしました。この中では、全国自治会の要望を受けて、国費1兆円投入を財源にして、応益割の均等割と平等割をなくすこと、このことを政策として掲げています。この均等割、平等割がなくなれば、収入に応じて所得に応じて保険料が決まる。こういう国保しかとっていない均等割や平等割、この制度がなくなれば、協会けんぽとその他の健康保険制度と全く同じような仕組みになります。この弊害を取り除くには、1兆円の国費の投入以外、道はないと思います。それでは、こうした平等割や均等割の弊害が問題があるんだということを世に問いながら、これをなくす運動を始めること、このことこそが今全体の1兆円の投入、均等割、平等割をなくすことの道筋をつけていく具体的なやり方になるわけです。

そこで、多気町では先ほどもおっしゃっていただきました保険料の軽減については、所得の低い方にのみ対象にして、特別な事情があるとして認定して、実施してこられました。しかしまだそれでもって払いきれない、払いたくても払えない人たちがまだまだたくさんいらっしゃる。これは均等割、平等割が

大きな弊害になっているからです。したがって、この分野にも、特別な事情を認定して、軽減策を実施していくこと。そうすれば、他の自治体もこのことの問題は当事者、特にこの国民健康保険の行政に携わってる皆さんは痛いほどこの問題、感じておられると思います。特別な事情として認定して、軽減策を進めていく。この認定の作業は、自治体独自でできるわけですから、具体的な方策を作ってですね、進めていくこと。そうすれば、特に子育てで頑張っておられるお父さんやお母さん、障害者の皆さん方を抱えて困っておられる世帯の皆さん、こういう方々からは、大いに喜ばれることは間違いありませんし、特に国民健康保険の財政で困難を抱えている他の自治体についても、大きな光を当ててくれるものに間違いありません。

ここで特に強調したいことは、そうは言っても、こうした軽減策をすぐに打ち出せるのは、国民健康保険の財政が健全さを保っていなければ、赤字の状態の所ではできません。これまでのご努力の結果、我が多気町の国民健康保険の財政は、昨年度の決算では年間1億円の黒字を計上しておりますし、財政調整基金、国保の中での財政調整基金もちゃんと積み立てておりますので、それら的一部を使って、先ほど加入者の状況をおっしゃっていただきました、18歳未満の加入者数は、263人ですね。少し重複があるかも知れませんが、障害者の加入者、241人、合わせて500人くらいです。これで重複あればもっと減ると思いますが、こうした、500人ぐらいの皆さんへの軽減策。これは所得での軽減要件と同じように、7割5割2割、こういった形でですね、具体的に積算をすれば、必要な財源がどれくらいなのか、これは計算ができると思います。

こうしたことを一刻も早く、我が町でも対策として打ち出すことが、この1兆円の国費の投入、このことを大きく後押しすることは間違いありません。是非町長の英断をお願いするものでありますが、ご所見がございましたら、改めてお伺いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 松木議員のほうから、財調もあるからとこうおっしゃられました。確かに、財調も若干はありますけども、全体の運営をしていく中で、今後のことをいろいろ考えると、こんだけの財調基金でいけるかどうか、っていうのもありますし、これからもっと失業や廃業で所得が全くなかったということもありますので、それらの対応にやっていかなければならないので、今ある財調の中でやってけや、っていうことにはならないと思います。ということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、今年の初めに、私どもで予算査定の中で、担当課から説明を受けた金額と松木議員のおっしゃった保険料の金額と、若干差異があったように思うんですけども、課長のほうからちょっとその辺聞いていて覚えてあったらちょっと説明していただけますか。

○議長（吉田 勝） 町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 今多気町の保険料の現況につきましてですね、こちらは、1人当たりになりますと、9万3000円ほどの保険料になります。これが県下でどのくらいの水準にあるのか、高いのか低いのかっていうことなんですけど、29市町ある中で13番目あたりです。ちょうど中間あたりに位置しておるということでございます。必ずしも高い保険料を設定しておるというようなことではございません。

それと、追加でちょっと申し上げさせていただきたいんですが、独自の減免規定ということでおっしゃられたと思いますが、条例の中に、減免の規定はございますが、自然災害とか等でですね、遭われて、被災された方に対しての減免規定というのはございます。ただ、それらを「特別な事情」ということで拡大解釈して均等割等の部分の減免をしたらどうかというようなご提案なんですけど、均等割、平等割につきましては、国民健康保険法の施行令のほうで必須になって、これを賦課するということになってございますので、ここら辺は、拡大解釈して、減免してなくすというようなものでもないというふうに理解しております。

また、仮にですね、子供それから障害者の方の部分の保険料を減じたとしても、ほかの方の保険料の負担になりますので、ここら辺は慎重に検討していかなければならないと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 減免ではなくて、私が提案しているのは軽減です。均等割を。均等割そのものをなくすのは、これは現行の制度では絶対できないと思うんです。軽減をしてはならないという規定はございますか。均等割について。

○議長（吉田 勝） 町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 軽減をしてはならないという規定はございません。軽減とか、条例の中の減免ですね、こちらも、してはならないというのはございませぬので、するに当たっても、特別な事情という所の解釈については慎重にする必要があるというようなことでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 私も慎重にするということについては、全く同感です。

例えばですね、わかりやすい例で言うと、子供さんが10人いると、10人分ずつとかぶってくるわけですね。これは、誰が見ても特別な事情じゃないでしょうか。そういうことをもう少し丹念に吟味をすれば、保険料の負担が、たくさん子供さんがいらっしゃることで、伸してくるということは、やはり特別な事情として認定すべきだと思います。

そうした、じゃあどういった場合に特別な事情、この均等割において軽減策の対象になるのは、どういう事情なのか。どういった場合を特別な事情にあるとするか、というのには慎重な検討を必要だと思いますが、全く検討しないで、鼻から検討しないで、っていうのはないと思います。

是非前向きな検討をしてですね、実施に移していただきたいと思ひますし、いきなり7割減免、大きな減免をしなくても、少しでも減免策を打ち出すということが働く若いお父さんやお母さんに大きな励ましになりますし、将来への光を希望を当てることにつながると思ひます。

小さく生んで大きく育てる。そういう育ててるうちに大きな運動を起こしてですね、1兆円の国費投入を実現すれば、そういうやり方そのものも必要になるわけです。これを同時並行で進めていきたい、こういうふうに思ひます。私も町長から激励をいただきましたので、日本共産党の立場としても、このことについては全力を挙げて実現に努力するつもりを申し上げて、この点についての質問を終わります。

そして次に移りますけども、子育て支援センターのびのび、放課後児童クラブの質問に移ります。

最初に町長に質問します。

9月の議会では、「のびのびは閉鎖ではない。片一方でやる。利用する子供がふえることも予想されるので、暫定的である」というふうに答弁されました。こうした答弁、幾らつなぎ合わせても、現状について、閉鎖しているんじゃないかという思いが上がってくるのは私ばかりではないと思ひます。

改めて、現在子育て支援センターは閉鎖しているのかどうか、このことについて、閉鎖しているのであれば、あるいは暫定的に閉じているということであれば、再開の見通し、今後の方向は、どういうふうに考えておられるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 以前にもお答えをさせていただきましたけど、多気町は、やはりほかのことも一緒に検討していきながらということで、「閉鎖しているわけではありません」って前も申し上げました。ということで、同じ答弁でありまして、閉鎖はしておりません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） それではのびのびそのものは、今どこにあるんですか。

閉鎖してないというのであれば。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） これまでの私どもの、町のほうからのお答えも聞いていただいたと思うんですけども、子育て支援センターのびのびは、3月の議会で、まだ松木さんは議員されてませんので理解されてないかもわかりませんが、3月議会で条例改正しました。多気町の津田認定子ども園支援センターということに改めまして、今ののびのびの位置を多気町の四疋田 594 番地から多気町井内林 138 番地 1 に改めまして、平成 30 年今年の 4 月 1 日から施行をしています。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） そうすると移転したという理解でよろしいんですか。移転をしたという理解でよろしいんですね。

しかし続けて質問させていただきますけれども、移転して幾つかの対策を講じられてるのも承知しておりますが、平成 29 年と 30 年の子育て支援センター全体ですね、町内の全体の子育て支援センターの利用状況について、以前 9 月議会の中で質問させていただいて、8 月までの利用統計を前年比較で頂戴しました。それ以降も含めて、利用状況について、推移がどうなっているのかについて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 議員に申し上げますけど、余り断片的な質問にならんように。一問一答ではございますが、1つの問題点を定義した質問としていただくようお願いしたいと思います。余り断片的な質問にならんようによろしく。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 多気町は、子供の子育てについて、全て大事な部分ばっ

かありますので、今児童館を一番初めつくったのは、大きな目的は、放課後児童クラブが5つになってしまったので、これを1つにしないと非常に非効率やと。津田、外城田、佐奈、相可、勢和それぞれ2人ずつの指導員置いて、運営をしてました。誰が考えても非効率やと思います。1つの所では数人しか、また一番少ないところでは本当に3、4人の所もありました。これでは運営がうまくいかない。多くの経費がかかる。これは松木議員も十分ご承知やと思うんですけども、こういう運営の仕方がいかんっていうのは。児童館をつくって、ここで相談サポート事業と放課後児童クラブと子育て支援センターと3つ合わせて効率的にやろうというのが多気町の政策であります。

今、特に子育て支援センターを強調されてますけども、放課後児童クラブが当時は本当に少なかった、利用者が3、40名しか全体でもなかった。今はもう150名ぐらいになっとる。だから、放課後児童クラブは満杯で、子育て支援センターについては車で来ていただきますので、分散しても対応できるっていうことで、津田とそれから勢和に、今分かれて、今運営をさせてもらっております。あとまた細かいことについて、またわからない部分は担当課長のほうで応えますけども、町は、いずれも分野も大事なもんばっかですので、特に子育て支援センターだけどうかとか、放課後児童クラブだけどうだというのではなしに、何とかバランスよく。全部やればいいんですけども、これは人のこともありますし、施設の整備のこともあります。非効率なことになるといかんので、これが一番効率的なんやということで、議会の皆さんにもお諮りをして、こういう形で町はやりますよ、というのをやりましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（吉田 勝） 担当課長の関連答弁はございますか。わかりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 議長から断片的にならないというご指導いただきましたので、関連付けて質問をさせていただきます。

先ほど8月までの利用者状況について、昨年度の比較で、資料をいただきま

した。その範囲の中で、わかることを私なりに整理をして、質問続けたいと思います。

29年度と今年度30年度で、どう変わっているかと言いますと、5カ月の利用者総数、前年比較で、利用組数で749、人数で1,633名、大幅に減っております。いろんな対策を津田保育園だとか、ひよっこだとか、いろんな対策を打っていただいたんだとは思いますが、いかんせん、大きく減っているわけであります。

私は、この原因ははっきりしていると思います。今まで、子育て支援センターを利用してこられた中で、何と言ってもものびのびの利用者が、組数においても人数においても、7割を超えて利用されていたわけですから、全体の7割を超えてたわけですから、それが、ほかの所へ移って、利用日数やなんかが減った中で、あるいは距離が遠くなったりして、利用しづらくなったことが明らかであります。

したがって、こうした問題を町長もおっしゃいました、1カ所に集中して、放課後児童クラブを効率的にやるやり方は、以前は通用してたやり方だとは思いますが、しかし今日にあっては、放課後児童クラブの利用者数もふえる状況にありますし、子育ての支援センターを利用するお母さん方、これも減る傾向にはないと思います。そうすると、行政が考えるべき方向性、これまでのやり方、いいところは残しながら、やはり、変えるところは変えていく、こういうことが必要なのではないかと思います。

この部分、今まで今年度になっていろんな対策を打ってこられたことについての利用者の皆さんのリアルな要望、切実な声につきましては、坂井議員も質問されるご予定になっておりますので、私は、この部分は全く重複しますので、坂井議員に敬意を表して、この部分については、省略させていただきます。

先ほど、町長もおっしゃっておられました、放課後児童クラブにかかわる問題についての質問を続けます。

9月の議会の委員会質疑で、放課後児童クラブにかかわる児童の送迎業務の

委託料が 29 年度の 561 万 9000 円から 831 万 6000 円、約 1.5 倍近くに、費用がかさんでいるという状況がございました。関連する資料を開示をお願いして契約書を調べてみましたら、この業務の中身、契約内容では、年間契約料が税別で 765 万。業務日数は 223 日。1 日に送迎時間は 3 時間。1 日の運転者は 4 人です。車両やガソリン代の必要経費は多気町の負担となっております。会社の取り分を仮になしとして単純時間給の計算をしてみますと、時給は 2,850 円余りです。3 時間働いたってなれば、日当は 8500 円余りになります。単純計算ですから最終的に会社と運転手さんの取り分はどうなるかについてはわかりませんが、一般にデイサービスでの事業所で利用者さんを送迎するにかかわる運転手さんに支払われる賃金から比べると、桁外れに高いと思うのは、決して私だけではないと思います。こうした、ちょっと改善が求められる部分などもたくさんあると思います。

私は、子育て支援センターのびのびを早期に再開させながら、一方で、放課後児童クラブも充実させていくことが、強く求められていると思います。特に勢和地域のお母さん方のご意見を伺いますと、「地元でやってくれると遠いところ迎えに行かなくてももっともっと利用したい」。こういう声が非常に強いというのがわかりました。これまでの 1 カ所集中型の効率化だけの追求だけでは両方を両立させるには、ちょっと無理がある状況になっているのではないかと思います。この点で、やり方について再考をお願いしたいと思います。所見があれば伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 初めに放課後児童クラブにの送迎なんですけども、これにつきましては、経費が 30 年度より税込みで 826 万 2000 円かかっております。これは確かに議員がおっしゃるとおり、29 年度から契約し直して、すごく高くなつたと思います。

ただ、これにつきましては、ちょっと 30 年度の送迎をするときに、3 社を

選択しまして入札を行うよう準備をしました。そしたら1社が辞退、1社が不参加となりまして、最後の1社で契約した次第でございます。そこで、来年度ですね、来年度におきましてはもう少し範囲を広げまして、業者を選択して、安全で少しでも経費を安くできるように、努力したいと思っております。

ただですね、これ先週の話なんですけども、放課後児童クラブの申し込みが一応締めたということで、来年度の。現在放課後児童クラブの利用者の会員が158名、30年度みえます。それで31年度になりましたら、184名の参加がございまして、26名ぐらいふえました。ただここで、今年度30年度より31年度増便になってくると、またちょっと話が変わってくると思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 是非、経費の節約の努力をお願いしたいと思えますし、聞くところによりますと、締め切ったということですが、放課後児童クラブ、町内に祖父母がお住まいの方の場合には、祖父母の就労証明書の添付が必要だというふうなことも伺っております。私はそうした利用を抑制するのではなくて、やはり今おじいちゃんやおばあちゃんとの関係も含めた子育てっていうのは一昔前とは大きくちがっておりますので、やはり、預けたいと思う皆さんが自由に預けられるような、そういう条件整備を一層努めてもらいたいと思います。

次に、妊産婦健診について、伺います。

妊婦検診の回数制限をなくすことについて、また、産婦健診の充実策、前回の質問で、改善する旨の回答をいただいておりますので、その後の検討進捗状況がございましたら、説明してください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 松木議員の1番目の質問にお答えします。

妊婦検診におきましては、週数が進むほどに頻繁になり、厚生労働省では、23週で4週に1回、24週から35週までは2週間に1回、36週から40週までには1週間に1回と推奨しとる内容でございます。これを標準的な検診回数14回に補助をしており、これは三重県下同様の回数となっておりまして、標準的なものでありまして、検査の内容においても、統一して実施しておりますので、この回数で行きたいと思っております。

産婦健診の充実についてですが、現在多気町においては産婦健診は実施しておりません。今後検討していきたいと思っております。充実策といたしましては、医療機関や助産師所に委託し、出産後のお母さんからの体と心を確認するため、産後2週間及び産後1カ月を補助金で受診できるようにし、内容としては、問診、検診、体重、血液測定、尿検査、産後検診による支援が必要な散布においては産後ケアや早期の健康保険指導につなげていくことができると思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 是非具体化に向けて一層のご努力をお願いしたいと思います。

次に、会計年度任用職員制度の準備状況等に関する質問です。

調査票の写しをいただきまして、それぞれ実務的な準備が進んでるっていうことについて、認識を私としてもしております。ここでは、条例策定までの作業日程の概略と、特に、説明会の開催をいつごろ、どのように予定をするのか、考えておられるのかについて、お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） まず1つ目のご質問でございますが、今後の作業日程でございます。

現在は、制度の研修会、それからほかの市町との情報交換等により、本町と

してどのような制度を構築していくか、検討している段階でございます。

今年度末までに条例案の素案ですね、を作成し、来年、予定では9月の議会定例会にて、条例議案のほうを提出したいというふうに考えております。

それから、説明会でございます。議員のおっしゃられるのは、たぶん現在の非常勤職員のことだと思っておりますが、非常勤職員、そしてそれから当然その所属課、課長等も含めた、当然所属課も関係ございますが、全庁的に説明会を行う必要があるというふうに考えておりますが、時期につきましては、これにも条例案の作成と並行して平成31年度から、入ってからというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。是非日程を早めに確定していただいて、当事者が説明会に参加できる条件づくりをしっかりと担保していただいて、ご準備をお願いしたいと思います。

次に町長に伺います。

この条例を策定するに当たっては、国の要請を受けた法律改正に基づいての条例づくりですので、雇いどめをしない、賃金労働条件の改善を進める、ということになりますと、町単独で財政的な措置が可能なかどうか。この見通しについて、町長のお考えをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） ちょっと財政的なことになりますので、申しわけありません、町長にかわり、私のほうで答弁させていただきます。

会計年度任用職員のこの制度に移行いたしますと、例えば期末手当の支給の発生がいたします。詳細な試算は現時点では行っておりませんが、財政負担については、確実にふえるものと考えております。

予算は限られておりまして、今後、財政の確保がますます難しくなっていく状況の中で、正規職員も含めた、人件費の財源をですね、予算全体の中でどのように確保していくかが課題であり、人件費以外の各事業費とのバランスも重要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） やはり私は、国が主導で進めてことですので、新たな財政負担については、やはり国に言うべきことは言う。このことを是非貫いていただきたいと思います。この点では、我が日本共産党も全く同じ立場でございますので、共同が実現できればと思います。

続いて、学校給食の問題について。

アレルギー対応について、資料を頂戴しました。アレルゲンを除去するということについて、給食にかかわってる職員の皆さんや、学校の先生方、本当に努力されていること、詳しく教えていただきまして、大変嬉しく思います。

しかし、これからさらに1歩進んでですね、アレルギーの代替食も提供できるように進めていくことが、大きなチャレンジにつながると思います。この点で、現状での見通し、必要な対策など、まとめられたものがあるようでしたら、お答えください。

そして、アレルギーの除去食対応では、牛乳アレルギーの場合は、牛乳代をあとで給食費の中から返すという措置をとっておるというふうに伺っていますが、代替食として家庭でつくったものを、持参給食というのでしょうか、そういう場合には、そうした措置がとられていないということも伺っております。同様な措置を講ずるべきだと思いますけれども、お考えを合わせてお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） お答えをいたします。

まず1点目でございます。学校給食のアレルギー対応でございますが、現在のアレルギーの対応を実施しておる児童生徒41名でございます。その内容でございます。鶏卵（鶏の卵）、それから甲殻類、魚、貝、牛乳、フルーツ、カレー、ほかに含めまして、18種類のアレルゲンの対応がございます。

先ほど議員おっしゃったようにですね、その対応としては、除去食対応でございます。除去食はですね、児童生徒のアレルゲンを取り除いた給食を提供しておりますが、場合によってはですね、アレルゲンを取り除くとですね、除去食の給食が成り立たない場合があると。こういう場合につきましてはですね、ご負担でございますが、家庭より一部のかわりとなるものを持参していただくという状況でございます。

アレルギー対応でございますが、まず1番はですね、児童生徒の安心安全でございます。こういうことを考えますとですね、調理の段階におきましては、アレルゲンとですね、一般の物が交差しないというところがですね、まず重要になってくるところでございます。そういうふうにしようと思いますと、アレルギー専用ですね調理室、一般とですね、アレルギー専用の調理室をつくらなあかんということになるところでございますが、今現在のですね、給食センターのスペースではですね、それができないということで、現在除去食対応をお願いしておるところでございます。

それから、2点目のですね、給食持参の場合の保護者の負担のあり方というところでございます。

議員ご指摘のように、飲用牛乳につきましては、現在返金措置を行っておりますので、これは継続をしていきたいというふうに考えておるところでございます。それから、その他のものでございますが、こちらについてはですね、価格であったり、個数であったりですね、が明確であって、返金の可能性が高いものについてはですね、できるだけ順次ですね、返金する措置をですね、検討していきたいというふうに考えております。こちらについてはですね、給食セ

ンターのほうでは給食の検討委員会、各学校の保護者の代表であったり、給食担当の先生の代表と校長の代表もごさいますので、また2月にですね、開催予定でご材ますが、そちらのほうへもですね、提案をさせていただいて、ご検討させていただいてですね、今後対応していきたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 私の不手際で時間がまいりました。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、松木豊年君の一般質問は終わります。

これで、暫時昼食休憩とします。再開は午後1時からとします。よろしくお願ひいたします

（4番 坂井 信久 議員）

○議長（吉田 勝） 再開をさせていただきます。

それでは、4番目の質問者、坂井信久君の質問に入ります。

4番、坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。今回、私は2つの課題につきまして、通告をいたしております。1つは先ほど松木議員もお話ございましたように、本町の子育て支援政策についてでございます。2つ目は、本町職員の再任用に関することについてでございます。この2点について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは1点目の件から申し上げます。

町長は就任以来、県下初の町による福祉事務所を開設され住民福祉の向上に取り組まれてきました。取り分け児童福祉施策については、新たな施策にも取り組まれてきたことは評価するところであります。

しかし、他方ではさまざまな課題も関係者の方々より指摘を受けているとこ

ろでもあり、私も同様に考えることもございますので、これらについて当局に見解、あるいは考え方等についてお聞きをしたいと思います。

今回私は、子育て支援策について保護者、関係者の方々より意見書をお預かりし、またお話もお伺いする機会がございました。

子育て支援センターのびのびが、昨年3月にたき児童館より閉鎖され、以後これを利用しておられた保護者の皆様から同様の施設開設についての要請活動等があり、当局におかれても津田保育所内に子育て支援センターを開設し、主に多気地域の方々を対象としてその対策を講じておられます。

そして、現在相可公民館内にも、子育て支援センターひよっこを開設していただき、主に多気地域の対象者の方々が利用されております。

また、勢和保育所には子育て支援センターおひさまが併設され、主に勢和地域の保護者の方々が多く利用されております。

私もそれぞれの施設の現地調査を行い、関係者の方々からお話しをお伺して、それぞれの施設なりの課題についても、いろいろ聞かせていただきました。

今回、一連の政策変更につきましては、先ほども松木議員からお話のありましたように、児童館で行われておりました子育て支援センターのびのびが、放課後児童クラブの入会児童数の増加によりまして、それを行う場所が確保できない、というのが主たる理由であります。

以上のことを踏まえまして、各課題や今後の子育て支援及び関連する児童福祉施策について、当局の考え等についてお伺いしたいと思います。

まず、津田保育所で行われております子育て支援センターのことについてでございますけれども、開設が現在週3日でございます。これを増加することができないか、というふうに保護者の方が訴えられております。

しかし、保育所の方からお話をお伺いしますと、週3日子育て支援センターが、現在遊戯室で開設をされておりますので、保育児童がですね、これを利用することができない。午前中でございますけれども。また、雨天やとかいろいろ暑い日、寒い日などにですね、遊戯室が使用できないということで、非常に

ストレスに陥ると。ストレスを抱える子供が懸念されると。こういうことを言っておられました。ということは、双方にですね、非常に矛盾を抱える、こういうことを現在やっておるわけでございます。

お互いの立場により課題がありますけれども、この点について、まず当局の見解をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 坂井議員の①つ目の質問にお答えいたします。

津田認定こども園の子育て支援センターの運営についてですが、週3日、半日、遊戯室の共有利用ですが、現段階では、津田認定こども園は、2歳からの預かりを実施しており、2歳児・3歳児・4歳児・5歳児が部屋を使用しているため、子育て支援に使える部屋が、遊戯室しかございません。確かに他の園児も使う遊戯室ですので、効率の悪いことは確かですが、工夫をしながら運営していますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 現在の状況をですね、大幅に変えることがすぐにはできないということは、実情非常にわかるんですけども、やはり現状の中で、改善できることがあればですね、1つでも前へ進めるということを是非ご検討願って、それを一刻も早く実施をしていただきたいとこんなふうに思っております。

続きまして②番目でございますけれども、この遊戯室で、現在子育て支援は行われております。これは実は園舎の一番の奥の部屋になっておるわけでございまして、保育園児からの病気等が仮にある場合ですね、感染も懸念をされると、こういうこともお母さん方非常に訴えられております。また懸念もされておりますので、この対策案等についてですね、何か当局について検討されたこ

とがあるのか、また、具体策がですね、あれば是非お聞かせを願いたいというふうに思います

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ②番目の質問にお答えします。

園児からの病気等の感染等の懸念ではありますが、各部屋に消毒液を設置し、また、玄関・トイレ等にも設置してございます。園児につきましては、保育士が指導し、使用の徹底を行っていますが、支援センターを利用される保護者の方にも使用のお願いをしております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 進めます。

続いて、③番目でございますけれども、相可公民館内に設置をされました支援センターひよっこでございます。これは、のびのびがなくなりまして、保護者の皆さんは当初本当に困惑されておられました。このひよっこが開設をされて、喜んでおられることには変わりはありませんけれども、のびのびとの相当なその運営の違いを訴えてられております。

1つには、開設日が週2日ということで、現在火、木が実施をされておるわけでございますけれども、これがもう1日ですね、最低もう1日、できたら以前のようにしていただきたいんですけれども、土曜日、もう1日開設日をしていただくことができないのか、ということ。

それからもう1つは、のびのびではいろんな行事が年間行われておったと。それをまた楽しみにしておられたということも聞いております。こういうことがですね、残念ながらひよっこではできないと。こちら辺はいろんな課題があるろうかと私も想像はつくんですけれども、こちら辺が何とかですね、何とか以前のようにできないのか、またそのできない理由があればですね、そこら辺に

についてもお伺いをしたいと、こういうふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ③番目の質問にお答えいたします。

子育て支援センターひよっこは、議員もご承知のとおり、本年度5月に役場OB等でスタッフを結成していただき、ボランティアとして開設していただきました。大変ありがたい話でございます。開設の相談を当局が受けたとき、場所の提供及び事故等の保険等は、行政にて対応いたしました。場所の提供についてですが、あの場所は相可公民館であり、公民館長とも支援センターの使用について協議し、使用させていただいております。そういう経緯を踏まえ、他の公共の支援センターの運営と同じにすることは、現在考えておりません。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 次にも関連をいたしますけれども、やはりこの相可ののびのびができないということは、様々なそういう各ほかでやっていただいとるですね、その代替をしておるいわゆる津田認定子ども園についても、あるいはこのひよっこにつきましても、いろんな課題が発生をしてくると。これができるだけ私は早期にですね、解決をしていただきたいと、こんなふうに思っても込めて、今回質問させていただいておるわけでございますけれど、先ほど松木議員の答弁にもありましたように、さらに来年にはですね、いわゆる放課後児童クラブの入所数が非常に増加をすると、こういうことをお聞きをいたしました。ということはですね、当座、児童館そのものは、以前行われておったようなことがなかなかできないということにつながって来ようかとこんなふうに思いますので、やはり私は抜本的なですね、やっぱり解決策っていうのを町長に是非お考えをいただきたい。

これは、いずれにいたしましても、福祉に力を入れるという政治姿勢を当初

示されてこの福祉事務所を開設されたわけでございますから、是非ですね、こちら辺については、私は当局についても真剣にですね、考えていただきたい。このあとまたいろいろお話をしますけれども、そういったことも踏まえて、やはり小手先だけの改革っていうことではなしにですね、抜本的にやっぱり考えていただくと。このことについて考えていただくと。このことが必要ではないかと、私はそんなふうに考えておるところでございます。

このあとまた抜本的なお話をしますけれども、続きます。場所につきましてもですね、現在7、8組ぐらいの方が参加があるように聞いております。私もたまたまお話をお伺いした日は、8組ほどのお母さん方と子供さんが来ておられた場所にお邪魔をして、そういうお話をする機会がございましたけれども、やはり、子供さんも非常に動くっていうこともあります。それから成長もしますから、当然その場所についてもですね、あの場所では少しいかがなもんかなと。何とかそういう抜本的な解決っていうことにその話はつながるんですけども、当座何らか、こう措置ができないのかなと、こういうことを訴えておられますので、そういったことについて、先ほどの答弁と多少重複するかわかりませんが、課長、そこら辺どうですか。何か課内ですね、あるいは担当者も含めて、そういうお話も聞いておられると思いますけれども、何かこういう方法がないのかなということで、ひとつよろしくお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 全体的な子育て支援センターのあり方のほうなんですけれども、当局で現在ちょっとできるかできんかちょっとあとにして、案として考えておりますのが、津田認定子ども園において、2歳児の預かりを他の保育園でできないかっていうことで、2歳児から預かってますので、2歳児は津田保育園においては、初めて申し込みされる方、それからほかの保育園から転園を希望される方のみとなっております。そこで、もし今年の31年度に、32年度の申し込みっていうか、募集をかけますので、そういう場で1回保護者

の方に周知し、ご理解がいただければ、32年度より津田認定子ども園の現在の2歳児の部屋を子育て支援の部屋で使えないかということを考えております。これはあくまでも、父兄の方のご理解が要りますので、できるかできんかわかりませんが、事務局のほうでちょっと考えておる案でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 是非ですな、そういうふうな前向きなお考えてものを進めていただきたいと、こんなふうに思うわけでございます。

続いて⑤番目でございます。

この⑤番目につきましては、代替案として示されました勢和保育所でございます。これに開設されているおひさま。ここにもですね、多気のほうから、のびのびのほうから行ける方は是非あちらのほうもというようなお話やったわけでございますけれども、やはり、多気のほうから訴えておられましたのは、時間がやっぱり20分から25分かかる場所の方によってはですね、そうすると、通所時にどうしても子供ですから、車の中で寝てしまうと。そうするとまた向こうで起こしてですね、やっておると、非常に向こうでごねたりって言いますんか、その対応に非常に困ると、こういうことを訴えられておられました。まあ事実だと思います。そういうことでございますので、やはりこれも全部関連はしてきますけれども、この多気地域にですね、つながるとこはやはり抜本的な対策を講じると。このことに尽きるんだらうというふうに思いますけれども、こういうふうなことにつきましても、この勢和にありますこのおひさまとの兼ね合いについてもですね、当局について、どんなふうにちょっと考えておられるかですね、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ⑤番目の質問にお答えします。

議員ご承知のとおり支援センターの移動につきましては、児童館の放課後児

童クラブの利用者が、25年度には1年生から6年生で52名であったものが、30年度には、165名の利用者に膨れ上がり、今の施設で子育て支援センターの運営が難しくなり、また放課後児童クラブは、各学校からの送迎もあり、それを考えたとき、支援センター利用者の保護者の方は、自動車の移動ということもあり、勢和地域のおひさまでの利用か津田認定こども園の支援センターへのご利用をお願いしたわけでございます。今後についても、いろいろ策は練っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） この全体的な包括的な問題についてはあとでお話をしますけれども、進めます。

そこで、私は1つの提案としまして、場所の問題解決、これが1つのもちろん最終的な解決策だと、こんなふうに思っております。そこで、児童館横に吉田福祉基金会館の実は建物がございまして、福祉の目的のためにですね、恐らくやあそこを建設されたんだろうというふうに想像するわけでございます。ここにですね、そのスペースをお借りすることができないのか。町との関係ですからですね、何らか町長なりですね、そういった方からお話をさせていただいて、吉田福祉基金会館の一部のスペースをお借りをして、そこでそのこの子育て支援センターがですね、併設をできやんかと、こういうことを私は自分の勝手にすけども、少し考えたわけでございます。こういったことを私は考えましたので、この会館側にですね、交渉されたのか。あるいは、私の提案以降ですね、またそういうことをやってこうというようなことについて、当局のお考えを少しお聞きしたいと、こんなふうに思います。どうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ⑥番目の質問にお答えします。

当初もそのような考えもあったのですが、吉田福祉基金については、高齢者

の施設であり、また、これは議員に質問をいただいてから行ったんですが、支援センターに行きまして、部屋の間取りや可能かっていうことも聞かさせていただきました。そうするとやっぱり高齢者の福祉施設であるで、本部へあげやな難しいってということと、それと、根本的に支援センターとして使える部屋ってというのがございませんでした。下は舞台付きの大きな会議室1つ、2階には小さな和室1つあるだけで、支援センターとして適正な広さの部屋はございませんでした。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久）

私はあの会館で1度会議がございまして、あそこに訪れたことございまして、そのときに、その会議室なんかをですね、年間ほとんどおそらく稼働日数から行きますと、恐らく5%とか3%とかってというような状況だと、こんなふうに思いましたので、是非私はそういうふうな話をしたらどうかと。

それから私はもう1つ懸念をしておりますのは、実は、歴代町長はですね、これ以前の一般質問でお話申し上げましたけれども、町長は吉田福祉基金の理事になっております。あるいは多気町の社会福祉協議会の会長はですね、歴代理事に就任をされておりますけれども、残念ながら、久保町長は就任をされておられません。これは本人の資質かあるいは吉田福祉基金の事情か私はわかりませんが、そういったことがですね、私は交渉に疎外をしておるのではないかと。あるいは距離が少し離れておるのではないかと。こんなふうにも想像するわけでございます。そこで、吉田福祉基金の理事就任については、以前から地元の西場県議、地元町長、地元の多気町の社会福祉協議会の会長はですね、必ず理事職で就任をされておりました。私の知っておる範囲では。ところが、どういふものか、久保町長になってからは、あるいは石川会長になってからは、就任をされておられません。このことも、私は遠因としてあるのではないかと、

常々私はそんなふうに思っておりますので、その吉田福祉基金の定款、あるいは、そこら辺については課長、どんなふうになっておるんですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） そのようなことを議員に聞かさせていただきました。調べてきました。それで定款の中の内容につきましては、評議員が理事を選任するっていうことになってまして、そういうふうに、町長が理事につくとか社会福祉協議会の会長が理事につくとかいうことは、うたってございませんでした。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 是非ですね、一度その点についても今事務局長さんですかね、あそこにおっておられますので、そういった過去に照らし合わせてですね、現在の状況は何でなんだというふうなことも是非一遍お尋ねをしていただきたいと、私はそういうふうに思います。そして、また町長さんなりですね、社協の会長さんが理事に就任をされたら、あるいは老人福祉っていうようなことをもう少し広義に解釈をしていただいでですね、あその場所を場合によつたら、老人向けではなしに、福祉全域の要としてですね、お貸しをいただけるか、こういうこともあろうかと思っておりますので、私はその点も一遍是非お聞きをしていただきたいというふうに思います。

それから、実は今まで、5ついろいろお聞きをしたわけでございますけれども、やはりその問題はスペースがどこにあるかということになってこようかと思っております。その仮にこの問題がですね、あそこでお借りできるっていうことが可能であれば、私はそこでこの子育て支援センターを開設するということで、全て問題は解決するんです、今までの5つか6つの問題が。今当座、時間的にはですね、最もはやく解決する方法は、それしか私は実はないと、私はそんなふ

うに思っておりますので、是非そのことを聞いてですね、町長なり、また立ててお話を是非また、老人だけかわかりませんが。多気町のそういう地域事情ってということもお話をして理解をしていただいて、ですね、お話を進めていただきたいというふうに思います。それはまた結果も一度、また別の機会にですね、お聞きをしたいとしますので、よろしくお願ひしたいとします。

それから進めます。

次に⑦番目でございますけれども、私がやはりもう1つの問題点はですね、実はこの相可の支援センターのひよっこのことでございます、冒頭課長ほうからも答弁ございましたように、運営責任の問題でございます。

いろんな事故等については、私もこれ以前に申し上げて、町のほうで保険だとかですね、いろんな全体的な責任については町のほうでということに考えていただきましたけれども、実はあそこでいろいろ働いて、お世話をしていたとる方が、全員8名の方がおられますけれども、全てボランティアでやっ

ていただいております。このことについては、非常に、元保育士さんですか、あるいは児童保育やいろんな経験も豊富でございますし、さまざまな工夫をして、本当に一生懸命に取り組んでおられました。私もその善意に感謝と敬意を表する次第でございますけれども、やはり、いつまでもそういう方ですね、ボランティアに委ねているっていうことは、私はこれはいかんと、私はこんなふうに思っております。

やはり勢和のその子育て支援センター、いわゆる保育所と併設されたような、同様のですね、やっぱり運営をやっていかんと、やっぱり片手落ちになつては私はいかんとします。

したがって、やはりこのどういうことが、ここにも書いてございますけれども、不慮の事故というのは、まさに「不慮」でございます、どういうことでその事故が発生するかわからん。空から石が降ってくる可能もある。そんな時代でございますから、私はそういうことも含めてですね、ボランティアの方や、

ボランティアにいつまでもお願いしとんのやということは、やっぱりこれは、やっぱり町長自身の政治姿勢にも私は問われると思います。また、福祉に力を入れるということもおっしゃっておられたわけですから、やはり、特に私はそういったことも含めて、このボランティアの方がもし何かあればですね、場合によったら、その個人が民事的にその責任を問われる、こういうことは間々あります。ボランティアでですね、私が職員時代に津の職員がですね、遠足に連れていったら水難事故に遭ったと。その個人の方が民事訴訟で数千万を請求されたと。こういうふうなこともあるわけですね、過去には。

したがって、やはり私は、そういうふうなボランティアの方にいつまでも委ねるっていうことは、私はいかんと思います。あくまでも行政がいろんな形で包括した形で、経営をしていただく、こういうことに是非していただきたい。これは私はこの相可の支援センターに限ってはですね、特に一番の最大の問題ではないかと、こんなふうに思います。

まあ抜本的な解決がすぐできないのであればですね、あの場所を継続していくと、その中に何が一番問題かって私はここに問題がある、こんなふうに思っておりますので、この点について、町長なり見解を是非お伺いしたい。来年からですね、そのボランティアっていうことやなしにですね、きちっと形の町が責任を持って運営をしていく、雇用についても、あくまでもどういう形か私申し上げませんが、雇用形態の中で、あそこで働いていただく方をしっかりサポートしていく。こういう姿勢が是非必要だとこんなふうに思っておりますので、その点についての当局の見解をですね、町長でも結構でございますし、北出課長でも結構でございますから、是非答弁をお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ただいまの坂井議員の質問でございますが、子育て支援センターの運営についてですが、ひよっこは、ボランティアで実施していただいている団体ですので、来年度の運営につきましては、予算時期でもあ

りますし、ひよっこのスタッフと話し合っ、今後の運営並びに津田認定こども園も含めて、考えていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 先ほどの質問とも重複をいたしますけれども、やはり、このまさに今から来年度の予算編次期でもございますから、来年からですね、行政の責任で多気地域の子育て支援センター、あるいは勢和地域の同様にですね、やっぱり差異なく行政が運営してく、こういうやっぱり姿勢を是非見せていただきたい。

ボランティアの方にいつまでも委ねるということはですね、私はいかんと思います。また、決してボランティアの方がですね、そういうことを望んでおられるっていうわけではないんです。お金が欲しいからってそんなことは一切言っておられません。私は幾らでもボランティアでええんやと。ただ、こういう形態でいつまでも責任の所在がですね、はっきりしないという中では、私は非常に心配であるということは、確かにこれは訴えておられましたので、是非、今の北出課長の答弁どおりですね、来年度からは町の主体でもって、是非運営をお願いをしたいとこんなふうに思います。

ここは先ほど答弁いただきましたので、結構でございます。

いよいよ全体的なことに入るわけでございますけれども、今回の問題は、そもそも児童館で行う放課後児童クラブの入会児童数の予測以上の入会にあるわけでございます。

私は、先般も広報たきに入会案内が掲載されておりました。先ほど北出課長の答弁の中にも来年度は 26 名ふえると、こういうお話ございましたから、さらにあの児童館で今後行うということが非常に困難であるということがはっきりわかったわけでございます。

そこでですね、私は当初のこの入会児童数の見込みが少し甘かった、そうい

うこともあろうかと思えます。その点についての経緯ですね、経緯あるいは経過と、当局のお考え方について少しお伺いしたいと、こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ただいまの坂井議員の質問ですが、先ほども⑤番目の質問でも少し触れましたが、やはり各小学校の児童の利用者人数を見ますと、低学年の利用者が多く、高学年のなるにつれて利用者が減っていく傾向にあります。少子化により5、6年くらいのスパンで考えたとき、保育園の預かり園児も減ってきていることから、放課後児童クラブの利用者も落ち着いてくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） いずれにいたしましてもですね、子育て政策、これは小学生児童らも含めて、包括的な私はやはり計画なりですね、当初からそういう計画が必要であったのではなかろうかと。私自身は実はそんなふう考えております。

と言いますのは、ご案内のように、隣の玉城町がですね、この三重県内でも将来予測人口でもおそらく減少しないだろうと言われておる1つの唯一の町でございます。ここは何が、と言いますと、実は子育て政策。これ子育てをし過ぎとるっていうと語弊がございますけれども、非常にまあいろんなことやっておられまして、おそらく見本にするべきだろうと、私は思っております。ただし、町長も先ほどの財政の問題のときにもですね、各々の町村の事情があるからっていうことをまさにそのとおりでございますけれども。

ちなみに、私は実は当初はですね、町長が児童館あるいは統合化っていうことで、いろいろお考えを述べられてですね、私は当初は私自身も当初そういう方法が望ましいというふうに考えておりましたけれども、私自身も、いろいろ

勉強しまして、いろんなどこのお話を聞いたりしますとですね、実はそうではないのではないかなと。あるいは先ほど、質問された、いわゆる子供の輸送費の問題でもですね、非常にお金がかかると、そういうふうなことをいろいろこう総合的に考えますとですね、やはり実はどんなふうなやり方をやっとなるかと言いますと、福祉だけではなく、教育委員会所轄も含めた包括的なやっぱり議論をしたと。玉城町の場合はですね、児童館を各小学校敷地内に建てておるんですわ、児童館を。それから、保育所については、全保育所、全て未満児保育もしておられます。したがって、当然ながら、いわゆる子育て支援センターっていうのはですね、玉城町のあのグッディの前にあるあの福祉センターですか、あそこでやっておるそうですけれども、当然各保育所に全てのところに未満児保育がやっておるということで、当然その入所者が少ない。子育て支援センターに入る人が少ないっていうことに、こういうふうにつながっておるんだと思いますけれども。

そういう方法もあるということで、それが実は、今になると非常に好評を博しておるということで、当初教育委員会部局が非常に反対であったと。学校敷地内に児童館を立てるっていうのは非常に反対であったということですが、当時の中瀬町長のときにですね、決断をなされて、これは俺の政策やということで、学校敷地内にですね、各々に児童館を建てたと。そうすると地元の子供もですね、3時半からそこへ遊びに来ると。すると親も安心だと。外でも遊べると。中だけではなくにその小学校敷地内で遊べるということで、非常に親御さんにもですね、好評だというふうに聞いております。

私は従ってですね、そもそもこの児童館で子育て支援センターにするっていう定義は、もともとないわけでございまして、児童全般的なですね、行政に供されるって言いますか、そういう方が使うと、こういう場所にですね、うちのいろんない事情の中で、町長があそこを子育て支援センターに、あるいは放課後児童クラブにというお考えでされたわけですが、もともと児童館っていうところにやっておるというところに私は無理があるんだろうというふう

に思っております。

そこで、私はその抜本的な解決についてですね、もう児童館とは別にですね、そういうふうな児童館とは別に、あそこでいろんな放課後児童クラブやとかですね、子育て支援センターを、前は一色単にやっておられたわけですがけれども、やはり違う方向も少しこう考えていただく必要があるのではないかなと。これはやはり福祉だけではなく、教育委員会も含めてですね、児童のいわゆる育成のあり方とか、あるいは児童、その保育って言いますか、保育に当たりませんかわかりませんが、そういったことも包括的に含めた私は検討を是非町内でもやっていただく必要があるのではないかとということでございます。

玉城町はそれで非常に若い人が住みたい、行きたいあるいはふえておる、っていうようなことも聞いておりますし、北出さんにもお願いすることはですね、各保育所に各未満児保育を全部やると。当然その子育て支援センターへ行く方が少ないですわな、そうなりますと。そこでちっちゃいときから面倒見てもろとるわけですね。また、これ理屈どおりですわ。そやで、やはり、町長も福祉事務所っていうことで、うちは県下初ということもやって考えておられたわけですね、そういったこともやはりありますからですね、やはり保育所のほうも、そこまで踏み込んで抜本的にですね、やっていただくように、福祉に力を入れるんならですね、そこまで是非町長やっていただきたいというふうに私は思います。

この何らかですね、児童館とは別なものが必要な時期に来ておるのではないかなと。またそういうことがないと、若い方ですね、多気町へ住んで子育てをしようという気持ちにならんのではないかなと。こんなふうな気持ちもいたしてきましたので、そういったところでですね、今現在すぐっていうふうにはいきませんが、この先にですね、近々にやっぱり、そういうことを是非私はお考えいただくべきではないかと、そういうことが時期がきておるのではないかとというふうに思っておりますので、町長、そこら辺どうですか。「福祉の町」、福祉事務所っていうことも当初上げられてやっておられるわけですから

ですね、是非、福祉に力を入れていただくっていうことであれば、そこまで、保育所もそこまで、各保育所に0歳児未満から皆やると、未満児も皆やる。さらにはですね、児童館っていうことではなしに、べつの何らなものを新たに考えてですね、やっていただくと。こういうことが私は必要ではないかと、こんなふうに思いますけれども、そこら辺どうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 坂井議員からいろいろご提案もいただきまして。何十年か前に、私も福祉課長をさせてもらったときに、その時はまだ子供の数は結構多かったです。今、多気町でお子さんが生まれる人数っていうのはだいたい御存じですか。もう十数年前と二、三十人減りました。今、1年間に80人ほどお生まれになります。

今議員おっしゃられたやつはだいたい私が町長にさせてもらったころと同じように、各小学校に例えば児童館があって、そこで子供のやつをとできとったんですけども、松木議員のときにもお答えさせてもらったように、そのころ例えば、放課後児童クラブを利用されるっていうのは、まあ時代も違いますが、本当に数人から10人。相可でだいたい12、3人でした。今は、時代もちょっと、わずかこの7、8年の間にぐっと変わってきて、北出課長言いましたように、百何十人。もうびっくりするような数字になりました。こんだけやっぱり女性の方の働く場がふえて、やはりそういう地域でみてほしいっていうのがなってきたと思います。

ただ、残念なのは、今言いましたように子供の数、生まれてくる子供の数が少ないのと、それから、抜本的な解決しようと思うと、やっぱりもう私当初打ち出しとったと思うんですけども、小学校も保育所も1つのところにして、これがもう1番抜本的な解決やと。今、本当に暫定的な場当たりのって言われるかもわかりませんが、今何とかこれをやってかなあかん。今すぐ保育所を統合するとか、小学校を統合するとか、なかなか難しいので、暫定的にこうい

う形でやらせてもらうということで、1番はやっぱり生まれてきてくれる子供の数が100人を切つとるという中で、やはり近い将来はそういうことをやってかなあかな。

議員おっしゃられたように、それぞれのところでやろうとすると、それぞれスタッフが要りますので。これとの見合いになると思います。送迎するのと。この部分も問題になります。それから、今言いました、吉田福祉基金会館つこたらどうやというのも、これも一つの案かと思いますが、例えば、各今相可の公民館ちょっと使わせてもらっておりますけども、津田の公民館の和室が空いてますので使うとか、ところがそういうことをするには、スタッフどうするんやというのがありますので、今国のほうでは、放課後児童クラブに何かのスタッフについては、保育所入れよと。うちは残念ながらそんな対応今までできておりませんので、普通資格なくても来てください、助けてくださいという形で、今進めております。これも今議員おっしゃられたように、身分っていうかそういう保障のことを考えると、難しい部分が出てくる。なかなかいろんな制約もあって難しいけど、今は、暫定的に津田認定子ども園の整備をやっていこう、各保育所へちょっと応援に入ってもらおうという、今取り組みを一度暫定的にやってみよかということで、課長からはそういう協議を受けながら、取り組みをしていきたいと思っておりますので、近い将来、議員おっしゃられたように、抜本的にやろうと思ったら、小学校と保育所は1つのところに、近いところにあって、するのが一番、一発に解決する問題かなと思います。それは、スタッフの問題も、それから、施設の職員の身分保障の問題も全て解決できると思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） この問題最後になりますけども、保育所政策、いわゆる子育て政策全般にやはり私は、先ほど申し上げたようにですね、包括的にやはり町内で議論していただきたいと、私はまあそんなふうなことが必要だと、こ

んなふうに思います。でないと、ばらばらとですね、なかなかこう一連の1つの政策として、つながりが見えないって言いますか、なかなかとぎれとぎれになるような気がいたしますので、是非私はそんなふうにしていただきたい。

最後に1つ問題提起でございますけれども、実は認定保育所開設につきましてもですね、残念ながら私が聞いておる中では、当初の議会に対する説明とは少し乖離があると、こんなふうに思っております、やはり経費もですね、認定保育所を認定したことによって、保育所経費もかかっておるし、いろんな課題が克服されているとは思っておりません。

て言いますのは、相可保育所のいわゆる入所問題については、非常に緩和をされました。これは実は大きな私は一つの問題を解決したというふうに、これはもう私も十分に評価をします。理解をいたしますけれども、実は調査をいたしますと、全て相可の方がですね、あの認定保育所に通っておるわけでございますので、実は50%入所率が切っておる地域からも、実は残念ながら、残念ながらっていうと申しわけないんですけども、あそこに通っておられる方もあります。ということは、当然ながら、他の保育所については、当然経営がですね、大変になってくる。あるいは人的な問題もいろいろ問題になってくると。まあこんなふうなことでございますから、私は、この先にですね、先ほども言いましたように、大きな町のその福祉政策って言いますか、子育て政策についての、教育委員会も含めた大きなロードマップって言いますか、これからのあり方、これからのあれをですね、示されることが実は私は大切ではないかと。こんなふうに思っております。

この点につきましてですね、是非お考えが何かあればですね、このさきこんなふうに考えていきたいということがあれば、保育所政策も含めて、是非ここでお聞かせを願いたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 坂井議員が言われたとおり、確かに子育てで、

福祉で保育所のほう、子育てのほう、教育委員会のほうで小学校のほうとか中学校のほうとか、ばらばらにやっとならばあかんと思います。まとめて、こういういろいろなビジョンでこう考えて、続きのあるもんは大事やとも、確かに坂井議員が言われるとおりにやと思います。

そこら辺も含めて、考えさせていただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） いろいろ坂井議員からもご心配やらそんなんおかけしておりまして。今課長申しましたように、保育所につきましても、学校につきましても、是非これは議会の皆様のご協力を得ないとなかなか前向いて進みません。もちろん、町民の関係者の方々の協力もあります。

今まで、保育所にしましても、小学校にしましても、私どものほうから牽制球を投げかけますと、非常にどちらかっていうと反対のご意見が多く出てきます。なかなか一歩へ前行って、皆さんと協議しよかっていうところまで行かない部分が多い。こういうこともありますので、是非議員の皆様のご協力をいただかねばと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 是非ですね、先ほど課長にもございました、町長の答弁の中にもありましたように、是非これからはですね、もう少しこう包括的にいろんなことを含めて、そこだけっていうことではなしにですね、先ほど答弁にありましたように、是非そういった方面に、こういろんな部門のとも含めてお話をしてですね、お考えいただきたいというふうに思います。

時間もございますので、次の問題に入ります。

本町職員の再任用に関することについてでございます。

本町に職員の再任用に関する条例が制定されたのが、平成 18 年 1 月 1 日でございます。当然この日から施行ということになっております。すなわち、現

在の多気町に合併時に制定及び施行されたわけであります。

それ以来、本町では私の知る限りでは対象者が何名あったのか知りませんが、多くの地方自治体ではこの地方公務員法第 28 条 3 項及び 4 項において、採用されている実態を見るときですね、本町の実態は他自治体とは少し乖離があるのではないかというふうに考えておりますので、本件について以下の質問をいたしますから、真摯な答弁をお願いいたします。

①つ目といたしまして、本町職員の中でもさまざまな理由によりまして、この制度適用を受けたいと思われる方が今後あった場合ですね、どのように対応されるのか、現在のままなのか、当局の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 再任用職員の採用の流れについて、ご説明いたします。今年度も実施はしておりますけども、まず定年退職予定者を対象に、その意向を確認し、希望者には面接を実施し、来年度の新規採用者であるとか、それから再任用職員を配置すべき業務等を総合的に勘案して判断することとしております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 続きまして、この多気町にですね、やはり私は奉職したと、就職をした。このためにですね、この制度の適用を受けられないことでは、やはり私はこの制度適用を受けられる他の自治体職員とのやはり格差が生じるんではないかというふうに思っております。これは生涯賃金と言いますか、将来働ける時間に対してのやはりその貸与って言いますかね、それに代わるいわゆる対価って言いますか、そういうものが差があるんではないかというふうに思っております。

すなわち、一定の退職時の要件を備えた職員がですね、再任用制度適用を申請した場合には、やはり任命権者は任期を定めて、これを採用しなければ、地公法に抵触する場合があります。これ「場合」ですで勘違いせんといってください。抵触するとは私は言うておりませんが、「場合」がありますので、公平委員会への提訴、あるいは訴訟事件への発展も場合によったらですね、考えられるということでもあります。

わたしらこれ法律の専門家にいろいろ問い合わせておりますので、その点をご承知おきいただきたいと思っておりますけれども、そこで、この点についての当局の見解をお伺いしたいと、こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 地方公務員法ですね、第28条の4及び第28条の5では、ちょっと条文を読ませていただきますと、「任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務を要する職、又は短時間勤務の職に採用することができる。」というふうに規定をされておまして、採用するかどうか、最終的な判断は任命権者で、本町の場合は町長の裁量に委ねられているというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） もう当然そうであろうというふうには思っております。

ただ実はですね、私はなぜ心配をするかと言いますと、一昨年でしたか昨年でしたか、以前のいわゆる臨時職員の任用の解釈の違いによりまして、いわゆる休みの関係でですね、賃金のいわゆる3年間遡及をして賃金の一括払いをしたことがございますすわな。何百万って補正しました。そういうことがですね、将来起こり得るってことになってはいかんということを私は懸念をしておるわけでございます。

おそらくや、当時としては、それでいいというふうに解釈をしておったんですがですね、いろんな解釈の違いと言いますか、見解の違いと言いますか、そういうことが現実的に多気町では起こり得たと。臨時職員に対してそういうことが起こり得た。数百万の補正をしたということが過去にございましたので、特に私はですね、この問題については、もちろん最終的には任命権者のその裁量権でやるんですけれども、この周辺地域の市町とですね、やはり余り差異があつては私はこれもやはり1つの社会的ないろんな要因の中でどうかなというふうなことを心配するわけでございます。

そこで申し上げます。

次に行きますけれども、当初本町職員の再任用に関する条例の制定時ではですね、当時の町長は、今の久保町長とは違いましたけれども、私もその当時こちらに座っておりまして、その当時の町長のこの条例の提案説明ではですね、「災害時や重大なる事案が発生したときに限り、一定の行政経験や専門性を有する職員をですね、一定期間再任用する」というようことで、この条例を設けると。これはもちろん全国的に全ての自治体が行ったわけでございますけれども、そんなふうなような説明であつたように、私は記憶をいたしております。

しかし、当時からですね、もうすでに12年余、13年余りが近づくんですけども、経過をいたしまして、自治体職員の共済年金支給年齢も、実は相当そのときよりは引き上げられております。

また、老齢基礎年金もですね、合わせて受給年齢も引き上げられることがすでに国民年金法で改正をされております。

この状況は担当課はやっぱり承知をしておられると思いますけれども、周辺市町との、私申し上げたのは、差異がどうもある。そこら辺についてですね、どんなふうに認識しておられるんか、あるいは周辺自治体はですね、どんなふうな状況か、もし承知をしておられるのであればですね、そこら辺のところで、お答えを願いたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○**総務課長（森川 直昭）** 近隣のですね、4つの町に確認をしたところ、ちょっと町の名前を伏せさせていただいて申しわけありません。平成30年度におきまして、再任用職員、いわゆる希望した職員を全て常勤で任用したところが1つ、全て短時間勤務で任用したところが1つ、全て非常勤職員として任用したところが1つ、そもそも募集を実施していないところが1つ、ということで、近隣の町におきましてもちょっと差異があるというふうな状況でございます。

以上です。

○**議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○**4番（坂井 信久）** 是非ですね、私はそういったことも前向きに是非検討いただきたいというふうに思いますけれども、実はこの11月3日の中日新聞にですね、今政府に置かれましても、この継続雇用、これは企業関係ですけれども、継続雇用の義務づけをですね、現在65歳までっていうふうに法律がなっておりますけれども、これを70歳まで引き上げるということを現在検討されておると、こういうふうな時代の趨勢がございます。

やはり、労働力の欠如、不足とかですね、その年金のいろんな財源の問題だとか、いろいろ総合的にそういう時代が流れておるわけでございますので、是非私はですね、多気町もそういった適用をですね、是非していただいて、そういう希望者にはですね、何らかのそういう雇用の場を与えるとこういうふうな職場に是非していただきたいと、胸を張ってうちは再任用制度もやっていますよというふうには是非法があるわけですから、是非そのようにお願いをしたいというふうに思います。

日本はやはり、法治国家でございますから、例え自治体職員においても法のもと一定のやはり私は均衡が必要だというふうに考えております。このことが起因して、職員のやる気や職場の活力がなくなってしまうことにつながるのか懸念もいささか持っておるわけでございます。

この点について、どのように考えておられるのか、総務課長よろしくお願ひ
したいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 定年退職者の方がですね、再任用職員として勤務さ
れる場合におきましては、永年の勤務において培われた専門的知識や経験を
ですね、十分にいかしてほしいと思うと同時にですね、やはり後進の職員
ですね、現職の後進の職員の育成も、是非お願いしたいところでござい
ます。

したがいまして、その再任用職員とですね、現職というか後進の職員と、両
方がやる気を持って、職場の活力を生んでいただくように取り組んでいく必要
があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 先ほどこの近隣の状況も聞かせていただきましたけれど
も、実は、私は今回、この最初の問題は、直接関係者の方からお話を聞いたと。

もうひとつ、何かはどういうふうな質問をしようかなって言うたときにです
ね、実はこの問題を取り上げた、やはりつぼっていいものは、実はこの先ほ
どボランティアでやっておられるという話がございましたけれども、そういつ
たところにもですね、1日その全て8時間働くっていうことやなしに、例えば時
間でも、2時間でも3時間でもっていう方法が実はあるわけでございますから、
これは28条の5項に、その時間の制約とかそういうのが確か載っておると思
う、地公法の第28条5項に載っておると思いますけれども、そういったこと
も踏まえて、そういう雇用形態があると。そういう雇用もできるんだとよいう
ことがうたってあるわけでございますから、必ずしも月に18日、県みたいに
18日以下、あるいは1日7時間ですか、そういう形ではない雇用もあるわけ
でございます。再任用もあるわけですから。そういったことにもやはり私はこう

お考えを広げていただく。そういうことが必要ではないかなど。それで私はボランティアの先ほどの方らもですね、そういう形態でどうかなということも実はあるわけでございますから、是非ですね、そういう方法についてもいろいろ検討を願って、手法についても庁内で検討いただいて、必ずしも月 18 日、あるいはその 1 日 8 時間ですか、そういう形態でもなかってもいいわけですからですね、何らかの私はやはり前へこれも進めていただくと。多気町はやっぱりあそこは遅れとるぞと、前向きな考えではないぞということにならないようにですね、是非町長、職員時代もあったときには、前向いて前向いて前へ行きすぎくらい前向いておられた方だと私はそんなふうに認識をしておりますので、是非ですね、これも先進的にとは申しませんが、よそ並みにですね、再任用制度についても、働きたいという方があればですね、あるいは場合によつたら、先ほどの福祉のああいう雇用形態があるのであればですね、こういった手法でも雇用が可能ですから、是非そういうことを私は前向きに検討いただきたいというふうに思っております。

町長どうですか、そこら辺。この後以降。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今議員おっしゃられたように、時間的な制約ないやつについても再任用っていうのもそういうの附則の部分にあれば、対応していくことは考えております。ただ、今まで再任用については、臨時職員っていう形で、応援していただいた部分があります。例えば 1 年間どうしてもこの事業継続してやらなあかんでやってくれと、現在も臨時職員として採用してまいりました。

もう一方では、若い職員、若い卒業生が多気町へ入りたい、多気町で仕事したいっていうのを、再任用ばっかやってしまうと、その芽を摘んでしまいます。どうしても必要な部分があるときに、うちとしては、今議員おっしゃられたように、町長の裁量っていいですか、私の考えで、どうしてもこの人は残っていただいて仕事をやってもらわなければならんっていうときには、お願いを面接

を聞かせていただいた中で、させていただこうと。もう一方では、多気町へ来て働きたい、多気町でそのまま残って働きたい。こういう人の道も開いておかなければ、どんだけでも任用して、じゃあ役場で残ってもらったけど仕事あらへんわ、ということではあきませんので。やはり、満足した充実した仕事をやってもらおうとするには、やはり需要と供給のバランスっていうたらおかしいですけども、そういうことを考えながら、取り組んでいきたいと思いますので、また、側面から応援もしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 実は今、町長が答弁なられたことはですね、私が法律家の専門家と話をしたときにですね、基本的なこの法解釈、あるいは考え方について、おっしゃったことが全てでございます。いわゆる職員数の少ないところについてはですね、やはり、職員数の一定のやっぱり入れかえが必要だと。あるいは雇用関係の継続っていうのが必要だという考え方の中で、再任用制度っていうのは慎重にやっぱりなる、こういう傾向がある。逆に県庁みたいにですね、6,000人から職員がおると、出したら全ての方がですね、再任に当たると。

これは1つの組織の大きさにもですね、やはりその考え方あるのは当然だろうというふうに弁護士が言っておられました。私の知り合いでもう知っておられる方だと思いますけれども。だから私はある程度はですね、ある程度は残念ながらそういうことにやむを得んのかなっていう気持ちはございますけれども、やはりいずれにいたしましても、この近隣でやっておるところが今1町、全ての希望者について任用しておるという町が1つあるということでございますから、できるだけですね、そこまでいかにしても、時間であってもですね、やはりそういうことは今後やっぱり考えていかなければならないと、私はもうそういう状況になってきておると、それをやらんと、やっぱり遅れておる、考え方が遅れておるやはり町だというふうに思われますので、是非そういったこ

ともですね、今後ご検討いただきたい。

最後に、それも含めてですね、今後の取り扱い、いわゆるこの再任用の希望者がですね、男女あるいは行政職員か、あるいは現業職員か、あるいはその職階においてですね、課長級やとか、主幹さんやとかいろいろあると思いますけれども、そういったことにですね、差異なくこの制度をですね、枠を広げて活用していきたいという、こう私の願いでございますけれども、そういったことをされていくのかですね、締めて、ええご返事をいただきたいというふうに思います。大枠は聞いておりますけれども、是非ですね、そういったことについても、最後にご答弁いただいて、終わりたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 議員の先ほどのご質問につきましては、その町長の答弁とちょっと重なるところで、申しわけありませんが、性別であるとか、職種、職階ですね、にかかわらず、再任用職員として、適切な業務についていただく必要があれば、勤務実績等の選考により、採用を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。もう最後の1分でございますけれども、ひとつ今回この問題、もうひとつ取り上げましたのは、私は実は、昨年から在籍をいたしております、元課長職員は、再任用職員だというふうに私はそう思っておりましたら、臨時職員だったと。そういうふうな対応をしていただいたと、このことを聞かせていただいて、少し私なりに、残念だったと、こういう思いがございましたので、今回の質問になったわけでございます。

ありがとうございます。終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、坂井信久君の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時10分までをめどいたします。

(8番 山際 照男 議員)

○議長 (吉田 勝) それでは再開をいたします。

続きまして、5番目の質問者、山際照男君の質問に入ります。

8番、山際照男君。

○8番 (山際 照男) 8番、山際でございます。議長の許可を得ましたので、多気町総合戦略について、一問一答方式で質問いたしますので、町長並びに担当課長のご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

総合戦略につきましては、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」いわゆる地方創生法が公布されまして、それをもとに将来の人口ビジョンを見据えながら多気町の総合戦略が平成27年度から平成31年度まで5年間を計画期間として策定されております。そして来年度が最終年度となるわけでございます。自治体の経営に関しましては、2014年、平成26年でございますが、に2040年までに全国約1,800ある市区町村のうち896自治体が消滅してしまう可能性があります。さらには、その中で523市町村は消滅すると論断された。これは、ご案内のとおり民間の有識者で構成されたシンクタンク「日本創生会議」が発表したものでございまして、いわゆる座長である岩手県知事、総務大臣を歴任された増田寛也氏の、地方の消滅を言うことで世間に衝撃を与えたものでございまして、「増田レポート」と言われます。いわゆる「増田ショック」と表現されたことは記憶に残っているところでございます。この第一の原因は、若年女性が地方から都市部へ流出することにより人口の減少、いわゆる20代から30代の女性が半分以下に減る自治体は、出生率が下がり人口急減社会に入って行き、自治体運営が立ちいかななくなるという考えのもとに消滅の発表がなされたわけでございます。

そのような中で、28年1月に策定された多気町総合戦略における次の項目に

ついてお伺いいたします。

なお、私は平成 30 年 9 月議会において、「ええ町づくりプラン」についての進捗状況、事業評価、予算の関連等を触れさせていただきましたが、続編という形で、多気町総合戦略について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは 1 項目目でございます。

平成 27 年度から 31 年度までの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、この 9 月に報告されました平成 30 年度から 33 年度までの「ええまちづくりプラン（基本構想）」、いわゆる町長のマニフェストって思いますが、との相関関係とそれぞれの位置づけをお伺いいたしたいと思えます。

これは総合戦略の位置づけは、基本構想との整合を図りリーディングプロジェクトとして取り組みを進めますと記述されていますので、理解を深めるためにお伺いするものでございますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは 1 点目のご質問にお答えしたいと思います。

総合戦略の位置づけでございますが、本町におけます人口の現状と将来の展望を提示いたします「人口ビジョン」、これの目標人口とあと将来（2060 年）の姿を見据えまして、その実現に必要な 5 年間の、当面のこの 5 年間の方策を示すとなっております、先ほど議員からもございましたように、平成 27 年～31 年度の 5 カ年の計画期間を設定しているものでございます。

一方で、「ええまちづくりプラン（基本構想）」でございます。これはまた 9 月議会の折りも申し上げたと思えますけど、この 9 月に新たに策定いたしましたけど、ご承知のとおり、まちづくりの基本方針と、あとこれを実施するために取り組む施策の大綱を示すものでありまして、ほかの計画、いろんな計画ございますけど、これらの計画の根幹をなすものとして、

以前ございました総合計画にかわるものというふうに位置づけております。

そういうわけで、相関関係といたしましては、もちろん上位計画には「ええまちづくりプラン（基本構想）」がございまして、その中の「まちづくり7つの理念」っていうのがあったかと思えますけど、これらに基づきまして、この総合戦略の中の4つの基本目標はそれぞれリンクさせているという位置づけになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） そういう仕分けでやられてるということですが、この総合戦略とその基本構想が重なってるっていうんか、何ていうんか、計画年度っていうのが違う、私は最初は総合戦略はこれは地方創生法の関係で国の基準に沿って、やってるのかなというふうに思ってたんです。この基本構想は町長のいわゆるマニフェストっていうんか、構想かなっていうようなこの区分けをしておったんですけども、この総合戦略のいろんなあれを見てみると、どうも基本構想と並列して、やるんだというようなですね、あれがありまして、非常に多岐にわたってますし難しいです。これを総合計画どおりにやろうと思ったら、たいがい体力はいるし実力もいると思いますし、なかなか難しいところはあるんですけども、そこらへんがですね、どうも私は理解ができなかったもんですから、聞かせいただいたんですけども。これは一般町民の方にわかっていただいているんかどうか、わかりませんが、そこら辺は噛み砕いてですね、やっていただくっていうのが本来行政サービスっていう部分じゃないかなというふうには思うわけでございます。

1つ1つ潰して見てくっていうのは、非常にこれ総合戦略困難なもんですから、総合的な形で私は質問してるんですけども。

進捗状況等は9月議会においても町政報告として町長が説明された基本構想の部分がございまして、そこら辺が承知はしておるんですけども、もう少しわ

かりやすく、その総合戦略、これ地方創生法の関係で国へ出す総合戦略の書類だと、書類って言うたらあれですけども。それと、基本構想は多気町の町長のマニフェストっていうような考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 初めも申し上げましたように、あくまで「ええまちづくりプラン（基本構想）」につきましては、確かに町長のマニフェストに基づくものでありますけど、今となりますと、総合計画にとってかわるものというふうな一番上位の大もとの骨子を固めたものというふうに理解しております。議員おっしゃいましたように、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、確かに地方創生法、これに基づいて、これをそれぞれの自治体でつくりなさい、というものに基づいて、策定したものではございます。先ほども申し上げましたように、人口がどんどん減っていく、こういったことでは、非常にこれから自治体としての、例えば組織であるとか、基盤が保てない。であるので、いろんな施策を打ちなさい、というのがそもそもの根幹にあるものでございまして、それで以前にもお配りしましたような総合戦略っていう形でできあがったものなんですけど、やはりじゃあ人口を保つにはどうしたらいいのかっていうのはですね、見ていただいたらわかりますけど、人の創生であったりとか、仕事の創生であったりっていうように分かれておるとは思いますけど、結局これらは、ええまちづくりプランのですね、7つのビジョンの中にも結局出てくる話でございまして、やはり町をつくってく上では、両方とも大事。同じような内容っていうふうにはなっただっていうことは事実でございまして。ですから両方とも、それぞれ必要なものでございましてけれども、ただ、もともとの出どころって言いますか、そこは違ったというところではございまして、ご理解願いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 筒井課長申し上げましたように、ええまちづくりプラン、

これは私が9年前にええまちづくりに、こんな日本語がええかどうかわからんけど、僕は「ええまちづくりをしたい」って言うて、立候補したんです。そのときに7つの公約を掲げて、この載ってますけども、「住民とともにつくるまち」、それから「環境にやさしいまちをする」とか、「活力のあるまちにする」とか、それから教育。こんなことを言って、その中にそれぞれ農業をどうするんやとか、こう分かれとったと思うんです。よくこれまでも議会の皆さんから、総合計画どうなんやというときには、私は、こういう総合計画っていうのを自分のええまちづくりプラン、「皆でともにつくるまち」をしようということで、出させていただいて、それで当選をさせていただきました。

それで今度、山際っていうもしも町長さんが出られたら、3つになるかもわかりません。政策方針、大きな大綱が。そやでそれは、国も同じで、民進党のときには、モノづくりからからヒトづくりへとかなんかそんなに変わりました。またそのあと変わりましたが、やはりそのときのリーダーになる人が、俺はこんなにしたいんやというのになってくると思いますんで、基本的には今筒井課長申し上げましたように、これが一番上にあってやってきたい。その中でほとんどまあ、わかりにくいと言われてましたけども、確かにダブっとる部分ようけありますので、その辺でもうご理解願わんといかんかなと思ってます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 私もわかりましたと言えませんが、っていうより、この2つを並列して読んできると、もうさっぱりわからんようになってくる。そこら辺が、非常に聞きにくいところなんですけども、これぐらいは理解せえよといわれりゃもうそれで終わりなんですけども。そういう趣旨のもとにつくられてるといことはわかりました。

2項目目に入ります。

この総合戦略の推進体制は、庁内における「総合戦略ビジョン策定推進本部」及び産・官・学・金・労・住民からなる「多気町まち・ひと・しごと創生会議」

を設置して、施策の進捗状況や効果検証、施策の見直しなど、実効性の観点から計画の推進を図っていくことになっております。これはまあ記述されておりますので。

また、住民や団体等との意見交換の場を設け、意見を把握しながら計画の推進を図っていくと記載されております。そこで推進体制における庁内の策定推進本部メンバー並びに産業・官公庁・学識・金融・労働者団体・住民のメンバーはどのような方がついているか、お伺いいたしたいと思っております。そしてまた、会議の開催回数についてもお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは2点目のご質問にお答えしたいと思います。

議員が述べられましたように、策定時は庁内メンバーで町長を本部長としました「多気町まち・ひと・しごと創生総合戦略ビジョン策定推進本部」というのを設置いたしました。町長以下管理職全員という体制でございました。

そして、一方では、この地方創生の特に特徴となっております「産・学・官・金・労・住民等」で構成する組織としまして、「多気町まち・ひと・しごと創生会議」というものを設置いたしまして、最終的にはこの総合戦略を作り上げた、というふうな形になっております。

この「まち・ひと・しごと創生会議」のメンバーといたしましては、産業界、「産」の産業界からは町内立地企業の方、それと商工会の会長さん、学界からは三重大大学の副学長さん、そして官ですね、行政からは町長、そして金融機関からは町内金融機関の支店長、そして労働界ですね、当時のハローワークの所長さん、そして住民代表として3名の方、ご出席願いまして、あと当時ございました、多気町のええまちづくりアドバイザーの方の2名を加えまして、総勢12名という構成で行いました。

策定時に開催しました回数としましては、その策定しました27年度、この

1年間で、この創生会議は5回開催いたしております。そして、これは当時の国の国策による、こういった形のペースでやってきなさいっていうのがございました。そういった関係で5回ありましたけど、その創生会議の前には、必ずこの先ほども言いました、庁内で構成する推進本部会議を設けてまして、大変何度も何度も会議をしてですね、作り込んだという記憶がございます。

そして、策定年度以降の、いわゆる実行段階につきましては、また新たに「まち・ひと・しごと創生会議」、メンバー一旦ばらいてですね、もう一度組み直して、創生会議っていうのを設置いたしまして、この組織が行なう事項といたしましては、地方創生施策の企画内容であるとか実施した各種事業の効果検証について、特に意見をいただいております。

新たなメンバーといたしましては、三重大学副学長さん、商工会の会長さん、金融機関代表者様、住民代表さん、そして多気町役場と、あとええまちづくりアドバイザーの方、というふうな6名で構成をしております。

会議は毎年1回の頻度で開催しております、こちらで作成しました、前年度ですね、前の年の各種事業評価表を策定いたしまして、これに基づきまして、中身をいろいろと意見交換してもらいまして、最終的に創生会議委員さんの評価をいただいているって格好になっております。いわゆるPDCAの展開をさせていただいております。

そしてそれを毎年、6月議会の全協で議会の皆さん方にもご報告申し上げるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） ちょっと疑問になったのがあるんですけども、このメンバーの構成ですけども、産業・官公庁・学識・金融・労働者団体、これ労働者団体ってハローワークって言われましたけども、ハローワークは官公庁ですよ。それから住民、この労働者団体っていうのはどういうことなんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之。

○企画調整課長（筒井 尚之） 当時労働者団体っていうことが分かっておりましてなんですけど、なかなか受けていただける方がなくてですね、そして、県のほうに問い合わせまして、それを司っている一応ハローワーク、一応職安になるので、そこも構いませんっていう話をいただきましたので、無理をお願いしてなっていました経緯があります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） びっくりしました。

その前段で6名でこの評価をやられていると。この評価がいつも、その評価はですね、まあそれに合致してるというような、いわゆる効果検証だと思っんですけども、これがまあ総合評価はね、いつもなんか妥当だというような評価があるんですが、やっぱりなんていうんか、必要があればその都度検証していくというような文言も入ってるんですけどね、ただ、この総合評価が皆同じような評価になっていると。まあその6人の中で異議を申される人もおるんでしょうけども、民主主義からいって、多数のっていう形でいくんでしょうけども、その6人の評価の部分で、いろんな問題が出てると思うんですけども、そこら辺のその課題っていうのはどうでしょうか。共通的な課題っていうのはなんか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之。

○企画調整課長（筒井 尚之） 手元にその資料持ち合わせておりませんので、ちょっと記憶っていうことで、ご容赦願いたいと思います。

確かに、今年ですね、来られたときに言われたことはですね、昨年言われたことが直ってないところがありますね、ってこともございましたし、やはり少なくとも一歩でも前進したことはやってくださいね、っていうご意見も結構いた

できました。ただ、確かに10のあることを全部10こなすことはそれは無理だということで、2つでも3つでも、クリアしているっていうことで、全体的にはまあよく頑張ってるっていう評価のもとです。あのような一応評価いただいているっていうことをごさいます。

すいません、詳しいことはちょっと記憶ございませんので。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 事前通告してませんだから、この部分については。

このメンバーの中にですね、ええまちづくり審議会、まあ行財政改革等審議会っていうのがあるんですけども、この組織構成っていうんか、このメンバーが、この中に入ってるっていうことはありませんね。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 創生会議のええまちづくりアドバイザーの方がですね、ちょうど行革審にも入っていただいております。要するに、住民代表的な存在の方がですね、ちょうどこの行革審のメンバーにも入っておられましたので、一応事情はわかっておられるかと思えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） そうすると、行財政改革審議会の5人、住民代表5人っていう公募でされた部分がありますよね。その人たちの1人か2人かっていう部分、入ってらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） お1人です。地方創生会議のほうのメンバーと、行革審兼ねてみえる方はお1人です。

○議長（吉田 勝） 山際君、ちょっと断片的になってますんで、もうちょい。
山際照男君。

○8番（山際 照男） このメンバーの中にそういう行革等審議会が一緒についてうんか、共通したメンバーじゃないかなっていうふうなあれが、私も感じたものですから、そこら辺の質問をさせてもらったんですけども。

総合戦略は実に幅広いですね、これをまとめることは本当に大変だと思っております。お察しはできるんですけども、これもあれやこれやと言わずにですね、まずは優先度っていう部分もひとつつくっていただいてですね、今後その優先度を着眼してもらって、今年度はこれを重点的にやるんだというような、その方針を持ってもらって検討していただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にまいります。

3項目目でございますが、地域活性化対策についてでございます。

地域活性化対策について質問をさせていただきますけれども、地域活性化対策につきましては、地域づくり、地域おこし、地域振興の中での部分がありまして、この中での施策パッケージが多面的かつ多岐にわたっているところでございます。

この項目は、私は、過去に農業の担い手対策等で質問をさせていただきました。また、ほかの議員からも担い手対策や6次産業化など、過去にも質問をされているところでございます。特に中山間地域におきましては、今後、人口の急減と高齢化が進む中、農業の担い手や地域活動の担い手不足で、集落の諸機能が低下する事態がすぐそこまで来ているのではないかと思っている次第でございます。

そのような状況下におきまして、限界集落になりつつある中山間地域の課題は、住民自治等盛りたくさんあるわけで、そこで中山間地域に対する将来への活性化対策について、行政の考え方をお伺ひいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それでは私のほうから先ほどのご質問に対しましてですね、特に農業に関しまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

国のほうではですね、中山間地の農業の振興対策ということで、平成 29 年 3 月に「中山間地農業振興指針」をですね、策定しました。その中で「中山間地農業振興の方向性として時代の変化を踏まえつつ、若者や女性、前向きで知恵と能力のある高齢者に加え、経営・財務・販売などの能力を持った者の視点も取り入れ、マーケティングやブランディングを行いながら、地域の特徴を踏まえた処方箋を自らが考え、持続的・自律的な事業として取り組みを進めて行く必要があります、その際、地域で十分な話し合いを重ね、従来のやり方を超えて、新たなチャレンジに乗り出していくことも必要である。」との記述がございます。これに対しまして、地域でですね、市町村につきましては、これに対して、中山間地の農業振興の「道しるべ」となる将来ビジョンを作成することとなっております。昨年度策定した多気町の中山間地農業の将来ビジョンでは、地域の課題として、担い手の確保・育成、地域の特性をいかした農作物の栽培と加工、都市農村交流の実施と移住者への支援、多面的機能の維持・発揮を図る活動の展開、鳥獣害対策をあげており、目指す方向性として農業基盤の維持・長寿命化や担い手・集落営農等への集積、中山間地での特徴的な作物の栽培・加工、自然環境等の地域資源をいかした都市農村交流などを掲げております。

それに対して、具体的な施策といたしまして基盤整備、獣害対策、多面的機能支払交付金、6次産業化などがございます。それぞれの地域で、現在事業を進めているところでございます。

地域にはですね、それぞれの特性、それから地域資源、それぞれの課題があります。まず地域で話し合いを進めていただくことが大切だと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 非常に総合的な対策を答弁していただきました。

そこら辺がですね、遂行できるような中山間地域ならいいんですけども、なかなかそこまではいかないと。それこそ、寄り合いついていうんか出合いついていうんか、そこまでもできないよな、その中山間地域の人口急激に過疎化になつとる部分と、高齢化つていう部分、そこら辺のですね、対策をなんとか行政で後押しをできないかというようなことを、切に希望する。希望するつていうか、その対策を行政としては、どのような形で見ているんだらうなつていうようなことで、質問したわけなんですけども。

地域活性化つていうのは非常に難しいとは思いますが。それぞれ地域各々の特性もありますし、けども、中山間部、中山間地域についてはそこら辺は共通点つていうのは結構あると思うんですよ。そこら辺の活性化つていうより、活性するのかどうかつていうのは、まああれなんですけども、まあまあ生きがい対策つていうかですね、生きがい対策ができるかどうかつていう部分を、聞きたいなつていうことで、ご質問したんですけども、そこら辺は、その考え方つていうのは、どうでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） ご質問の主旨のほうですね、要は、最後の私のほうが申し上げさせていただいた、その地域の要は特性のほうをつかんでいただく。特に農業のほうですが、例えば課題解決については、と問えば獣害対策であつたりとかですね、それから、担い手の問題であつたりとか、そういう部分についてですね、それぞれでまず集落単位、それから集落をまたぐことにもなるかわかりませんが、そういう話し合いの場を持っていただく。それから持続的にそういう話し合いを続けていただくつていうことが大切だというふう考えております。

それに対しましてですね、多気町役場とそれから、例えば県の普及センター、それから農林水産支援センター、それからJA等がですね、一緒にその場で話

をさせていただくと。そういうことで、例えば獣害対策に見合うような、例えば作物の栽培であったりとかですね、それから都市部との交流につきましてとかですね、そういうことに対して、アドバイスのことをさせていただいて、それをこの国のほうがやっております、中山間地域の農業の振興対策、ルネッサンス事業っていうのが始まっておりますが、こちらのほうと結びつけて、対策を考えていくというようなことが必要になってくると思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） いろいろとそういう施策を考えていただいているということは非常にありがたいというふうに思っておりますし、それがまた実行されるような形で将来に向けて、お願いしたいと思えます。

次は④番目でございますけども、ちょっと飛んでますけども、申しわけございません。

④項目目でございますが、総合戦略のSWOT分析を見ますと、4つの切り口での分析であります。内部環境での弱みの克服、外部環境の脅威の対策など、このたくさんの施策パッケージ、例えばUターンIターン、移住者の呼び込み、結婚、子育て、高齢化の進む中での医療、介護、日常生活の支援、防災、環境問題、農業等の施策を、この非常に多い多岐にわたっての施策っていうんか、いろいろ内部環境、外部環境での部分のあって、こういう施策をどのように実行していくのか、ちょっとそこら辺の考え方をお伺いと思えます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは④番目のご質問にお答えいたします。

まずこのSWOT分析ですね、民間企業でもよく使われるようなんですけど、マーケティング戦略立案における環境分析方法とお聞きしておりまして、地方創生の分野でもこれを取り入れなさいっていう国からの1つの方針でございました。

先ほどご意見いただきましたように、当町の場合は強み、弱み、機会、脅威、これを組み合わせて分析することで、さらに伸ばしてく長所であるとか、事業課題、これらを発見できるということで、取り組んだ次第でございます。

その結果、いわゆる弱み、それと心配される脅威の部分についてはですね、議員さんの質問どおり、あらゆる分野にわたってることが、これはよくわかるところでございます。

確かに、ずいぶんいろいろ記載がございます。これら結局総称しますと、そもそも地方創生の原点であるんですけど、やはり人口減少。これがもう起因していることが非常に大きい。ということで、多気町におきまして、まだ人口減少初期段階、まだ減少率からしてもですね、において、早急な対策を実施して、そして人口減少を少しでも歯止めをかける。そして、安定的な人口規模をとにかく図ることが、そもそも根底の話でございまして、初めにも申し上げましたけど、今後、自治体としてこれからも運営できていける組織、財政基盤、これらを早く保つように、努力しましょうということがそもそもの部分でございまして。

そして、そのための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、4つの基本目標を掲げて、もうすでに4年目になりますけど、取り組んでるところでございまして、「ひとの創生」では、初めの質問でもですね、何か特化して扱っていくべきやと言われてましたけど、こういったたくさん施策掲げておりますけど、今現在すでに取り組んでるものばかりでございまして。

例えば「ひとの創生」でありましたら、人づくりでございまして、例えば子育て政策もしかり、教育の充実もしかり、そして結婚支援充実もやっております。こういったことがこれに当たりますし、「しごとの創生」プロジェクトでは、例えば企業誘致もしかり、そして、農業従事者、就労者への支援、そういったものも「しごとの創生」プロジェクトとして取り組んでおります。あと「まちの創生」プロジェクトってということで、1つ目として医食同源のまちづくり。いいものを食べれば予防にもつながるといって、要するに福祉分野、健

康づくり分野になりますし、2つ目の「まちの創生プロジェクト」としましては、いわゆる観光分野に特化して、人を呼び込んで、交流環境づくりやろうっというので、これらももちろん取り組んでおるところでございます。というので、そういったので、取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） スローガンや目標だけはですね、しっかりしていただくということはあれなんですけども、勇ましくやっていただいとるんですけども、その実現性の道筋っていうのが見えてこないっていうんか、そこら辺が課題かなっていう部分がありますので、あれなんですけども。

その多気町の強みっていうところは、いろいろあるわけですけども、それをまだもうひとつ強めてもらうとか、多気町の弱みを水準まで伸ばしてもらうとかっていうような努力をですね、今後もしやっていただければと思います。

こんな立派な戦略をつくっていただいてですね、基本構想もつくっていただいて、いいんですけども、仏つくって魂入れずっていうような言葉もありますので、そこら辺もやっぱりそれで終わって欲しくないという私の気持ちでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、5番目でございますが、中山間地域直接支払事業、①つでございます、で集落協定の締結によって、耕作放棄地の防止及び農業と農村が有する多面的機能の維持を図る事業でございます。②つ目の多面的機能支払交付金事業は、農地維持、資源向上活動、共同っていう部分と長寿命化っていう部分があるんですが、という事業概要が施策成果に記載されております。

そこで、それぞれの対象基準面積、具体的な事業説明、それが共同か個人対象でもいいのか、それか今後何年間事業継続（国の有期事業）されるか等について、お伺ひいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それでは私のほうから、中山間地域直接支払のほうについてですね、お答えをさせていただきますして、続いて建設課長のほうから多面的機能支払のほうについてお答えをさせていただきたいと思います。

中山間地域等直接支払いにつきましてははですね、平成 12 年から始まっておりまして、現在は平成 27 年度から始まっております第 4 期対策の 4 年目になります。国はですね、平成 27 年に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を制定をいたしました。多面的機能支払と合わせてですね、中山間につきましても、法に基づいた安定的な措置として実施されると理解をしております。

多気町の中山間地域等直接支払につきましては、20 分の 1 以上の急傾斜の水田、1 ヘクタール以上 1 団地を対象としております。集落等を単位とした 5 年間の集落協定が結ばれていることが要件となっております。単価は 10 アールあたり 2 万 1000 円。農地や水路、農道等共同管理についての協定のみならその 8 割の交付となっております。それに加えて、将来的な農業生産活動の体制整備等に取り組む場合につきましては、10 割交付、2 万 1000 円の単価ということになります。現在、8 割交付が 1 団地 1 集落協定、それから 10 割交付が 11 団地 4 集落協定でございます。

後期の配分につきましては、集落配分したうち、50%以上を個人配分するということになっております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） つづきまして、多面的機能支払交付金事業について質問にお答えいたします。

多面的機能支払交付金事業の対象基準面積につきましては、農振農用地が基本で、広域化の場合は、50 ヘクタール以上となっております。個々の組織の場

合は、面積要件はないのですが、共同活動組織を立ち上げてもらわないといけないということで、その組織の方の土地が対象となります。それと、具体的な事業説明ということで、共同活動組織が5年間で行う活動方針ということで、基本は農地維持活動のできるのであれば、資源向上活動もということで、計画を決め、それを基に取り組んでもらう事業です。毎年規約に基づいて、総会を開催し、1年間の活動結果報告と次年度の詳細な活動予定を決め、組織全体にかかってもらいます。その中で、計画にない災害復旧などについては、活動組織全員の了承を得て活動に取り組む形となります。それと、共同か個人対象かにつきましては、共同となります。最後にこの事業継続につきましては、交付金制度としてありますので、国の予算内で継続していきます。年々資源向上活動、長寿命化については要望しておりますが、満額はついてこないのが実情です。期限もございません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） ありがとうございます。両方個人じゃなくて共同っていう部分が非常に、共同っていうことで、重きをおいてるっていうことでわかりました。要するに、個人でも共同化っていう部分が非常にこれは重きをおいてるということが主、ということになっております。

私は、この台風やですね、地震等でその田畑や水路の崩壊が起きた場合、復興金額っていうのが国の基準、県の基準、町の基準っていうのがあります。それに満たない場合、自力で補修ということになるわけです。金銭的にですね、体力があるようなその農家はいいんですけども、その体力がない農家であれば、もうそのままにしておくというような事態が出てくるわけでございます。そうなると、やはり自然と耕作放棄地になって、それこそ獣害の巣になってしまうというのがですね、今の現状だと思うんですよ、そこら辺の救済をするために、こういう直接支払なり、多面的機能の部分が活用できないかという部分でです

ね、ご質問させていただいたんですけども、これが国の基準に達してないからダメだっていうことじゃなくて、その災害の形になるんですけども、そのような農地を復興するには、この金っていうんか資金っていうんかは、絶対使えない。これは会検の、今日の会計検査院の調査もありましたけども。そこら辺の部分も含めてですね、非常に難しいといことであれば、それでいいんですけども、ただ、ちょっとぐらいその空間があって、できるなっていうことであれば、そこら辺はどうかなっていう考え方をちょっと教えて欲しいんですが。個人でもできるとか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） この多面的機能支払交付金事業なんですけども、国の一応考え方で、甚大なる自然災害が発生した場合っていうことで、ここにちょっと一文あるんですけども、被災した対象農地の周りの施設の応急措置や補修更新等に取り組むことができますという文面があります。

この内容も、一応県のほうにも確認を取りまして、いろいろ話をしたんですけども、やはり、実際がその田んぼ自体がですね、その個人の営農活動っていうことになりますので、やはりそのそこだけを直すっていうのはなかなかこの交付金では、無理なところあるん違うかという意見もいただいています。ただ、その辺は、やはりその活動組織っていうのがありますので、そこで諮っていただいて、いやいやその下に水路があるんやと、それと一緒に直してくんやとかそんなんがありましたら、できるんかなっていう気はするんですけども、その辺はやはり皆さんの同意が得やんことには、こういうのは使えないってことで、話は聞いております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） わかりました。そういう事案が出ればまた相談をすると、

いうことで解決に結ばれるかもわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。何にしても、行政っていうのは、やはり農家にしろ、何にしろ、背中を少しでも押してもらっていうのが、その該当になった者はうれしいという気がしますので、一押しでもいいんで、行政サービスを実行していただければ、ありがたいと思ひております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、山際照男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。5分間。3時5分再開します。

（9番 田牧 正義 議員）

○議長（吉田 勝） それでは再開をします。

6番目の質問者、田牧正義君の質問に入ります。

9番、田牧正義君。

○9番（田牧 正義） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、ただいまから質問に入りたいと思ひます。

ただ、議長にひとつご許可いただきたいんですが、私の質問の1項目目の2点と3点の質問の順番を入れかえさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） はい、結構です。

○9番（田牧 正義） それでは質問に入ります。

○議長（吉田 勝） ちょっと田牧君、その前に一問一答方式かと

○9番（田牧 正義） 1-②と1-③を入れかえさせていただきたいと。よろしいですか。

○議長（吉田 勝） 一問一答でやっていただきますか。

○9番（田牧 正義） はい、質問は一問一答方式で進めてまいります。

まず質問事項ですが、第1項は、三重とこわか国体カヌー競技について。第2項はクリスタルタウン工業ゾーンの整備事業について。第3項については、

町営バス等について、でございます。

それでは、早速ですが第1項について、ご質問させていただきます。

2021年第76回国民体育大会でカヌー競技を松阪市と共同で開催する実行委員会を立ち上げられ、設立総会、第1回総会も実施され、大会の成功と地域の魅力発信に向けてスタートを切られましたが、①点、今までの経過及び進捗状況についてお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） それでは、①点目の経過と進捗状況についてお答えをいたします。

平成27年でございます。三重県と三重県カヌー協会がですね、会場を選定されました。翌年度の平成28年でございます。日本カヌー連盟が正式に、当地をですね、会場地として承認をされました。平成29年でございます。平成29年についてはですね、具体的な動きはございませんでしたが、関係機関と連絡調整を行ったところでございます。本年度、平成30年度でございます。先ほどおっしゃいましたように、8月8日に、三重とこわか国体・三重とこわか大会、多気町・松阪市実行委員会の設立発起人会を開催いたしました。その次、11月7日でございます。三重とこわか国体・三重とこわか大会、多気町・松阪市実行委員会設立総会の第1回総会を開催させていただきました。

今後の予定でございます。今年度におきましては、カヌー競技の会場となりますところの現地の測量を行う予定でございます。翌年、平成31年度でございます。会場地のですね、施設整備に伴う工事設計業務とそれから、会場のですね、仮設設計業務を発注の予定でございます。平成32年度におきましては、堤防とか河川以外のところでございますが、川の流れないところのですね、できる部分の整備を行いたいなど。それから平成33年でございますが、5月から6月にですね、リハーサル大会、それから10月に本大会を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 今までの経過について、お聞きしたわけですが、この経過を見ていると、相当前からいろいろな方と準備されて、そして、この予定表の中で見ますと、リハーサル大会が33年の5月あるいは6月、そして本大会が10月1日～10月4日となっておりますが、通常はこのリハーサル大会っていうのはプレ大会と言われて、1年前にするのが一般的だと思うんですが、これが、これだけ詰まっているっていうのは、相当日程的に押し迫った状態で決断された。ですから、関係各位が相当、国交省、漁協、地元自治会等との調整にじかかんがかかれて、恐らくもうこれ以上遅くなったら、開催ができないっていうような時期になって、決定されたんではないかなと私は思いますけれども、このあたりの所についての事情というのは、どのような事情でここまで押し迫ったのか。

そして、プレ大会が10月に本大会があるわずか4、5カ月前にやらなければならないっていうのは、恐らく相当各協会とかその他では、危機を保持しているか、本当に開催できるかというような状況まで至っての決断ではなかったのかと思いますが、そのあたりの事情はいかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） 時間的にはですね、まだまだありますので、例えば、前年度のですね、10月とかそういうこともですね、考えられないことはあるとは思いますが。ただ、この辺の日程についてはですね、県、それから特にカヌー協会とですね、日程調整した結果ですね、この時期に開催をしてほしいということがございましたので、現在そのような日程で進める予定にしております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） それでは、今年福井のほうで同じカヌー競技が行われたと思うんですが、こちらのほうの視察等については、どのような方たちで行われたか、お聞かせください。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） すいません、福井県につきましてはですね、ちょっと私どものですね、係長が現場を見てきたことをごさいますて、確か福井もですね、このような日程でされたんかというふうに思っとるんですが、ちょっと記憶が違ったらごめんなさい。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 実はなぜ福井の国体に町当局の人がある程度真剣に視察に行っていないかという質問をしたのは、実は福井の会場、これ九頭竜川で、中州をつくって、そして、片側のほうを遮断して、要は川の3分の1水を流すという方法で行われた。ですから、今回契約されてるこの多気町・松阪市の共同開催の会場も、そういうような恐らく設定でないと、カヌー競技が行われないような場所なんですね。

ですから、こちらのほうにご予定になってます、32年に会場の河川等の工事というのが、32年に行われて、33年の5月～6月にリハーサル、それから10月に本大会と、こういうふうになってるっていうのは、広い川幅がありますけど、流量とかその他考えると、恐らく両郡橋のしも。そこで行われる大会については、中州をつくるなり、何らかというような、これ正式の設計はまだ出てないですが、私の推測では、そういうような設定をしなければカヌー競技が行われないような会場が、今回会場としてあがってるわけです。

ここに特設会場という所にひとつ問題があります。

それは何かというと、今年の福井の大会も大会を行う少し前に台風が来たんですね。そして、もう少し大きい被害があれば、下手したら開催できないほどの水量になった。どうにか小規模な被害で済んだから開催できたというように私は聞いておりますけれども、櫛田川のこの特設会場っていうのも、そういう危険な目に遭う可能性が非常に大きい。まして 33 年の 5 月にプレ大会を行って、10 月。要は、櫛田川は毎年のように、2 個 3 個の台風が来たら、大変な増水を起こします。そうすると、そういう特設会場に土嚢その他で仮設したものについては、一旦つくっても、もう一度作りかえる必要がある可能性のあるようなところが、特設会場となってるわけです。ただこれは、いろいろと皆さんが努力されれば何とかかなと思いますし、福井のように何とかこなせると思います。

しかし、特設会場である以上、本来カヌー競技っていうのは、非常にマイナーな競技ですけれども、自然の中で自然を利用して行ってこそ本当はいいんです。ですから、本当は、会場を特設会場ということでなしに、できればいいんですが、残念ながら時間その他、それから大会を何としても開こうとすると、今の予定してみえる会場しかないというのが現状だと思います。ですから、そういうので、よほど心して準備をやっていただかないと、特設会場というのは、そういうリスクがあるということを確認していただきたいということで、その特設会場についての危惧をしていることを伝えたいと思います。お伺いしたいです。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） 議員おっしゃるですね、今の川のままでですね、競技を進めようと思うとですね、支障が出る部分があるのかなというふうに思っています。と申しますのは、ある一定のですね、流速をなりですね、そういうことをしやんと、あの競技が成立しやんというところがありますので、そういうことは必要であるかなと。そうなってくるとですね、仮設のもの、例えばトン

パックなんかでですね、川の流れを狭くしたりですね、そこで流速を出すこと
によってですね、コースができるというようなですね、競技の特性も生かせる
んかなというふうなことは想定をさせていただきます。

ただ、川の底はですね、なぶることが基本的にはできないということでござ
いますし、それから、川でございますので、まずはですね、治水というかです
ね、災害が起きないようにせなあかんってことはですね、仮に4月や5月
にコースを仮設でつくってですね、トンパックとかでですね、トン袋とかでし
たとしてもですね、それは一旦撤去してですね、また10月の本大会に設置を
していくという形になろうかと思えます。

議員ご指摘のとおりですね、福井では、台風の被害ありましてですね、日程
を短くしたということは私どもも聞いとるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） そのあたりは、十分に考慮しながら、準備を進めていた
だけだと思います。

①点については終わりました、先ほどお願いしましたように③点のほうから
入りたいと思います。

これ、カヌーっていうのは非常にマイナーな協議でして、メジャーな協議で
あればですね、通常の国民体育大会が行われるっていうことに対しての町当局
のアプローチで済むと思うんですが、非常にこういうマイナーな競技っていう
のは、メジャーな競技に比べると、比較にならないほどの啓蒙活動、あるいは
住民それから関係諸団体への協力を得ないとなかなか実施できないというの
が現状かと思いますが、こちらのほうの町民あるいは特にいろんなこういう大
会っていうのはボランティアとかその他いろんな方にかかわっていただく必
要があるわけですが、このあたりについての先進県、福井何かの事例等もある
とは思いますが、どの程度の町民あるいはボランティアが参画すれば、運営で

きるとお考えですが。お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） 競技にはですね、大会運営にかかわる方、当然審判とかですね、そういう方もおみえになるわけでございますが、平成 30 年度の福井大会におきましては、競技補助員といたしまして高校生が 40 名程度参加してですね、競技役員の指示により行動しておりました。

そのほかに、駐車場係それから会場の美化係として一般ボランティアの方が 30 名程度参加されておったところでございます。あと、監督、選手、役員、観客の駐車場への誘導や会場の拾いの清掃活動もされておりました。

多気町におきましては、福井大会と同様、一般や高校生のボランティアを募り、大会運営に協力をお願いしたいと考えておるところでございます。

また多気町の場合、櫛田川の会場でございますが、会場付近にですね、駐車場スペースがほとんど確保ができないということも考えておりました、例えば当町の役場あたりはかなり広いところがございます。ここをですね駐車場にしまして、ここからバスでですね、会場まで送るというピストン輸送等も必要かなというふうに考えておりますので、先ほどの福井大会以外にですね、駐車場係であったり、それからバスの誘導係のボランティアもお願いする必要が生じるのかなというふうにと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9 番（田牧 正義） たくさんの人数がいる。そしてその確保、特にカヌーの競技について、理解のある方を選ぶっていうのはなかなか難しいかと思いますが、当局のできるだけの努力をお願いしたいと思います。

それじゃあ次の、先ほどの②項を③項にずらしていただいたことについて、質問に入ります。

先日、県知事と町長の1対1対談において、知事のほうから大会の成功が大事だが、それに残った遺産（レガシィ）についての希望を発言されましたですが、今後このあたりのことについて町当局がどのようにお考えか、お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） 先ほどの説明と少し重複してすいません。

先ほど申しましたように、現況の河川の状態ではですね、「スラローム」も「ワイルドウォーター」の競技も開催はできないところがあるんであろうというふうに考えておりますので、土のう袋などでですね、仮設をしまして、そこで流速や流量をコントロールしたコースを設定してコースをつくっていくであろうというふうに想定をしておるところでございます。

また、本大会の開催につきましては、関係機関、例えば川をですね、管理しとる国交省であったり、また漁協であったり、地元自治会のご理解とご協力により、開催をできるところというふうに考えております。

このことにつきましてでございますが、川底を加工しないことと仮設物は撤去して原形復旧をするということを条件として理解・協力をいただいております。このようなことでございますので、大会終了後にコースとして残していくことは困難であろうというふうに考えております。

ただ、県やカヌー協会と協議をいたしまして、今後取り組めることがあれば、取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 共同開催なんですけど、先ほど団体等と協力して進めるということで、おっしゃられましたけれども、松阪あるいは飯高にはカヌー協会なるものがありますが、当多気町にはカヌー協会なるものは現時点ではまだ存

在しておりません。しかし、大会が成功したら、そのあとそれをどういうように種をまいたものを芽を出ささせて育てていくか、これが国民体育大会の大きな使命の1つかとおもいまして、先日の鈴木知事の発言に対しては私も共感を持っているところであります。

ですから、先ほども言いましたように、非常にマイナーな競技ですけれども、例えば、お隣の大台町宮川で前回の国民体育大会の折りにボートが実施されて、その後コースはあそこはダムですから残すことができる。そして、今もコースを使っているいろいろやっている。こういうような状況ですが、残念ながら、今の特設会場は大会が終わればもう使えないんだと。こういうことなんですが、逆に、大会を開催するまでのエネルギーをその後も持続してこのカヌー競技、あるいはカヌーの遊び、競技よりも私は遊びのほうがいいかと思うんですが、そちらのほうに町当局が力をそそいでいただければ、恐らくちょっと大風呂敷というか、ここにちょっと大きな地図を用意しました。これは、蓮ダムから海へ出るまでの全部のところが載っている地図なんですが、恐らく大会にそそぐエネルギーと同じようなものをその後も継続して注いでいただければ、たぶん日本に唯一となるカヌーの全流域を使って遊べる櫛田川に生まれ変わることができる可能性があると思います。

それはなぜかと言うと、大きなダムとかは蓮にだけあって、それから下には小さな堰が5つ、それから沈下橋が3つほどございます。これはうまく利用すれば、川上から河口、海までカヌーで下ることができるようなきれいな川になる可能性が私は残っていると。ですから、大会だけではなくてそのあとどういうように我々が力を注いで進めるかによって、櫛田川が恐らく日本で唯一川上から河口までカヌーで下れるような川に生まれ変わることができるような可能性があると思います。

また、その途中には、道の駅が2つほど。そして、天然のお風呂もございます。それからオートキャンプ場もございます。ですから観光というような面から捉まえても、通常通過型になってしまうところに、そういう施設がある事に

よって、1泊なり2泊なりそして川で遊んでもらえるというようなこういうような櫛田川に生まれ変わらせることができる可能性があると思いますので、どうか、大会を成功させるというところで終わらずに、そのあとも、持続してこの櫛田川が恐らく日本で唯一川上から河口までカヌーで下れる可能性を持っているきれいな川だということを認めていただいて、今後の町当局のいろんな施策に反映していただけないかなというような思いもありますので、そのあたりについての考えをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、大松隆君。

○教育課長（大松 隆） まず私のほうから、川をですね、管理しております国交省の櫛田川出張所のほうへそういうことができるのかできないのかっていうことも確認させていただきましたので、ご報告申し上げます。

個人によるカヌーの川下り、これについてはですね、規制するものではないというところがございますが、イベント等でですね、実施する場合は、ある一定の団体となると思うんですが、そういう場合はですね、届出をしてくださいねと。なぜそういうことになるかっていうとですね、イベント等の場所がわからないとですね、事故等の起きたときに、すぐ場所が特定できないとかですね、そういうことが国交省の管理としては困るので、ということでもございました。

もう1点、関係機関としてですね、漁協のほうがございます。漁協さんとしては、4月からですね、10月は鮎漁があるということで、できるだけそういうことで川へ入るのは御遠慮いただくとありがたいなと、ということもございます。届出なくですね、個人が川を下っていくことはですね、把握できやんとそこではございますが、そういう鮎の漁の面から申しますとですね、漁協さんとしては、これ御遠慮願うとありがたいなという程度の返事でございましたが、関係機関の確認したところは以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 教育委員会のほうでもまずその先ほど言われたレガシーっていう点なんですけども、ものとして残すレガシー、それからもうひとつせっかく小学校・中学校の子供たち、その時代にですね、自分たちの地域を流れる河川を使っただけの大きな競技が初めて催されると。それを心の遺産として残しておきたいなど。そのためには、何ができるのかっていうことを、こう考えさせてもらったときにですね、まず大会の前に、このカヌー競技とはいったいどんなものやということ、実物に触ったり、あるいは指導者や選手などから話を聞かせてもらったり、そういうことを通して、子供たちがその競技に興味を持ち、そして、また大会当日、どういう関わり方がその競技、あるいは参加者あるいは観客、地域の人たちのためにできるのか、っていうふうなことを考えさせられるいい機会になるのではないかなっていうようなことお考えさせていただきました。

ぜひそのようなことを実行させていただきたいなというように考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 実は私がちょうど中学3年の折、34年9月26日、皆さんも御存じのように、伊勢湾台風なんですね。そして、この多気町においても、JRの鉄橋が流されるというようなことで。そのあと私どもは、それまで自分の庭のようにして遊んでいた櫛田川から、これももう昔の川じゃないねということで、現実遠ざかってしまったんです。ここに私たまたま貯蔵します「それぞれの伊勢湾台風」っていうのがありますが、そういう中で、私はカヌーという競技を見て、櫛田川で考えると、先ほど言いましたように、上から下、河口まで行けるような可能性を秘めてるねと思って。本当にカヌーっていうのは、水面を水澄ましのように、要は自分の力だけでいくわけですけども、本当に楽しい。ですから、そういう思いを先ほど教育長が言われたように、多くの子供

たち、あるいは私らの世代のように、昔櫛田川で本当にたくさんの遊びをした者も一緒に遊べるような場がもっと大会後も広く使えるようになったら、ありがたいなと思っております、第1項目の質問については、これにて終わらせてもらいます。

第2項目に入りたいと思います。

クリスタルタウンの工業ゾーンについて、先日、全員協議会の折に、資料等も一部いただいているわけですが、町長自ら29年度では、延べで15日、訪問件数で36件訪問していただいたと。しかし残念ながら、実績としては、ゼロです。そして、もう1つは、こちらに私が議会のほうのもの、これの50号を見ますと、議員の中でクリスタルタウンの工業団地について、5名の方が質問してみえました。特に私の気になるのは、借入金には町の財政調整基金で負担してもらっているというこの項目です。町の財政調整基金、これを投入しているということは、実際に銀行に払う金利等は発生しませんが、それ以外に町が実施したいことについての、足かせになっているはず。ですから、財政調整基金で補充してみえる金額をお教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之。

○企画調整課長（筒井 尚之） これまでに、総額16億3700万円となっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） そうするとそれについては、どういう解決を図られるお気持ちですか。あるいは時期的にはいつ頃を目指してみえますか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之。

○企画調整課長（筒井 尚之） 工業団地にかけました投資額ですね、これを全

て完売して、そしてその土地代金で財政調整基金へまた戻すということを目指にやっております。時期は非常に難しいところもございますが、毎年、今年中にという目標を掲げてはやっておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） これは町が今回主体で進めているから、こういうように資金を投入することができたんですね。民間企業であるところが開発したら、こういうわけにはいきません。一番近くの例で言えば、松阪興産さんが松阪の西野、要はインターへ行く途中です。あそこで開発されましたが、一部は完売されました。しかし現時点であそこの横を通られるとおわかりになると思いますが、太陽光パネルになってます。一部はまだ売れ残って残ってます。

要は、町がやってこういう財政資金を投入するっていう手法をとれたから金利が発生していないだけで、民間であれば、もっと早く結論を出さざるを得ない。それをあえて伸ばしている。今後も見通しない。これで町民につけを回す結果になってしまうんです。要は、町長あるいは私たち議会、それから職員の方が責任取れる人間は誰もいない。つけは全て町民に回っていきます。ですから、できるだけ早い決断をして、そして進めないと、町民が苦しむだけですから、そのあたりについてのお考えをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 田牧議員のほうから、町民につけを回しとるということもおっしゃられました。

多気町としましては、あそこの開発につきましては、これか等の若者たちが多気町から大阪や名古屋や東京へ出ていかななくてもいいように、ということで企業誘致を図りました。もともとあそこはクリスタルの工業団地として設定をされておりました。今、確かに企業さんは張りついてはおりません。ただ、一

部は立地をしていただいております。

これからの今の施策について、責任を取れとか、以前もそんな質問もされました。そんなことをいちいち、いちいちっていうたら言い方悪いかわかりませんが、そういう捉まえ方を議会の皆さんも、それから我々職員にもいうことになりましたら、何もやらない町政でいいのか、ということになりますので、これが私は机へ座って、どこも行かんと、職員に行ってこいと言うとるんでしたら、これはもう責任を取って私は辞めさせてもらいます、っていうことになるかもわかりませんが、一生懸命努力をして、これからまだ続けて努力もして、企業誘致を図っていこうと。今日もちょっとほかの議員さんのときにもありましたけども、方針転換もこれから考えなければならん。これは、製造業から違う業種も含めて、全般に取り組んでいこうということになると思います。ですから、ここで責任論とかそんなことにならないように、これから頑張っていきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 今、町長が言われたんですが、私は責任を取れと言った覚えはありません。「取れないのです」と言ったんです。要は、うまくいけばいいですけど、それを町長にしろ、私たち議員にしろ、職員にしろ、責任を取れる立場でない。だから最終的には町民にそのつけが回るんですよと、こう言ったのであって、決して私は町長に責任を取ってくださいというようなことは言った覚えはございません。

さて、そしてこのクリスタルタウンにつきましては、すでに通告書のほうに掲載しておりますが、担当課長は今町長の言われたのと同じように製造業に限らずというようなことで、回答されてみえます。こちらについて、具体的にどのように進められたか、そのところをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之。

○企画調整課長（筒井 尚之） 基本的な考えは町長と同じ考えであります。

町長申し上げましたように、一般的に製造業は設備投資額が非常に大きく、そして、かつ雇用も非常にたくさんいます。また、町が投資して用意しております工業用水の使用量も比較的多く利用していただくということで、会計上も非常にメリットが出るなどの観点から、やはり付加価値が高い、そして税収も見込めるやはり製造業を、基本はこれまで進めてまいりました。

ただ、先般から出ておりますように、本当に数年前から深刻な人手不足が出てきております。そういう考えから、規模の割には雇用数が比較的少なくてすむ、例えば、データ関係の会社であるとか、要するに機械を置くけど人はそんなに要らないという業種もございますし、例えば、中部プラントさんでもそうであります。あれは製造業でございませぬ。熱供給の関係になります。ああいったことも含めて、幅広くそういった形の業種に広げて、今現在進めておるところでございませぬ。

企業訪問先としましては、確かにダイレクトにそこへ入ってることは少ないです。本音で語ってくれるところはどこもありませんから。ですから、そういった情報をつかんでいる、前も申したかわかりませぬけど、ゼネコンであるとか、金融機関を中心にですね、いろんな情報をネットワークをまいて進めているところでございませぬ。そんなわけでこういったところも、またあればご紹介願いたいというような形でですね、あくまでも企業誘致ということを観点に進めておるところでございませぬ。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 先ほどお話しましたように、そういう製造ではないところも当たる。しかし残念ながら先ほど言いましたように、町長も 29 年度で延べ 15 日間、36 カ所訪問していただいているけど実績ないと。しかし、この多気町ではアクアイグニス多気、こちらの大きな計画も目の前に迫ってる。そちら

にも力を町長には注いでいただかなければならない。

要は、工業団地のほうもアクアイグニスも、というように町長1人にその行動を押し付けるようなことは私どももしたくないので、何かお手伝いできることがあるのであれば、当然今目前に迫ってるのはアクアのほうが、事業あるいは企業がもう決まってるっていうので、大変だと思いますので、例えば、副町長あるいは議員のほうも、何らかで入って、クリスタルタウンの工業用地につきましては、もっと全然違う切り口から、恐らく利用の可能性を探れば、私はあるやに思っています。

一部については、これはちらっと世間話的にですが、担当課長にもお話ししました。しかし、それは1人の気持ちであって、もっと組織として、クリスタルタウンの工業団地をどうするかは力を合わせて取り組まないと、残念ながらことわざにある「二兎追うものは一兎を得ず」と。こういうような結果になっても困りますので、当局がクリスタルタウンの工業団地とアクアの問題について、町長1人にこれ以上お仕事を押し付けることなしに、ある程度は分担して、できる方法を探していただければと思います。

回答をお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） その前に、田牧議員のほうから、責任を取れとは言った覚えはないと言われましたけども、それだけやっぱり自分としては、「何とかしなければ」という思いがありましたので、そういう言葉が出てしまいました。もう1つ、これも以前に財政調整基金を使つとるやないかと。これで私は町政に大きなマイナス、負担はかけてませんって当時は言いました。今もその思いでおります。これは言いきって悪いんですけども、財調を崩して事業をやらなければならんっていうような多気町の町政運営は今までやってません。今、皆さんからいただいた税金以外にも、いろいろなところからいただいたお金の中で財調はそれぞれ積んできておりますので、今それを取り崩してやらなけれ

ばならないという事業まではありません。今はお借りをしております。これで例えば、福祉の事業とか、それから農林の事業とか、建設の事業とか、これらを財調貸しとるんで事業はやりませんっていうことはありませんので、その辺だけ誤解のないようにしていただきたいと思います。

今本当に議員のほうからおっしゃっていただいた、町長1人で走り回るとるやないかということも言われましたので、これは自分の責任ですので、一生懸命やります。できない部分については、これから今議員おっしゃっていただいた、特に中の部分、役場の中の部分のできる部分については、応援をもっとさせます。これは今日改めて、明言をさせていただきたいと思います。

できるだけ1日も早いあそこへの立地と、アクアについては、これは製造業じゃありませんので、ぼこぼこお金が浮いてくる事業ではないと思いますので、ちよとして、これは知事とのときにも言いましたけども、この辺の地域の活性化につなげていきたい。特に農林業関係、産直市場ができますので、例えば、町の名前出して悪いですけど、例えば南伊勢とか尾鷲とか、それから隣の大台町の山の幸とか、そんなんが皆持ってきて、全国の人に買ってってもらえるように、まあこんな取り組みもしていきたいということで、アクアについては、また違う切り口で多気町のPRもしていきたいと思います。ということで、できるだけ早いご心配をかけております、他の議員さんもそうでありますけども、誘致については、一生懸命やりたいと思います。

全然なかったかっていうとそうではなしに、ほんに少し前まで、非常にいい企業さんがあったんですけども、これは他の要因で多気町への立地を断念された。本当にもう残念であったんですけども、これも1歩手前までいっとったんですけども、うちの要因ではなしに違う要因でちょっと躊躇されたっていう部分もありますので、全く今ゼロではないんですけども、ちょっと今下がりぎみかなと思います。

一生懸命やりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） それでは第3項目目に入りたいと思います。

第3項目目につきましては、要は町営バス等についてですが、私のほうで知る限りでは、平日限りの運行というようなことになってるはずですが、まずこの費用対効果ということで、今町営バスについて、経費のほうと、何人乗っていたのか、まずお答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之。

○企画調整課長（筒井 尚之） まず幹線バスのほうからですね、バス経費としましては、補助金等を除きまして本当の町費、一般財源としまして、29年度ですけど、バス経費 2629 万 3400 円となっております。そして、利用者としましては、7,649 人ということで、1人あたりにしますと、1人 3,438 円の経費がかかっております。

次に、でん多、タクシーのほうですね、これは、経費としまして、243 万 1248 円。それに対して利用者は、1,576 人ということで、1人につきまして 1,543 円の経費がかかっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 費用対効果、必要なのはわかるんですが、下手したら個々に頼むタクシーよりもコストはかかるようなのが現状なんですね。

しかし、私は今後、例えば、高齢者が運転免許証を返納したよ、あるいは、いろんな催し物、孫がやるんだけれども、それを見に行きたいけれども、それいけないね、一番近々で言いますと、今度の日曜日、相可高校がこれクラギホールで 51 回目の定期演奏会あります。これ今の町の町営バスではカバーしきれない部分です。しかし、相可高校がこういうように行っているものについて、何らかの方法を講じれないかっていうと、やはり平日だけではなくて日祭日、

そして先ほど言いました、高齢者になって免許証を返納した人、夏になれば中部台である高校野球俺見たいんやと言う人もいるかもしれません。要は、そういうように多気町だけではなくて、隣の松阪市で催される物、それに参加したいっていうような人も今後は出てくるでしょう。とすれば、デマンドバスあるいはこのごろ新しい施策でいろいろ出ておりますが、トヨタのほうでもいろんな方法、あるいはネットを使ってするというような方法も含めてですね、非常に多様なニーズに答えるためには、行政としても多様な方法を検討した中で、何ができるのか。それをもうすぐにでも検討は始めて、実際にできるのは何年もかかるかもしれません。しかし、ここにあるのは「シニア元気に」ってありますが、バスとタクシーのいいとこ取りって、こういうことを試みてるところ。あるいはもう1つは、ほかの市町村のこのデマンドバスそれらもそうですが、何とかそういうように平日だけではなくて、日祭日でもそういう交通弱者にとって、要は家に引きこもらない、そういうようなことができるようなことに応援、支援をするというのが我々が考えている、あるいは目指しているところではないかと思しますので、そのあたり、特にお買い物と病院だけで平日行ければいいということのところをちょっとなんか違う切り口で。やっぱり日曜日にもやはり人の多くいるところへ行きたいお年寄りも見えると思います。お買い物についてはそうです。平日と土日については、扱ってる商品、あるいは私もそういうバーゲン好きなんですけれども、やはり土日に行けば人は混んでるけれども、なんか得したねというようなものが見つかる。こういうのを考えると、やはり平日だけに限定するっていうのは、ちょっともう時期的は考える必要がある時期になってると思いますので、特に福祉等についてのお考えもお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之。

○企画調整課長（筒井 尚之） 現在の平日のみの運行を休日も含めてで、もう少し幅広く考えられないか、っていうご質問でございますけれども、昨年、ち

ようど 29 年 10 月 11 月にですね、土日祝日の実証運行を実際行いました。その折、利用者はどれくらい乗っていただけるであろうかっていうことで、やりましたんですけど、実際は平日の約 60%ということであって、やはりこれは、お医者さんが休み、学校も休み、そういったことが大きかったのかなというふうに感じておまして、このことは当時の議会でも報告はさせていただいておるところでございます。

まあ費用対効果の話ばっかではいかんとはいうように考えておりますけど、仮に土日祝日運行をもししたとなるとですね、当然バスの運転手等々は休日手当等の人件費もかかってまいりますし、ずっと 1 年中、要するに土日祝日運行ってことは 1 年中の運転っていうことになりますけど、通年でもし運転するとなると、現在のバス運行経費のちょうど倍くらいの経費が年間にかかってくるってということが、三重交通の試算出していただきまして、そういう情報もいただいております、非常に現段階でとしましては難しいというふうに考えておるところでございます。

おっしゃいましたように、確かにこれから高齢者の免許証返納、非常にちょっとずつ確かに出てきているのはお聞きしております。行革審の中でもですね、2 年前の答申でも非常にそこら辺のことは、経費を上げずにもっとサービスを考えられないかっていうこと言われましたんですけど、非常に難しいというところが現実浮かび上がるととこでございますので、今のところは先ほど申し上げましたように、現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9 番（田牧 正義） ですから町営バス、その他福祉のタクシーいろいろあるわけですが、やはりお買い物と病院だけというものから、もっと町民はいろんなことをしたい。そして、免許証返したけれども、俺いろんなところに行きたいんだと、こういうように、家の中へ引きこもらないためにも、いろんな方

向での住民に対する支援というものが今後は必ず必要になると私は思っています。ですから、そのあたりについてやはり当局のほうも今後いろいろと他のところで先進事例が出てくると思いますから、そのあたりにしっかりとアンテナを上げて、多気町で取り組めるものについて、今後も前向きに捉まえていただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、田牧正義君の一般質を終わります。

（3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（吉田 勝） それでは7番目の質問者、木戸口勉幸君の質問に入ります。

3番、木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 28分遅れまして、ただいまから3番木戸口、一般質問を行います。

私の一般質問のテーマはですね、農業、農政について、それから、2つ目が、2021とこわか国体開催で多気町のPRを、についてであります。いずれも一問一答方式で質問をいたします。

それでは、まず1番目の農業、農政について、質問させていただきます。

過般、農業委員会法が改正されまして、農地の利用の最適化を推進するため、農業委員の選出方法が選挙から市町村長の任命制に変更されました。さらに農地利用最適化推進委員の制度が新設をされました。農業委員は農業、農地のことについては農家と行政とのパイプ役的役割を果たし、身近な相談役でありまして、地域農業の頼れる存在であります。そこで農業、農政についてお伺いをいたします。

農業委員と農地利用最適化推進委員の仕事について、特に遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進というふうにあります。具体的にどのように考えてみえるのか、お答えをいただきたいと思っております。

それから、農業振興の見地からも、人と農地をつなぐ意味からも、農業委員

と農地利用最適化推進委員と農業者との対話は欠かすことができないものがあります。これからも農業を持続発展、活性化していくには担い手となり得る後継者や若手新規就農者をですね、根気よく発掘をして、就農に結びつけていくことにあります。今後の多気町農業、農政について、どう展開させていくのかを、お伺いをいたします。この件については、主に町長にお伺いをして、細かい点については農林商工課長にお尋ねをいたしたいというふうに思います。

1点目の第1回目の質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それでは、木戸口議員のご質問のほうにお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられたように、農業委員会等に関する法律のほうがですね、平成28年4月に改正をされております。認定農業者を中心とし、農地法に関する許可や審査、農地利用の最適化に関する指針の審議などを行うですね、農業委員に加えて、農地利用の集約、集積や耕作放棄地の抑制、解消、新規就農者への支援といった農業の現場での活動を行う農地利用最適化推進委員が新設をされております。

多気町では議会の承認を得まして、15人の農業委員を任命をさせていただいております。その第1回目の農業委員会で、農地利用最適化推進委員15名を選出をしたところでございます。

今後、今年度中には両委員が共同で多気町の「農地等利用の最適化の推進に関する指針」を定める予定でございます。その中で担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の抑制、解消、農業への新規参入の促進といった課題解決のための具体的な方策、数値目標を定めることとしております。

その指針の中で両委員の具体的な役割も明記することとしておりまして、地域農業推進のために、両委員が連携して課題解決に努めていただくことを期待をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 大変まあ立派なお答えをいただいたわけですが、そういう答えではなくですね、やはりその私は聞いておりますのは、行政といわゆる農業委員、農地利用最適化推進委員というのは、やはりそのどういった話をしてですね、具体的にどういった形で動いてもらうのか、推進委員になってみえる方をこう見てみますとですね、大部分、ほとんどが担い手であります。担い手は、地域のことをよく承知をして、推進委員になったというふうに私は理解しておるわけですが、日常のですね、やはりその推進委員としての活動をどうしていくのか。それは、やはりこの農業委員会はどこまでタッチをしてですね、どういうふうに入って、それでそういうその今申し上げた遊休農地の発生防止、いわゆる遊休農地をつくらない。それから、新しく新規参入を発掘をしてくということの役割をですね、どういうふうにか果たしてくのかということをお聞きしたいわけで、今聞いてありますのは非常に上等な答えですんですが、それは、非常に抽象的っていうんですか、一般的などこにも書いてあるようなことですので、もう少しこう農家もですね、やはりこのそういうことをこう私の質問を聞いてですな、なるほどなっていることが理解できるようなですね、お答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 農地利用最適化推進委員のですね、現場での活動につきましては、両委員が今後、お集まりをいただいてですね、具体的な話し合いの上で、どういう役割を両委員が担っていくかっていうことを、今から相談、協議の上でですね、具体的には決めていきたいとは考えております。

ただし、主にですね、農業委員につきましては、今までの農業委員会ですね、その要は農地法の審査、それから現場での確認であったりとか、多気町農業全

体の話し合いの中でですね、いろんな方針を決めていただくような、立場でお願いをするという前提でございます。

それと、逆に農地利用最適化推進委員につきましてはですね、普段のそういう相談業務、地域での「人・農地プラン」をつくったり、地域の農業者の方と話をした上で、その新規参入の方の相談に乗ったりとかですね、農地のあっせんをしたりとか、それから、普段農地法の農地転用なんかがございますが、その現場でのそういう立ち合い等にも出ていただく予定でございます。まだ今その地域で農業のことにつきましてですね、いろんな相談業務に当たっていただく予定ではございますが、先ほど言いましたように、今から具体的なことにつきましてですね、今後決めていくということでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 従前のいわゆる農業委員っていいますのは、農業委員単独で、3条4条5条が主たる仕事ということでやっとなったわけですが、今般のですね、いわゆる法改正によってですね、やはりその最適化推進委員というのが設置をされました。これはまあ先ほど申し上げたように、担い手を中心になってやられとるわけですが、やはりその中にですね、農業委員会なり、やはりその農林商工課が入ってですね、今申し上げたやはりどんどん進んでおるいわゆる遊休農地荒廃化していくということと、それから、いわゆる新規参入ですね、就農者の。新規就農者をどう発掘していくかっていうのは、やはりそのお互いのその農業委員と最適化推進委員の中へ入ってですね、それでそういった課題を見つけながら、対話方式で話をしてくことがやはり解決に結びつくというふうに思いますんで、これからもですね、そういうことの中へやはり農林商工課なり、農業委員会っていうのは是非入ってもらって、そういうことの、遊休農地をふやさないような形。新規参入がどんどんできるような形をですね、是非取っていただきたいというふうに思いますので、その一言を答弁をいただいて、今の質問について終わりたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 議員おっしゃられたとおりでございます、具体的な方策については、先ほど言いましたように、これから協議の上で決めていくわけでございますが、まさにそういう問題につきましてはですね、待ったなしということでございまして、積極的にそのように進んでいくように、農業委員、それから最適化推進委員、それからJAや普及センター等も含めてですね、農林商工課も入りまして、そういうふうにさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） この項目のもう一点の質問をさせていただきます。

新規就農者っていうのが、いわゆる多気町農業にですね、いわゆる生産農政の政策の柱に町長もされておりました、毎年国費とともに、町単も予算化そして、当初予算で相当大きな予算をみております。

そんな中でですね、平成30年度予算のですね、新規就農に関連する予算の、いわゆる取り組み状況っていうんですか、進み具合。っていうのは、毎年毎年、こういうことで進んどって、いわゆる国費も投入し、町単も乗せておるわけですが、先ほど申し上げましたように、新規就農補助金は11名分を予算化してみております。さらに、研修費補助金とか、認定就農者施設整備補助金というのも予算化されておりました、これらは、新規就農に対する支援というふうな形で予算化をされておるわけですが、平成30年度もですね、もう12月に入って、残りわずかでございます。

この取り組み状況、いわゆる進捗状況と申しますか、こういった状況をお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 現在、新規就農につきましてはですね、国費での新規就農支援のほうをですね、予算化は 11 名分をしてありますが、現在のところ 9 名が現在新規就農対象となっております。そのうち、1 名が 20 代、2 名が 30 代、6 名が 40 代という内容となっております。農業の内容につきましては、水稻等の土地利用型の方が 1 名、イチゴで就農の方が 3 名、施設野菜が 2 名、露地野菜が 1 名、果樹 1 名、花木が 1 名というような内容となっております。

それに合わせてですね、現在町内で農業の研修生が 3 名来年以降の就農を目指して研修を受けていただいております。昨年までのそういう補助金をもらっていた方ですね、現在ちょっと 5 年の補助金の任期があるんですが、それを短縮して 4 年で卒業された方が 1 名。それから、順序良く 5 年で卒業された方が 2 名という内容になっております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3 番（木戸口 勉幸） 私の想像しておる以上にですね、新規就農者の予定があるということで、非常に喜ばしいことだなというふうに思っております。

私も平素、新規就農者とはいろいろ話もする機会が多くてですね、たびたびさせていただいております。意欲ある方が、いろんな形で農業に取り組んでおられて、非常に多気としてはありがたいことだなというふうに考えておられて、やはりもう第 1 次産業がいわゆる振興する中では非常にこう多気町の活力ある多気町として、どんどんどんどん進んでくものというふうに考えておるわけではありますが、そんな中でちょっと私も考えたっていうんですか、お伺いしたいのは、町長にお伺いしたいわけですが、新規就農かなり人もふえてですね、定着をしておるといことは、喜ばしいことではありますが、話のする中でですね、いわゆる新規就農は国費対象がいわゆる年間 150 万の助成があるというふうに伺っております、それ以外は町費っていうことでええと思うんですが、

45 歳、これも私が勝手に思っとなるわけですが、これでええと思うんですが、45 歳プラス例えば 50 歳とかもう少しこう幅を持たせた形ですね、これはまあいわゆる国の補助対象にならんわけですが、そういった方も発掘すると私はあるように思うんですわ。そういった人は、45 歳でスパッと切らんとですね、45 歳以上の人はもう本当に強い意欲を持った人については、例えば 50 歳前後の人ですね、これは今の営農形態でいきますと、どこのうちももう 75 歳とか 80 歳の人が農業しとなるわけですわ。50 歳って人はものすごく若いっていうことになりますんで、この人らを何とかこう、いわゆる後押しする手だてはないものかなと、そういうふうに思っておりますんで、これは、やはりこの今すぐどうっていうことは、すぐはなかなかできやんわけですが、町長の考えとしてですね、やはりその辺もこう後押しする形を町として、町独自ですね、何らかの施策の中で町長が農業をこうどんどん振興してかなあかんのやっていうことであればですね、これはどうしても町として取り組んでもらいたいというふう考えてますんで、その考えをですね、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 木戸口議員のほうから、今回特にいいご提案もいただきました。もともと多気町は、この国の「人・農地プラン」の中で 150 万の助成をしていこうというのがあとになりまして、多気町のほうが 240 万、月 20 万の助成金を出しますっていうのがもっと早かったんで、それから考えますと、今議員おっしゃっていただいたように、45 歳でも 50 歳でも新しく農業をやろうって人があれば、中の要綱をちょっと一番初めのやつ見てないんでわからんですけども、変える部分があったら、うち独自でできますので、前向きに考えていきたいと思います。

もともと、退職就農、退職してから仕事をやろかっていう人も中にはありますので、そういうことも含めまして、多気町の農業のやっけこうという人があれば、そういった方向に持っていきたいと思いますので。あと、細かい部分中

で詰めていきたいと思えますけども、全然否定するものではありませんので、前向きにいきたいと思えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 町長から、いい答弁をいただきました。これで納得いたしましたので、1項目目の質問については、終わります。

それでは、2点目に入ります。

2点目、2021 ところわか国体の開催で多気町のPRを、ということで、質問させていただきます。

46年ぶりに三重県で国体が開かれることになりました。三重県下全市町で競技が行われます。当多気町においても櫛田川でカヌー競技があるわけでありませぬ。国体はスポーツの祭典はもちろんでありますが、地域の活性化と多気町のPRにはまたとない絶好の機会であります。ちなみに予想される国体の参加者はですね、選手、ボランティア、観客の総数は聞いておりますと、七十数万人になると言われております。このようなビッグな催しはまたとないわけでありまして、何としてでもですね、多気町のPRを是非図っていかねばならないというふうに考えるわけでございます。

地域の発展は経済の好循環を呼ぶわけでありまして、経済評論家が言っておりますとおり、1に知名度アップ、2に来客増、3に売上増、4で所得がふえるということになるわけでありまして、地域内経済の好循環が生まれるということになるわけであります。まさにそのとおりでございます。このことについて、順次伺うわけでありませぬが、もう3点一括でお伺いして、あとまた再質問という形で質問させていただきます。

多気町の特産品であります伊勢いも、次郎柿、松阪牛のですねPR、多気町の文化・観光のPRと2020年にオープンのアクアイグニス、これは2020年はオリンピック・パラリンピックの年であります、その年にアクアイグニス多気がオープンになります。これのPRをどうしていくのか。これはまあ民間で

ございますが、是非やっぱりPRをして多気町もプラスになりますんで、これもPRの必要があるということでございます。

それから、国体の開催に当たりましてJA、商工会、観光協会、社会福祉協議会などの各種団体との連携はどう図っていくのか。

さらに、全国的に情報発信をすべきでありますんで、時期も1日も早いほうがいいというふうに考えております。どのようにいつごろからか、どんな形で情報発信をしていくのか、であります。これについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 木戸口議員のほうからもうまとめてってということで、ご質問いただきました。

近いところでは、11月17、18日に東京の三重テラスのほうで、多気町産の伊勢いもと次郎柿、松阪牛はちょっと物の関係でなかったんですけども、東京の三重テラスで、これ毎年やとるんですけども、特にこれはふるさと納税の協力していただいた方への感謝っていう感謝デーっていうことでさせていただきました。ここでやったのは何かって言いますと、地元のその生産者の方に向こうでとろろ芋、とろろ汁をつくってふるまいをさせていただきました。次郎柿につきましても同じように、ふるまいをさせていただきました。これがやはり1つはロコミで首都圏の人たちにわかってもらえるっていうことで、700人前後の方々が、去年よりもちょっと今年は少なかったかな、それくらいの方が来ていただきました。

ただ、一方では、東京の昭和女子大学っていう、個別の大学の名前出して悪いんですけども、そこの生徒さんたちも多気町に来ていただいて、また同じように向こうでPRもさせていただきました。会場へも来ていただきました。

こんなことをやりながら、多気町の特産物っていうのをそういう形で実物でPRをさせてもらっております。

また一方では、ネットで全国の人たちに知っていただいて、本当に多くの人たちにご注文をいただいた。これはふるさと納税の関係ですけども、もともと私が多気町のふるさと納税もっとアップさせよって言うた主目的は、多気町の産物を全国にPRしようっていう目的でしたので。うちの町は、ほかのところとときどき出てますけども、返礼品が非常に高価なものが出たりとかっていうのがありますけども、うちはちゃんと国の総務省からいただいたやつの指導を守りながらやっております。

あと、これから東京のオリパラ、それから国体、それから 2025 年の大阪万博、これらも含めて、アクアも今議員おっしゃったやつもそうですけども、多気町の産物を今担当課にも非常にやかましく言ってますのは、国のGAP、HACCP、有機JAS、これらをもっと認証を同じように取得者を多くして、今相可高校は、アジアJASのほうはこの間やっていただいたと思います。それから隣の明野高校のほうではそういうのも取得されました。そういうのもこう励みっていうんか、糧にしながら、多気町にもっとこう有機で栽培する、有機が完全に体にええっていうんじゃなしに、有機はそういう形で少しでも皆さんの受け入れてもらいやすいように、これは東京オリンピックやパラリンピックはそういうものじゃないと、これから扱わないっていうこと言われてますので、特にアクアさんはそれに先駆けて、有機の物を使うっていうことで、伊賀のほうの食材を求めてやっていただきました。こういうことで、多気町の食材は、安心安全なものであるというのをPRもしていきたいと思ってます。

幸い、今議員おっしゃったように、国体については、ほんに近くでやっていただきますので、いろんなところと連携をしながら、やっていきたいと思えます。

11月7日でしたな、設立総会がありまして、議員もご出席いただいたと思うんですけども、JAさんをはじめ、いろんな団体の皆さんが参加をしていただきましたので、そこら辺と連携をしながら、これから取り組んでいきたいと思ってますので、また側面からご支援もいただければと思ってます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 縷々答弁をいただいたわけではありますが、11月の17、18日の三重テラスっていうのは、毎年町長も行かれてですね、特産品のPRを一生懸命やってもろてますんは、よく承知をいたしております。

JGAPやらHACCPやら、これはですね、私も質問を2回ほどさせてもらって、それには有効な答えをいただいておりますし、非常に前向きに取り組まれておるといふことも、よく承知をしております。

私申し上げます、なんですが、申し上げるのはですね、今聞いた分についてはよく理解をしたわけですが、3点一括した中で、いわゆるこれからどうしてくんやというのが、ちょっと具体的な答えが、すぐは出やんにしても、方向性っていうんですか、こう考えとんのやっていうのを是非聞かせてほしい。ていうのは、どうしてもやっぱり市らは、大きい組織でありますし、29市町全てのいわゆる市町がですね、これに参画をするわけでありますんで、そういうPR合戦にだいぶ劣っておるっていうことになりますと、やはりこの多気町としても、久保町政の中では非常にこう具合悪いなど、常日頃思ってますんで、今からですね、やっぱりそういうことをやはり皆が全員が、職員とともにですね、認識を新たにしてもらって、それで、PRをどうしていくんやっていう具体的な方向性をつけていただくべきやというふうに思ってますんで、それにはやっぱり多気町がどうしてもやっぱり前へ行って、それからお聞きをしております、JAとか商工会とか観光協会ですね、それから社協もかかわるところであろうと思います。こういった方の中でやっぱりリーダーシップをとってですね、それで皆が一緒になってやるのが、やはりこの多気町を売り込む1つの効果が出るというふうに思うわけでありますんで、その辺、直ちに具体的にどうっていう答えをなかなか出しにくいと思うんですが、方向性をですね、やはり示していただきたいというふうに思います。そうしないと、やっぱり先送りをしてしま

うとですね、どうしてもよそより立ち遅れてしまいますし、やはりそれにはやっぱり町長のやっぱりこうトップダウンで各課のやっぱりそこら辺の命令系統でそういうことも、たぶん私の想像しとんのは、農林商工課あたりがですね、どうしても関係してくることやなと思うんですが、そのいわゆるお聞きしたいのは、いわゆるJA、商工会、観光協会とどうしていくかが、ちょっとお答えがなかった、ということと、それから、当然国体となりますと、教育委員会が担当課でありますんですが、これも国体そのものの担当でありますんで、私の聞いております、多気町のPRとなりますと、教育委員会では全く関係ないわけでありますんで、その担当課をですな、企画も入ってするんかどうか、それからまあ農林商工課ですね、この辺の連携も大事やと思いますし、やはりを1日も早くですな、そういった形のことを考えていただいて、PRにはいってくんやということをして是非やっていただきたいと思っておりますんで、再度、町長のほうからですね、その辺についてのお答えをいただきたい。

それから、その各種団体との連携は、町長でいいんか誰でいいんかよくわかりませんが、ひょっとすると農林商工課長あたりが担当課長で考えていくことになるのか、どうかっていうことですが、その辺もですね、ちょっとお答えをいただきたい。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） ちょっと私の説明も悪かったかわかりませんが、その議員おっしゃられた多気町のやっぱり、よそにない、っていうかよそもやっていますけど、よそよりも先んじてやっていこうとするのがはじめちょっと言いました、農業の生産されたものが安心なものやと、生産過程においても、流通過程においても、安全なものやっていうので、GAPやHACCPや、やっていこうと、それから有機JASについてももっと取り組んでいこうと。そういう産物をもっともっとPRしていかなければならん。それにはやはり生産者と流通業界の方々と、一緒に連携をしなければならんなと思います。

もちろんさっきも言いましたネットもそうではありますが、そういうことをやることによって、多気町はもっともっと、前へ出ていけるかなと思います。今、ありがたいなと思いたのは、先週ですけども、ある会議に行っておりましたら、県を退職された幹部の方ですけども、沖縄と大阪へ行ったら、なんと沖縄に多気町の前川次郎柿が出とったと。びっくりしましたと。沖縄に多気町の産物が行とった。大阪の市場のほうでは、これは木戸口議員はよく御存じかわかりませんが、多気町の前川次郎柿は是非うちの市場で扱うんやと。それぐらい、やっぱり柿については、向こうのほうでも人気があります。

どなたかのときにも言ったかわかりませんが、その全日本のバーテンダー協会の皆さんが、多気町の次郎柿でカクテルをつくっていただいて、今全国、特に県内では四日市市のほうで、ワインなんかで飲まれております。こういうことで、次郎柿、そういう形になってます。

もうひとつ、これは柿の部分ですけども、昨年、町のほうでも補助金を出しましたけども、JAさんのほうで柿の選果場が新しいのでできました。それにひいて、冷蔵庫ができました。個包装のやつを今タイって言われたかな、そこへ出荷をされてます。この間、部会長さんに聞きましたら、香港へ100、県内の市場へ80、個包装を出してます。非常に好評で全部はけるんやということで、ちょっとこれ要らん話になりますけども、木戸口議員も柿は一生懸命自分でも生産されてますけども、是非、もうちょっと時期はずれましたけども、冷凍冷蔵した柿を議員の皆さんにも個包装したやつを一遍食べていただきたいということで、18日の全協のときに試食用にも持って来られますので、是非一遍食していただいて、「あ、こんなものが多気町で全国に出てくんか」というのをまた是非試していただきたいと思います。

こういうことで、今いろんな媒体も含めて、発信をしていきたいと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 繰り返しますが、いわゆる各種団体との連携をどう図
るのかと、それから、庁内のいわゆる担当部署はどのようにしてくんかという
ことの答えが全くありませんので、そのことだけお答えいただきと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） その部分につきましては、これまでもいろいろ各課もそ
うですけども、そういう今ちょっと言いました生産団体や、実業者の方も入れ
て会議を開いたり、どうやってくかっているのをこれからさらに詰めていき
たいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 全て2点目の項目はお聞きすること、町長のほうから
全てお答えをいただきました。

これで2つ目の項目についても質問を終わらして、1点目2点目の質問を
全て終わりと終了いたします。終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、木戸口勉幸君の一般質問を終わります。

ここで暫時、ちょっと休憩。農林商工課長、これ以降退席となります。会計
検査の対応に、退席いたします。ご了解願います。

（2番 松浦 慶子 議員）

○議長（吉田 勝） 8番目の質問者、松浦慶子君の質問に入ります。

2番、松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 2番、松浦慶子。議長の許可を得ましたので、今から私
松浦慶子、一般質問をさせていただきます。

質問方式は一問一答で行います。質問事項、1つ目は、自然災害における危
機管理について。2つ目、おくやみについて。この2項目について質問させて
いただきます。

それでは1つ目の自然災害における危機管理について。

過去の災害についてのどのような認識を持っておられるか、また得られた教訓はどのようなものか、総合的または地勢の観点からの考えをお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 松浦議員からの1点目の質問にお答えをさせていただきます。

少し歴史を振りかえらせていただきますと、今から60年ほど前になりますが、昭和34年の伊勢湾台風や、45年ほど前の昭和49年の七夕豪雨など、多気町においても甚大な被害が発生しており、その都度、国や県など関係機関と協力しながら、ハード整備を中心に水害対策に取り組んでまいりました。

そのような先人たちの努力によりまして、予断は許しませんが、河川の氾濫によって人命が奪われるようなことは少ないというふうに考えております。

ただ、本町の地形を考えますと、昨年も発生をいたしました、土石流をはじめとした土砂災害の危険性は少なくなく、最悪の場合、人的な被害が発生することも考えられます。

以上のような災害への対策としては、ありきたりのことわざではございますが、「災害は忘れたころにやってくる。」を常に頭に置きながら、気象台や県が発表する情報や職員による巡視などによって得られた情報をですね、適切に分析し、早い時期から住民の方々に避難に関する情報を発令していきたいというふうに考えております。

一方、地震につきましては、今から70年以上前の昭和19年の東南海地震、それから昭和21年の南海地震が起きておりますが、近年では南海トラフ地震の発生が大変危惧されております。

大規模な地震につきましては、役場といたしても十分な経験がなく、全国で発生している大規模地震での自治体の対応を学ぶことにより、少しでも迅速な

対応ができるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

私が今回この自然災害における危機管理についての質問主旨はと申しますと、リスクマネジメント、災害が発生する前の対策というか、その「備える」ということをテーマにして、「想定外」をできる限り「想定内」へという思いで質問させていただいております。

今課長の答弁の中にもありました今年の台風 21 号の災害で、長谷地区の公民館、避難されていた方、小学生を含む 13 名がですね、明るいつ方から避難されていたと聞いております。そして、午後になりまして停電と同時に公民館のドアから赤い泥が流れ込んできた。そのあと雷のような地響きを聞きまして、それでその音に気が付いたという、それで民家のほうに全員で声を掛け合って逃げられたという、奇跡的なことが起こったなっているというふうには、本当によかったなっているというふうに思っておりますが、これが赤い泥が流れてきたということであつたりとか、地響きのような音がした。これはやはり、そこのおられた 70 代のやっぱり先人の知恵というものがあつたんだと私は考えております。やっぱりこれの過去の教訓があつたから、逃げられたというふうにもその方もおっしゃられております。

まさに「温故知新」とも言うべきで、そしてこの前兆現象を察知することがどれだけ大事なのか。「想定外」をできる限り「想定内」にシフトできるように、防災図上訓練だったりですね、ハザードマップを囲んだそういったものを集う機会が必要ではないかという思いで、この質問に入っております。

日常的に、この意識をどのように持つのか、これが自助、共助につながる物であると考えております。くしくも昨日の京都の清水寺で、今年の漢字一文字について、災害の「災」ということばでした。私も予測してございまして、当た

ってうれしいのか、これはかなり悲しいっていうか危機を感じておまして、また、一昨日はですね、政府の南海トラフ巨大地震についての中央防災会議っていうんですか、そういうのが行われて、前兆現象を3パターンに想定して、それに避難にかかる時間を稼ぐというものを出されたというふうに記事で読みました。またこの報告書がまとめられてですね、これにかかわる29都道府県の707市町村の計画作成が、また多気町が入ってるのかどうかっていうのは、たぶん入ってるんだらうなっていうふうに思ってるところですが、その計画を作成される際にですね、やっぱり今これも立派なこの地域防災計画っていうのがしっかり書かれております。全てのことがここに詰まっておるなっていうように、私も全部目を通していただいておりますが、せっかくこういったいいものができておるので、それをやはりどうしたら皆さんにこれを知ってもらえるのか、中身をしっかりと読んでいただけるのか、っていうのを周知も含めてですね、それを行政の役割ではないかというふうに、自助・共助につなげるための役割ではないかなというふうに思っております。

その中でですね、これの防災マップの内容を更新して、各戸に配布したという主要施策の成果というのがありました。防災対策、平成29年度ですけれども、この防災マップを各戸配布してそのあと、今年度、30年度もあと残すところわずかですけれども、今年度の事業として、どのような取り組みをされていたのか、ひとつお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 議員のご質問ございました、防災マップにつきましては、29年度にですね、いわゆる河川のいわゆる浸水域が新たに想定をし直しされたということで、本町のほうもそれに応ずるように、内容を更新したようなマップになっております。それを今年度早々に各戸に配布をさせていただきます。

ただ、配布をしただけで見ていただく、当初は見られてもなかなかそのあと

ということもございますので、それ以降はですね、例えば自主防災会何かで、よく町職員がちょっと説明に来てほしいとか、防災の話をしてくださいというふうな依頼をときどきいただきます。そういう時にですね、その防災マップを持った上で、もう一度そのその場合はその地域に特化した説明ができますので、そういうことで振り返っていただいたりですね、それから、今年度におきましては、自主防災組織の、特に役職上は会長さんである、よく区長さんが兼ねられる場合がございますけども、そういう方々を対象に、全宇対象に、ちょっとご出席いただいて、県からも指導員に来ていただいて、自主防災組織の組織をどうして運営していけばいいかというふうな研修会もさせていただいたところでございます。

そういった機会を捉まえて、是非ですねマップを、何かあればこのマップを見ればそういうところがわかるというふうなのを習慣づけていただけるような取り組みは続けさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 自主防災組織については⑥番目で質問させていただく予定でございます。

やはりおっしゃるようになりますね、配布のみではいけませんですね。そういうふうには自主防災組織の中で何かお話を聞かせてもらえませんか、そういうふうには言ってくる自主防災組織とか、そういった方たち、そういう地域の方たちっていうのは、やはり一生懸命考えてくださってるんだなっていうふうに思っております、それをほかのところにも広めていくっていうのも、まず待ってる受け身だけじゃなくてですね、それをこうもっと発信していただく、こういう話もできますよっていうことを、丁寧に皆さんに伝えていただくといかなっていうふうには思っております。

先ほどの温故知新の中の先人の知恵を生かすことの提案といたしまして、郷

土資料館の活用や連携、そして町内の小中学生や、相可高校もありますので高校生が主体となったこのまち歩きや地域学習に組み込むことはできないのようになっていうふうに考えておりますが、この可能性について、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 松浦議員からのご質問ですけれども、まず私のほうからは、小中学校の今現在取り組んでいる防災学習に関して、ちょっとご報告のほうさせていただきたいというように思います。

小中学校では、年2回、火災発生による避難訓練、また地震発生による避難訓練を実施しております。

さらに小学校では、保護者への子供の引き渡し訓練、心肺蘇生法やAEDの操作法の講習会等も毎年実施しております。さらに、平成29年度から、3カ年計画で三重大大学の川口教授による全小学校でも親子での防災学習っていうのも実施をされております。その内容といいますのは、県それから多気町の社協、多気町の災害ボランティアコーディネーターさんの協力のもと、普段子供たちが使っています通学路の点検をした上で、災害について、これはもう第3土曜日に行ったりしてるんですけれども、親子共同で考えて行動をすることで、災害発生時に何をすればいいか、今この場所で、災害・地震が発生したときには、どういうふうな行動をすればいいか、あるいはそのときに自分自身が身を守るにはどういうふうにしたらいいか、というふうなことを身につけさせるということを目的に、実施をされております。

中学校のほう、ちょっとご説明させていただきますと、大規模災害が発生したということを想定して、中学校が避難場所となった、そういう時を想定して、町の総務課防災係の指導のもと、これもまた県、多気町の社協、それから多気町の災害ボランティアコーディネーターからのアドバイスをいただきながら、中学校2年生または3年生が、グループに分かれて、主体的にどのようにして避難所を運営をしていったらいいのか、というふうなところでの避難所運営が

ームいわゆるHUGというものですけれども、それも毎年実施しております、10年近くになります。そういう積み重ねをすることによって、子供たちに自分自身が主体的に取り組まなければならないやというふうな意識づけを中学校段階ではできるようというふうなことで、取り組みを今現在させていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 小学校のほうでは保護者と一緒にいろんなところ歩くというふうなことです、中学校のほうは、もしその何かそういうことが起これば、保護者とのやり取りっていうのはどのように考えられているのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） ただいまのご質問のほうなんですけれども、中学校では今現在保護者とともに防災について考える機会、あるいは時間を持つっていうことは、学校の中ではしておりません。ただ、三重県の教育員会がつくっております「防災ノート」というものがございまして、それをまず学校で、子供たちに地震発生時、災害発生時のときにはどのような行動をしたらいいか、あるいは、家の中で地震発生時、例えば危険なものはないかどうか、そういうのを子供たちが親とともに考えながら、それを調べた上で、また学校へ持ってきて、それを発表したりとか、そういう学習はさせていただいておりますけれども、先ほど紹介させていただいた小学校での親子で一緒に学習するという機会は今のところもっていない現状でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） そうしますと、中学生のほうはやっぱりもうご家族で考

えていただく。

もし学校の授業中にですね、そういった災害、地震とかが起きましたら、そのときはどなたの指示でそういうふうにして帰るのかとか、学校に残ったほうが安全なのかっていうようなところの危機管理はどのようにしてるんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） それにつきましては、校長会っていうのがありまして、その中の長とそれから教育委員会が連絡を取りながら、全ての学校が同じ形っていうわけにはなかなかいかないかわかりませんが、話し合い等させていただきまして、そして、緊急メールっていうのがございますので、それで保護者に、例えば「子供たちについては学校で待機をさせます」というふうな連絡をすぐに送らせていただいたりとか、あるいは、「何時以降に下校させます」という連絡をいち早くできるような体制は取っております。

緊急メールというのは、普段台風等が発生したときにも保護者にも連絡をさせていただいて、それが大きな災害のときにも活用できるんかっていうようには思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そうしましたら②つ目の質問に入ります。

昨年と今年の台風被害において、現在のその被害状況のほうはどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） まずですね、昨年度 10 月に襲来いたしました台風 21 号等による被害におきましては、主にですね建設課それから農林商工課にお

きまして、その災害復旧を順次進めおるところでございます。

また、長谷地区において土石流の被害を受けた長谷の公民館につきましては、来年度の建設に向けて、地元で取り組んでいただいているところでございます。

今年度は7月の大雨とそれから台風12号、それから8月の台風20号、9月の大雨、台風21号、台風24号に、本町といたしましては災害対策本部を設置しております、特に台風におきましては、避難所の設置も行いましたが、幸いにも人的な被害はなく、それから災害復旧工事も現在のところ実施はしてありません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 今長谷地区の公民館の話が出ました、その平成31年ですか、そのときにたてられる場所っていうのは、同じ場所なんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 現在予定されておりますのが、以前たっておりまして長谷公民館の道を隔てた住宅側。敷地としては狭くなるんですけども、そこにたてられるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） そうしましたら、できましたら、その長谷地区のその避難場所っていうのは、またそこになるのか、第1次避難所と第2次避難所っていうのがあるっていうふうに聞いておるのですが、その公民館がまた避難所になるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○**総務課長（森川 直昭）** 現在町で指定しております避難所につきましては、佐奈地区につきましては、実は佐奈公民館になります。あくまでも字の集会所等につきましては、自主的な開設をされるというふうなことで、町としては、その長谷公民館を避難所としては指定はしておりません。

以上です。

○**議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○**2番（松浦 慶子）** そうしますと、佐奈公民館ってやっぱ距離的にあるってことですよね。なので、そこを自主防災組織の自治会がどういうふうに判断されるかっていうのがかなり問題になってくると思うんですけども、そこは、その先人の知恵を先ほども申し上げた、そういうこともいかしながらですね、地勢のことも考えていただいてですね、そこは行政側のほうから、指導なり、支持なりをしていただきたいなっていうふうに思っております。

そうしましたら、③番目の質問に入らせていただきます。

毎年9月の第1日曜日に実施しておられます総合防災訓練の課題をどのよう
うに考えられてますでしょうか。

○**議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○**総務課長（森川 直昭）** 現在町で実施しております総合防災訓練がですね、現在のような国、県、それから警察、自衛隊、それから災害ボランティア方々の協力を得て開催する形になって、もう10年ほど経ってきております。

毎年、いわゆる住民の方ですね、300人程度の参加をいただき、一定の成果があったと考えておりますけども、参加者におかれましては自治会の役員さんであるとか、それから自主防災組織関係者がほとんどで、いわゆる内容もちょっと固定化している傾向がございます。今後はですね、もっと範囲を広げて一般住民の方も気楽にこう参加していただけるような防災訓練を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

今課長がおっしゃられたように、やはりちょっとマンネリ化してきているんじゃないかっていうふうに思っておりまして、参加人数も減ってきてるのではないかというふうに私も感じております。

この総合防災訓練はどちらかといいますと、発生後の対応に特化されたものが多いんじゃないかなっていうふうに感じておりまして、もちろんこれも大事なんですけども、やはり自助・共助を考えますと、そのすぐどうしたらいいかっていうようなところの危機管理っていうか、その発生の前に対応の仕方っていうのを、もう少し取り入れていただくといいのではないかなっていうふうに考えております。

私は 23 年前の阪神淡路大震災を経験したわけでございますけれども、そのときの統計上のことですが、家屋の下敷きになった方が 16 万 4000 人。そのうちの 80%の方が自力で出てらっしゃるわけですね。その 16%の方は近隣の方たちが助けていただいた。その中で生存されたのが 80%くらい生存されてる。それが共助でございます。そのあと、警察・自衛隊の方が来ていただいて、助けていただいたのは 5%。5%の中の約半分の方が命を落とされてるというふうな統計が出ております。

これでこの統計で言えることは、やはり生存率が高い、時間の関係もあると思うんですけれども、自助・共助がいかに大事かなっていうところだと思っております。

これも主要施策の成果や地域防災計画にも出てくる言葉でございます。自助・共助、これをしっかりつなげないと、この取り組みを考えていかなければならないのではないかというふうに思っております。

ここで、また 1 つ提案なんですけれども、向こう両隣 2 軒という法則がござ

いまして、言われるように、向こう両隣のおうちの方の家族構成であったり、隣のおうちはどういう方が住んでられて、どういう家族構成で、どういうふうな子供さんがみえて、もう子供さんは外に出ていかれたんだとか、おじいちゃんが独りで住んでられるのかなとか、そういうふうなことを簡単な家族の様子、個人情報にかかわらないところではありますけれども、そういった近所の目というのがすごくこういう共助に対しては大事になってきます。

知らないのと、少し知ってるのとでは大違いではないかなっていうふうに思っております。

そういったことの中で、多気町の場合は昔からの字だったり、くみ組織なんかがありますので、とてもこういうやり方はやりやすい方法ではないかなっていうふうに思います。

そういうことも含めてですね、予算には関係ない事業、ゼロ予算事業だったとしても、こういう取り組みやアイデアなんかを、これも先人の知恵だったりするものですから、そういうアイデアをいかに皆様に伝えていくか、っていうところがすごく大事なことになってくるようなことに思います。それが危機管理にとって必要ではないかなっていうふうに考えております。

いかがでしょうか。この私の提案について、何か取り入れていただけるようなことがありましたら、お願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 確かに議員おっしゃられたように、いざ災害が発生いたしますと、その公助、いわゆる役場なり、そういう警察・自衛隊が辿り着くその現場までたどり着くのに当然時間がかかります。役場もたぶん、まだ私も経験してはございませんが、たぶんいろんな混乱、情報が錯綜したりっていうことで、なかなかその対応、実際に動き出すまでに時間がかかります。そういうときに、議員は本当にもう震災を経験されて、もう身に染みて感じてみえると思うんですけど、その自助・共助と言われる部分が非常に役に立つとこで

す。

一例を私も今回7月にいわゆる広島とかあっちのほうで発生したのでテレビを見てましたら、いわゆる町として例えば避難準備情報を出したとしましても、なかなかそれだけでは避難をしていただけない。いわゆる隣近所の方が「避難しよう」と、いわゆる顔見知りの方が「避難してください」、あるいは自治会の会長さん、組の長の方が「危ないよ、避難した方がいいよ」と言って初めて避難されると。まさしくそれは本当にコミュニティの力かなというふうに思ってます。多気町は、おっしゃられたように、以前からそういうコミュニティがまだしっかりしているところもございます。ただ、新興住宅のとことかアパートになってくるとなかなかそういうところは薄れてるところがあるのかなと思います。そういった面でも、総務も担当いたしますけど、いわゆる自治会の活動ですね、そこはそことしてきちっと支援をしていただいて、そういうコミュニティの力をですね、やっぱり維持していただく。それから先人のなんかも言われますけど、そういうのが代々引き継がれていく。各字によっていろんな事情があるかと思えます。「小さな川がここ氾濫してて危ないよ」とか、「ここは山があるから危ないよ」というような、本当にその地域の方々しか知り得ないこと、それからやはり以前から言い伝えがやっぱり正しい部分もたくさんあると思えます。そういうなのは是非コミュニティで引き継いでいただいて、そういったような自助・共助がですね、遺憾なく発揮できるような環境づくりは町として、していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。前向きな答弁をいただきました。

是非それを地域コミュニティの中でですね、発信できるのはリーダーシップをとっていただけるのは行政ではないかというふうに思っておりますので、是非そういうミーティングなりのところでは、そういった言葉をかけていただく

と皆様の意識も変わってくるんじゃないかっていうふうに考えます。よろしく
お願いいたします。

それでは④番目の質問に入ります。

災害弱者といわれる高齢者や障害者、また乳幼児期の子育て中の保護者の避
難について、現状はどのようになっていますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） まずですね、全般的なところをちょっとお話をさせ
ていただきたいと思います。

まず、議員がいわゆる災害弱者というふうにして例示された高齢者等の方々
に対してはですね、まず先ほども申し上げました町が「避難準備・高齢者等避
難開始」を発令した段階で、早めに避難の行動をとっていただくことが重要か
と考えております。

ただし、避難行動といいましても、例えば町が設置する避難所に移動するこ
とが全てではございません。避難所には、先ほどおっしゃった災害弱者の方を
受け入れるだけの十分な設備がですね、整っていないところもございます。状
況によっては、例えば近所の方のところに避難する、あるいは、時間等が許せ
ば町外ですね、例えば親戚の方のおうちへ移動する、またときどきこれも実
際のときお問い合わせいただくんですけども、どこに避難したらいいでしょう、
ってということで、最低限例えばですね、自宅でも2階へ移動する、いわゆる
縦の避難とかよく言われるんですけども、いう場合でも十分避難というふう
に考えることができます。

とにかく、そういった場合にですね、より安全な場所へ移動していただくこ
とを考えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 高齢者の方については、雨がね台風で大雨なのに避難情報が出たとしても出ていけないよな、っていうふうな声もときどき聞かれますけれども、そこはやっぱり先ほども申しましたように、近所の方、自治会の方の協力を得ていただいでですね、避難していただくのが一番いいのかなっていうふうに、早めの避難っていうのがやっぱり一番いいと思いますので、場所は問いませんが、お願いしたいと思います。

それで、障害をお持ちのある方のお子さんをどのような場所に避難させていただくかっていうような、電気が必要な身体の方であるとそういったことも考えますでしょうし、やはり普段の状況と違いますとパニックになったりですね、不安定な気持ちになったりする、その方たちの避難場所っていうのを確保、これはやっぱり福祉課のところと連携してしていただくのが一番いいのかなと思っておるんですが、そういったことは考えておられますでしょうか。もしあれば。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 特に今特別、障害者の肢体不自由っていうことで、例えば医療機器等がですね、その停電により長時間使えない、まあ最初はたぶんバッテリー等による使用になろうかというふうに思っております。本町といたしましては、ちょっとそういう実例というか、ケースは今まで経験したところはございませんけども、もし例えばそういうことで電気等が必要であればですね、役場等こちらへご連絡いただければ、例えば、極端に言えば発電機等ですね、していただいたりとか、あるいは、場合によっては移動をしていただく。まあそういう場合にはちょっとなかなかこちらもその方の移動するにあたりましては、慎重を期さないといけない部分があります。同伴者もお願いする場合もあろうかと思えます。その場合はケースバイケースで対応していきたいというふうに思います。

ちょっと以前は高齢者の方についてあったときには、例えば社会福祉協議会

さんのご協力を得ながら、検討したところもございますので、そういったケースであれば、まずは役場のほうへご相談いただいて、こちらとまたどういうふうに対応するかを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

前向きなご答弁でありがたいんですけども、そういった方たちの把握っていうのは、福祉課のほうでされてますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 障害者の方の登録っていうか、名簿っていうのは福祉課のほうで持っております。それでその中で、その「障害」っていうのもいろいろありますけども、分けすることは可能でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） もし災害があったときの避難場所ですね、本当に地域の体育館やそういう公民館に行くのかどうか、どこに行ったらいいのか、というようなところをしっかりとその方たちに周知徹底、教えて、それがわかれば、安心だと思うですね。ここに行ったら福祉課のこの方がいてくださって、自分たちのことをよくわかってくださる方がそこにいるんだっていうような、場所があると、頭に入れてとくだけでも、こう意識的に安心感があるのかなっていうふうに考えております。

その辺いかがでしょうか。福祉課のほうでそういったことって考えていただけますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 今のところ、想定ってどうか、そういうことをえらう経験してませんので、その辺はまた検討して、やっていきたいと思います。以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 考えていただくってということで、これは本当に災害のことです。早急にですね、考えていただいて、やっぱり備えるということ。頭の第一番に置いていただく問題ではないかなって思うので、至急それを検討していただきたいと思っております。

先ほどの高齢者のところなんですけれども、避難所に行かない方たちのこれもひとつ提案といいますか、ほかの市町でやられてるところもあるんですけれども、黄色いハンカチ作戦っていうのがありまして、避難所に行っていない方、家におられるよっていうようなところの方は、家に、その2階の安全な場所にいてくださいっていう方は、その軒先にですね、玄関に黄色いハンカチを結んどくと。その対応にその黄色いハンカチの所にはおられるよっていうような、表す目印になるっていうふうなこともやってる市町がありますので、そういうことも、検討していただければと思います。

そうしましたら、⑤番の質問に入らせていただきます。

避難勧告等の伝達手段として、防災行政無線や防災登録メールなどのあり方について教えてください。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 避難勧告等ですね、避難に関する情報につきましては、本町の場合、まず戸別受信機を含めた防災行政無線。それから、携帯電話への緊急速報メール、いわゆるエリアメール。それから多気町メールというのが別途ございます。それから町のケーブルテレビ、ホームページ。それから、

一般のテレビ等でも多気町の情報が流れる場合がございます。こういったもので発信しているところがございます。

このうち、まず防災行政無線の個別受信機でございますが、今年度末で1,029台設置される見込みでございます。それから防災の登録メール、多気町メールにつきましては、本年7月よりサービスを開始したわけなんですけど、現在356名の方が登録をさせていただいております。

まずはですね、これらの情報伝達手段で、多気町の情報を手に入れていただくようお願いできればというふうに考えております。合わせて、最近はですね、台風等が来ますと停電がよく発生いたします。停電時にもですね、戸別受信機が使えるように、乾電池が戸別受信機の中に内蔵されております。これは停電時に乾電池を使うわけなんですけども、そういったものですね、近年ちょっと長いこと使われてますと、その乾電池が切れたりしますので、そういったもので交換をお願いしたりですね、それから携帯電話の充電を事前にお願ひできればというふうの思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 防災行政無線の戸別受信機っていうのは、今1,000ちょっとですね、1,000台っていう。そうすると1世帯に1台というような考えだと思うんですが、今5,800世帯くらいあるんでしょうか、そう考えると約5分の1の20%くらいの方ですかね。の方しか、「しか」というくらいの世帯だと思うんですが、そしたら、5分の4、8割の方の緊急のエリアメールっていうのはありますけど、これ多気町外に行きますとエリアメールは届きませんですね。この多気町メールっていうの、これすごくいいなと思って私もこれ登録させていただいております。これを是非やっていただくことによってですね、この緊急のそういった情報をですね、得るような形になると思いますので、戸別受信機の良さが毎年出てくるわけですけども、そちらのほうに付けられてる方

が少ないわけですね。希望される方も減ってきてるっていうふうに施策の評価では書いておられましたので、その辺をどういうふうに今後考えていくのか、っていうのを、やっぱりこの時代の流れといいますか、それはもうこっちのSNSとかメールとか、携帯・スマホのほうに流れがなってきておりますので、その辺をその戸別受信機からですね、ちょっと離れていただくような施策にさせていただくほうがいいのかなっていうふうに思っております。それで屋外の拡声器っていうのがありますですね。それでもいろんな緊急のアナウンスや情報が流れる、昨日も流れておりましたけれども、風の便りで聞こえるときと、窓を開けたら聞こえるときと、これ災害が起こったと言っても、台風なんか大雨のときなんかドア締めますので、全く聞こえない状況になって、情報が全く取れないところも出てくるんじゃないかというふうに危惧しております。その辺のこのいろんなこういう拡声器であったり、戸別受信機であったり、多気町メール、これのエリアメール、この辺すみ分けっていうかですね、それをしっかり全部に網羅できるような形を考えていっていただきたいと思っております。その辺について、今後の見通しをお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 当初ですね、防災行政無線を設置したころでは、いわゆる防災無線のみが、いわゆる唯一の伝達手段と主な伝達手段でございましたけども、先ほど申し上げたように、いわゆる最近ですとエリアメールであるとかですね、多気町メール、これですと多気町メールですと、町外であっても連絡はいくわけなんですけども、そういったとか、最近ではテレビでもですね、非常にたくさんデジタル放送なんかでも情報が流れたりいたします。いわゆるいろんな伝達手段がふえてまいりました。したがって、その防災行政無線、やはり確かに屋外ですと風雨等が強くなってきますと、全く聞こえない場合もございます。ということで、そういった場合につきましてはですね、どちらかとエリアメールでまたご案内させていただいたりとかですね、そういったもの

で、いわゆるいろいろなものを組み合わせながら皆様に情報が伝達できるような、そういう体制をこれからもきちっと取っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） さっきも多気町メールをですね、やはり推進していただくのが一番いいのかなっていうふうに考えております。

そうしましたら、次の質問に入らせていただきます。

⑥番、自治防災組織の運営状況についてお伺いたします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 現在ですね、町内 49 自治会ございますけども、そのうち 46 の自治会におきまして自主防災組織が組織されておきまして、本町からも全額ではございませんが補助金等を活用いただきながら、各組織においてさまざまな訓練や活動に取り組んでいただいております。町といたしましても、先ほど申し上げた防災マップの説明であるとかですね、それから県からの専門家をその自主防災組織に派遣といったことを通して協力をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 先ほど教育長のほうからも答弁ありましたPTAや、その小中学校の生徒たちと、地域のこの自主防災組織も一緒にですね、避難訓練っていうことを行ったらいいのではないかっていうふうに考えております。

もう1つですね、救急医療カプセルっていう配布事業っていうのがあるんですけども、これは今女性消防団員のコスモス隊の方が独居の高齢者などを対

象に各家庭を訪問して配布活動を行っておられます。この救急医療情報カプセルっていうのは、緊急連絡先などの個人情報を入力した救急医療情報シートなんかが入っておりますので、やはり個人情報の関係でいきなりですね全く面識のない、その消防のコスモス隊の方が訪問された場合、やっぱり今はこのご時世、オレオレ詐欺だったり、訪問詐欺だったりっていうので、すごい警戒心が強くなっておられる。それはそれでいいことなんですけれども、なかなかこのカプセルの事業はですね、進んでいかないっていうふうなところが現状だと思っております。この救急医療カプセルはですね、本当に素晴らしいものだなっていうふうにいるんな場合の災害だったり救急のだったりというところで、利用できますので、是非それを自主防災だったり、その地域の方たちの中で取り入れていただくことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 現在ですね、その救急情報カプセルにつきましては、390 戸ほど町のほうから配布をさせていただいております。主には先ほどおっしゃっていただいたように、女性消防隊の方に協力いただきながら訪問してそういう趣旨を説明して、記入いただいとるわけなんですけども、先ほどおっしゃっていただいたように、訪問していただくときは、救急カプセルだけではなくて、いわゆる要援護者台帳の記入をお願いしたりとかですね、ただ、先ほどおっしゃられたように、なかなか詐欺と直結するわけではございませんけども、個人情報で、かなりやっぱり高齢者の方、今 75 歳以上おひとり暮らしの方を対象に、女性消防の方で回っていただいております、当然訪問するときはその制服を着ていくわけなんですけど、やはりそれでも突然みえますとなかなか趣旨を説明しても、そこまで協力いただけないというところもございます。

そういった場合にですね、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、やっぱり地元の方が一緒に行っていただくと、こう安心感もあるかなと思いますので、そういったあたりでですね、安心してお話を聞いていただける、あるい

は、そういったものを一緒に作成していただけるような部分。ただ、個人情報になりますので、最終的にはその方のご判断によりますので、こちらとしては、そういうことで、いざというときに何か備えていただくっていうことで、お願いには上がりますけども、最終的にはその方のご判断で、もういい、ということであれば、もうそこはちょっとそれ以上深入りはしないというあたりのまた対応も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 是非前向きに、今はもう本当にネットで自分で救急医療キットみたいなのをつくれる時代になっておりますので、そういう趣旨を説明していただいて、別にご自由ですけれども、やはりいろんなところで活用できるっていうふうなところをしっかりと説明していただくっていうことが、大事なんじゃないかなっていうふうに思っております。

そうしましたら、次の質問に入ります。

⑦番目、定住自立圏共生ビジョンの中で考えられる減災について、質問させていただきます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） この共生ビジョンでございます、正式には「松阪地域定住自立圏共生ビジョン」というものでございますが、その中ではですね、生活機能の強化に係る政策分野において、相互応援体制・広域避難体制の整備というものが盛り込まれております。

具体的にはですね、県松阪地域防災総合事務所を事務局とする松阪地区防災塾というものがございまして、そこにおきまして、先ほど来出てました南海トラフ地震、大規模な地震を想定して、市町をですね、越えた広域避難の図上訓練等を実施したり、また、これは多気郡3町でございすけども、消防団の共

同訓練というのも実施をしております。

有事の際、市町単独ではですね、なかなか対応できないことを、これら1市3町で広域に相互協力することは大変重要かというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。多気町からもこの会議のほうに出席されてる方がおられますので、是非それも災害になりますと多気町だけではやっぱり広域っていうのがすごく大事になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、1項目目終わりました、2項目目おくやみについて、質問に入らせていただきます。

死亡に関する手続きの流れはどのようになっているか、教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） それではおくやみについての流れについて、ご説明させていただきます。

死亡の事実を知ってから7日以内に死亡届というのは届けることになってございます。住所にかかわらず、最寄りの役場や市役所の窓口に届けることができます。ここでは町民の方が亡くなられた場合の流れについて、紹介させていただきます。

人が死亡しますと、医師により死亡診断書が作成され、それに基づき、親族等から役場へ死亡届が出されることとなります。役場へ死亡届が出されると、役場から埋火葬許可証というものを交付させていただきます。それに基づきまして、親族の方等で埋火葬が行われることとなります。

多気町役場では死亡届が出された際に、埋火葬許可証の交付以外に、広報た

き、または地元新聞等への6紙への掲載の希望の有無について確認をしたり、葬儀の日程等についてもお伺いさせていただいております。

死亡後の手続きとしては、そのあとに保険、年金、それから税金、上下水道、火葬場の利用助成ですね、こういった申請等の手続きがたくさんございます。後日、ご家族の方に役場へ来ていただいて、手続きを行っていただいております。

亡くなられた方によっては、していただかなければいけない手続きの内容が異なりますが、死亡届を提出していただいたあと、その方がどのような手続きが必要であるかを調べ、後日、死亡届の届出者に郵送で手続きの内容のご案内をさせていただいております。

ご家族の方が役場へ来ていただくと、所管する町民環境課窓口では、印鑑登録であるとか、保険年金等の手続きを対応させていただきます。また、福祉であるとか、税金、それから上下水道などのほかの課の手続き等も必要になります。これらについては、その課の担当者が町民環境課窓口に出向いて対応し、来庁された方がそれぞれの課に移動することなく、1カ所で手続きを行っていただいております。また勢和振興事務所にもその窓口がございますが、総合的に窓口業務を行っておりますので、住民生活系の者が交代することなくマンツーマンでその場で手続きの対応をとっております。

参考にですけれども、松阪市役所のほうですね、こちらのほうでは昨年11月に、広い市役所の中のフロアを次々と移動するというような手続き対応をとっておったんですけれども、昨年の11月から、1階の戸籍住民課の前におくやみコーナーというコーナーを設けられました。ここで全ての手続きを済ませるようにワンストップのサービス化を図られたんですけれども、本町では既にこのような以前から体制をとって取り組んでおります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そうしましたら、しっかりワンストップサービスでやっていただけるっていうことで、やっぱりライフイベントの中で死亡っていうのは、一番おくやみっていうのは、心のケアも大切でございますので、ほかの結婚やそういったものとはまた手続きも多々あると思いますので、そこはしっかりしていただいているということで、前向きな本当にありがたい答弁をいただいたとっております。

今後とももし何かそういう情勢が変わってきたときに、課題がないかということをしっかり町民目線で考えていただいて、改善していくところは改善していただくようによろしく願いいたします。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、松浦慶子君の一般質問を終わります。

ただいまより暫時休憩とします。10分間ほどをめでといたします。

（6番 志村 和浩 議員）

○議長（吉田 勝） それでは再開させていただきます。12時を回ることがあっても続けさせていただきますので、ご了承いただきます。

9番目の質問者、志村和浩君の質問に入ります。

6番、志村和浩君。

○6番（志村 和浩） ただいま議長の許可をいただきましたので、私6番志村和浩、質問させていただきます。

私からは、一問一答方式で、昨年12月10日付けで締結されました、アクアイグニス、そして三重大学、食科学大学との包括連携協定についての1項目ということになりますので、よろしく願いいたします。

昨年2017年、まさしく今からちょうど1年前に近い12月10日ではありますが、多気町は株式会社アクアイグニス、そして三重大学地域戦略センター、イタリアの食科学大学、そしてスローフードインターナショナルと、食に関する教育機関設立に向けた包括連携協定を締結しました。

これは、現在建設中のアクアイグニス多気へ食科学を専門とする食科学大学の分校の誘致を目指すことについて合意するとともに、土地に根ざした食材や調理加工技術、それらを尊重する「スローフード」の取り組みを共同で推進すると、いうことになっております。これについては当時の報道によって、たくさんの新聞やインターネットでもこのような報道がありましたものですから、そこからも引用させていただいております。

しかし、締結から1年が経過しておりますが、具体的な取り組みや進展について何ら伺いすることができないでおります。協定の有効期限は延長ができると明記がありますが、基本的には締結日より3年を有効期限とされております。したがって、早急にこうした取り組みを前進すべきと考えまして、以下について伺いたいと思います。

まず①点目。この包括連携協定を締結した背景には、アクアイグニス多気へ食科学大学の分校を誘致するということを目指す。そういうことになっているということですが、この食科学大学の分校とはどんな学校を想定しているのでしょうかということをもまず①点目とお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それではまず①点目のご質問にお答えしたいと思います。

あくまでもこの分校は日本の許認可を受け設立する大学ではなく、イタリア食科学大学のサテライト校の設立を想定されていると聞いております。

アクアイグニス多気では、和食に欠かせない調味料などから、食器・包丁類の料理道具、そしてすしやてんぷらの料理店など、和食の全てを展開とお聞きしておりまして、この事業にかかわる企業が主体として、食科学大学の生徒さんたちがインターンシップなどを通じて、最高水準の日本食が学べる分校の実現を目指していると、そのように伺っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） そういったこの食科学大学はイタリアに本校があるわけですが、そういったサテライト校っていうものは、今現在、ほかにはあるのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 特に、ほかにあるとは伺っておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） そうすると世界で初、世界で初という大げさかもしれませんが、食科学大学に対しては、本校以外に初めてサテライト校をまさに多気町に誘致しようということになると思います。まさに「食のまち多気町」ということで掲げておられる多気町にとっては、まさに大変有意義なことだとは間違いないと思いますが、食科学大学からすればですね、初めてそのサテライト校を本校以外に設立するということになればですね、これはやっぱり多気町という地域に対して、その地域の可能性ですとか、あとは持続性ですね、こういった文化を継続していくような力、そういったことをですね、やはり確かに深く検証した上で誘致を決定する、あるいは設立を決定するというふうに思います。さらにですね、食科学大学の関係者に伺いますと、そういった世界中から誘致のお誘いやお願いごとがたくさん集まっているというふうに聞きますが、そういった中での熱意や意識がまだ多気町に問われるというふうに思います。したがって、多気町でそういった気運を醸成するためには、この食科学大学がこの多気町において、どのような役割を担っていくことができるのかということが、執行部はもちろんですが、町民の皆様も私たちも含め

て、まずはしっかりと理解することが必要なだろうと、そういうふうに思うわけです。

そこで②点目の質問に移ります。

この食科学大学のサテライト校がもし実現した場合、多気町にとってはどのような効果が期待できるのでしょうか、教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 食科学大学の母体のスローフード協会ですね、世界最大の食関連のNPOとして、世界160カ国に100万人以上のネットワークを有する国際的な運動組織としてお伺いしております。

スローフードとは、「その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動」ということを指すようで、多気町を中心とした地域の食材であるとか、あと地域の生産者、そして地域のツーリズムなどを通じて、その活用や交流等によって、地域の活性化が期待されると考えております。

もともと多気町はですね、町長が施策を掲げております「医食同源のまちづくり」っていうのがございます。これはバランスの取れたおいしい食事をとることで、病気を予防し、治療しようとする考え方でございまして、もともとこのコンセプトがアクアイグニス誘致にもつながった。立花社長との間でもですね、こういう考え方で食と健康をテーマにしてお互いやっていきましようっていうことでつながったということもありましてですね、うちが掲げておりますこのコンセプトに向かってうちもさらに邁進していけるんじゃないかというふうに期待しておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 御存じのように、多気町には県立ではございますが、相可高校がございます。相可高校は、調理部分では世界でも有数な有名な学校と

して世界中から注目を集めております。そしてまた生産経済科は、地域と一緒に
なって共同な研究も行っておりますし、そういった相可高校と果たして食科
学大学のサテライト校と重複する部分があるかどうかについても、ひとつ心配
なこともあるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 残念ながら、まだ中身がはっきり私も掴んでお
りません。今後進めてく中でですね、この辺のきちっとすみ分けなり、もし重
なるところあれば、ある程度調整も含めてですね、検討していきたいと思いま
す。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） ということであれば、この食科学大学の中身については、
一緒に多気町も議論に入っていける。あるいは一緒になって検討していけるん
だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 既に巻いております連携協定はそういう趣旨で
あるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） ありがとうございました。

それでは③点目の質問に移ります。

スローフードインターナショナルの関係者からいただきました資料により
ますと、今回の包括連携協定に関する覚書（日本語版）には、以下のように明

記してございます。参考までに申し上げますと、実際には英語文の契約書で調印式を行っておりますが、ここに記載しておりますが調印前の確認をしようとして使われてたものでございます。そこで議長、この英語版の原文のものを拡大コピーをしてまいりましたので、少しそれに触れて皆さんに掲示をしながらですね、確認を取りたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） どうぞ。

○6番（志村 和浩） 実際にはこのような英語の契約書とともに、調印が行われております。今、この日本語版についてはですね、多少英語版のものを日本語に訳す際に、多少言葉の意味が理解がずれてる部分もありますので、念のために英語版のほうでも、言葉のほうの説明もさせていただきたいと思います。

英語版のほうを見ますとですね、ここにある日本語版とともにですね、まず順番に1、2、3と番号が振ってございます。ここの日本語版にも同じように番号が振ってありますが、ここにですね、「Article 1」ということで、1番目の条項で、「to create an integrated system」とあります。つまりシステム（仕組み）をつくりなさいというふうに目的としてございます。

ここにもありますように、第2条、この連携事項の中にですね、1) 2) 3) 4) というふうに分けてございますが、まず最初に、「このプロジェクトの実現に向けて必要な情報を提供し、コンソーシアムの構築に協力にすること」というふうでございますが、このスローフードの理念に基づいた仕組みをつくるためにこの共同体をまず構築しなさいというようなことで、日本語版には訳されております。

それから、2) に、日本語版を読みますと、「食科学大学の教育理念そしてスローフードの哲学に沿った三重県多気町の食材・食文化の発掘及び認知度向上に関して協力すること」というふうでございます。英語版でもですね、ここに記してあるのは、「多気町のプロモーションを一緒に共同でしましょう」と「promote」ということで、表現をされております。そしてともに「educational activities」これも共同でプロジェクトとしてやっていきたいと思います。要は、

教育的な活動もしていきましょうということで、英語版にも書いてございます。

3番目。それでは日本語に訳して「三重県多気町における食科学大学の教育理念及びスローフードの哲学を活かした地域振興（一次産業、そして食歴、食育、食のツーリズム）と日本食文化の情報発信及び教育に関すること」と。実際に英語版を見ますと、「study trips, student exchanges, research programs」そういった言葉で表現されています。「educational activities」教育的な活動。そして「study trips」これについては勉強するための旅ですね、旅行、視察的なものをやろう。「student exchanges」交換留学でございますが、そういったことを一緒にやってきましょう。「research programs」研究活動もしていきましょうというふうに英語では明記されております。

そして最後に4番目、「三重県内の公的機関や教育機関、民間企業、一次生産者とスローフードインターナショナルの構成メンバーなどとの間で、人材交流に関すること」ということで書いてございます。こちらのほうにも地域のコミュニケーションをしっかりとってくださいというような表現で書いてございます。

こういった記載のある協定書でございますが、そこで企画調整課長に伺います。これらの取り組みについて、今現在の進捗状況を教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） この件につきまして、先に事業者側ともいろいろ調整いたしまして、動きにつきまして、取りまとめました。

もともと、あくまで事業者が先方とつながったという経緯がございまして、我々はそれに付随してくってという形で、そういうスタイルをとっておりますので、ご容赦願いたいと思います。

今年の9月20日～24日の間です、多気町としては参加できませんでしたが、イタリア国のトリノ市のほうで開催されましたイベントにです、スローフード協会からこの事業者さんたちが参加要請を受けまして、アクア関係

者が出展されたとお聞きしております。そしてそのアクアさんのブースの中では、三重県であるとか、多気町、そしてアクアイグニス多気の取り組みについてPRされたというふうにお伺いしております。

また、現地にて、スローフード協会側とこれから述べますことにつきまして、目指していくということで、事務レベルでは合意ができたというふうに伺っております。

その1つとしまして、学校間での学生の受け入れ。例えば、食科学大学、三重大学、相可高校の学生たちが相互で「study trips」を行う。

2番目として、世界160カ国100万人の協会メンバーによる研修旅行として、あと各国の団体が世界の食を学ぶ受け入れ先の実現を目指す。

3番目としまして、イベント開催というところで、スローフード協会やイタリア食科学大学が行うイベントの日本開催を多気で行う、ということで合意に達したという話をお伺いしております。

ただこういったことはですね、私が問い合わせたことによってわかったことでありまして、まだ多気町として正式になんら経過の報告を受けておりません。ということで、まだイタリア側とアクア側で話し合われたものとまだ認識しておりまして、今後こういったことの動きがあればまた町もまたいろいろと検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今年9月のテラマードで、イタリアで行われましたテラマードにアクアイグニスブースとして出展されたという話は僕も伺っております。

アクアイグニスとして、イタリアの皆さん、来場者の皆さんにアクアイグニス多気のPR、それから哲学についてのお話をさせていただいたということは伺っておりますが、残念ながら多気町からPRさせていくような機会がなかなか

かそこではつくれなかったということですが、そうすると具体的な取り組みとしては、この1年間、実際には進められていないというような答弁でしたけれども、しかしながら実際には、多気町では町長も「医食同源のまちづくり」とおっしゃるように、伊勢いも栽培の研修会ですとか、前川次郎柿を活用した商品開発ですとか、それから相可小学校、津田小学校、佐奈小学校、勢和小学校をはじめとする小学校での食育活動。もろもろがですね、このスローフードの哲学や理念に本当に親和性の高い取り組みだというふうに私は思うわけですが、そういった既存の事業の中で、そういったスローフードの視点からでも親和性の高いもの、目的が合致しているもの、そういったものはきちんと整理されているのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 申しわけございません、まだそこまではきちっとまだ整理はできておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 私が今心配しているのは、恐らくこの協定書の書かれている内容に取り組む。これは非常にゼロからしようと思うと非常に大変なことだと思います。今たくさん問題ごとを抱えている多気町においてですね、これだけにマンパワーを投入するのは限界があると思うんですね。そのときにはやはり今取り組んでる事業が、このスローフードの哲学や理念と親和性が高くて、まさに多気町のもともとの基礎として、既に行われていますと。ですからそこにプラスアルファすることで、全く問題のない、スローフードが課されているような、こちらに期待されているようなことが進むだということを示す必要があるんじゃないかなと思います。ですから、この1年間何もしてないんですということですね、イタリア側に言ってしまいがためにこの協定が果たして本

当に友好的に使われてるものだろうかというこの不信感がイタリア側にも伝わってしまうのではないかという心配を今抱えているわけですので、この皆さん、この企画調整課以外のですね、取り組みについてもやはりこの今、1) 2) 3) に書かれていた内容について、今やっておられる事業がどのようにこれにかかわってきているのだろうかという視点です、是非見直していただきたいというふうに思うわけですので。

そしてまた1つ、多気町商工会の調査事業で、多気町内の特産品、これらがスローフード協会の味の箱舟プロジェクトに登録申請されている。このことについては、御存じでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 商工会の分野でございますと、農林商工課長なんですが、今ちょっと席離れております関係上、私のほうで。

ちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 私が聞くとところによりますと、多気町の伊勢いも、それから前川次郎柿、それから銚杉、そして特産松阪牛と。こういったものがスローフードインターナショナルが世界中で貴重な大切な地域の産物として、保護していこうという活動に日本側から申請が今すすめられているというふうに伺っております。特に、特産松阪牛については、世界中でこれほどまでに丹念に生産された牛、こういったものは本当に事例が少ないということで、インターナショナルのほうでも、貴重な生産方法、肥育方法として取り上げていただいているというふうに伺っておりますので、是非ともそういったこともですね、皆さん方に共通認識として、是非お持ちいただきたいなというふうに思っております。

それでは、④点目の質問でございますが、先ほども少し答弁の中にもあったように伺いますが、今後の展開についてどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 企画調整課といたしましては、アクアイグニス多気の総合窓口としましてですね、企業誘致の部署としまして、まず造成着工いたしました、まずこの舞台づくりを実現する場をまずつくらなくちゃいけません。そういうわけで、今現場も含めて、そちらのほうの支援に、今一生懸命取り組んでおるところでございます。と同時にですね、先ほども答弁いたしましたけど、今後、この食科学大学やスローフード側との細部事項ですね、こういったものにつきまして、早く方向を決めまして、まずその拠点となるこのアクアイグニス多気へのまずこの分校誘致。これを早くめどをつけることにつきまして、いろんな形でまた支援していきたいというふうには考えております。

あとその後はですね、当然ここをハブ拠点として、志村議員からもいろいろおっしゃっていただきましたような形で、多気町内へスローフードの取り組みをまず進めていくことが大事というふうに考えております。

以上でございます

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） まさにこれから詳細について検討を進めますということでございますが、前段にも申し上げたとおり、この協定書には一応期限というものが示されております。そしてまた、これについては世界中から同じような誘致がある中で、今手を挙げさせていただいてるということでございますので、やはり、多気町の予定と先方の予定とが食い違うようなことがないようにですね、早急に進めていただきたい、そういうふうに思うわけでございます。

それからもう1点、イタリアの方々との調整というふうに伺いましたけども、

御存じのように、多気町にはスローフードインターナショナルの日本ディレクターが在住しております。その方は、この包括連携協定の当初からかかわっていただきながら、この協定書づくりに奔走していただいている方でございます。イタリアと直接、イタリア語、英語を介して調整せずとも、日本語でしかも多気町内で調整や相談事ができるそういった恵まれた状況でございますので、そういったことをですね、この1年間どのように活用されておったのか、ちょっとその辺を伺いたいなと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 確かにおっしゃいましたように、ちょうど連携協定の折もですね、いろいろと本当に窓口になっていただきまして、調整役もお願いいたしまして、実際にお越しいただいたときもですね、通訳等通じていろいろ本当に親身になっていただきました。それは本当に感謝しておる次第でございます。

私もちょうど今現計予算の中でも、イタリア訪問の出張旅費も現在予算上程しております。次回ですね、本当にイタリア食科学大学側とお会いする際にはですね、もちろん町長になるわけでございますけれど、協定書の連携事項にある細部につきましてですね、覚書を締結することになろうというふうに考えております。そういう中で、もちろんそのためにはですね、事前にアクアイグニスさんはもちろんですけど、三重大学等々と内容や方向性を十分詰めた上で、そして、先ほどおっしゃいましたように、町内在住の協会の関係者を通じて、もちろんその方とも十分調整した上でですね、早急に大学側と詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今後についての関連する質問でございますが、先ほど私

がお示したような協定書の取り組みを実際に進めようとするすと、この協定書に調印した5者の中で全てが完結するとは思えないわけですね。つまり言いますと、アクアイグニス、多気町、三重大学の日本国内調印しておりますが、この3者でできる事柄って本当に限られていると思います。

実際には、生産者、それから相可高校や小学校、こういった教育機関、そしてまたそこに住まれる地域の方々、そういった方々との協力関係や信頼関係がこれについてなければですね、実際に、ここに掲げてある事柄が、さあやろうと思ってもですね、動くとは思えないわけでございます。

そしてまたこのスローフードという新しい言葉がポンと外国からやってきたわけございまして、なかなかなじみのない言葉と考え方をいかに町民に認知していただき、そして理解とともに積極的にこの取り組みに参加していただくためには、やはり、イタリアに行く前にまずは多気町としてやるべきことがあるのではないだろうか、というふうに思うわけでございますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） おっしゃるとおりでございます。

確かにアクアイグニス側ともですね、いろいろ調整はしております。正直すぐに形がなかなか整うものではないということで、双方認識は一致しております。来年ですね、基本的にはもう予算持っておりますけど、来年、恐らく夏ごろになるという話も最近ちょっとお聞きしました。これを目標に、こんな形のものつくり上げてかなあかなと、事業者方と話しております。

そんな中で、先ほども言われましたように、確かに、町内でやるべきことは多々あると、もちろんうちの農林商工課もしかりですし、そういったところとも調整しながら、やってくる必要があるのかなというふうに今現在考えておりますので、先ほどいただきました質問の趣旨、よく汲み取って、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今夏ごろということ、あくまで予定ではあると思いますが、夏ごろに、現地に赴きながら、詳細を詰めていただくということでございます。まさしくあと半年少しという時間の中でございますが、その中でできる限り今私が言いましたような多気町ではこれだけの取り組みを既になされていると。それとスローフードの哲学と見比べながら、こんなことがあと少しできるのではないだろうかということも含めてですね、是非お土産を持っていたきながら、具体的な中身を相談していただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後にですね、質問に移ります。

こうしてお話を伺いますと、先ほど申したように、この包括連携協定に記されている取り組みや、その先にありますその食科学大学、この誘致を実現するためには、かなりのマンパワーが必要だろうと。そしてまた町民の理解が必要だろうというふうに思うわけでございます。

今年9月26日に全員協議会にてご説明いただきました「ええまちづくりプラン」。これにはこういった食科学大学の誘致、そしてこのスローフードの理念に沿った取り組みについては明記されていない、あるいは説明として触れられていないように記憶しております。総合計画が存在しない多気町においては、この「ええまちづくりプラン」が唯一のまちづくり基本構想として位置づけられております。したがって、この基本構想に反映されていない、明記されていないということについては、何か意図があってということなんだろうかということについて、町長に伺いたいなというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうからそれでは。

その「ええまちづくりプラン」に明記されてない。これはもともとこのイタリアの食科学大学、それから三重大学さん、それからアクアさん、我々も含めてですけども、主体的に取り組みを進めていただいたのが事業所側でありました。そのイタリアのほうへこれから正式協定を結びに行くのに、予定は今年の9月っていう予定をしておったんですが、それがずれてきました。その間の調整っていうのがまだ企業側とはできておりません。また三重大学とも。ただ、中身につきましては、ちょっと志村議員も心配されてみえました、相可高校につきましても、担当の先生とも話をさせていただいて、これからこういう方向でうちは進んでいきたいという話をさせてもらっております。ただ、今おっしゃっていただいた、まちづくりプランに明記するには、具体的にこうなってますっていうのをお示しすることが大事でありますので、まだその段階までいってないので、こういう段階でとまっております。課長も申し上げましたように、事業者さんと我々との間で少しまだちょっとずれがありますので、整理ができたなら、また新しい計画の中に盛り込んでいきたいと思えます。

「ええまちづくりプラン」の中に出てない場合でも、いろいろ発生をした事業事案についてはすぐに議会の皆さんにお諮りをする、ということと、それからまた、生産者、ただ多気町の場合は、農業関係につきまして、特にその生産部門、特に特産の伊勢いもや柿や松阪牛につきましては、これまでもいろんな議員さんのほうからもご質問もいただいて、ある程度ベースはできております。

ということで、ちょっとまちづくりプランとは、ずれが生じております。

最後に、私のほうからの思っているか、アクアを誘致をさせていただいて、その中に、何をやっていきたいかっていいましたのが、課長も言いましたように、多気町は、「医食同源のまちづくり」をやっていきたいんや、それは何かというと、あそこへ誘致をしていただいて、特に活性化ができてない部分っていうたらおかしいですけども、多気町から南の地域については、本当に人口減少も激しいので、あそこを活性化の拠点にして、それから、例えば、海

の幸とか、山の幸とか、もちろんほかの物もそうですけど、産直市場をつくって、特にこの辺の産物をもっともっと全国に世界にPRできるように、これが一番大きな目的であります。もちろん食の良さっていうのもそうであります。

その前段にアクアさんと協議の中でやったのが、スペインのサンセバスティアンとの。これはもう正式に協定を結びまして、食の町の交流をやりましょってということで、サンセバスティアンの市長が昨年来ていただきまして、向こうの有名な三ツ星レストランをここへつくりましょってという段階までいって

ます。そことイタリアの部分ではちょっと今ずれが生じておりますので、今企画課長のほうからの答弁の中にも若干遅れた部分がありましたので、その辺だけご理解をいただきたいと思います。

今、ただもう1つうれしいのは、多気町にスローフードのそういう方が特に紹介していただいた方もおみえになりますので、これからそちらも連携をしながらやっていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 実際には、「ええまちづくりプラン」とは、そこに間に合っていないというような答弁でございましたが、そもそもこの調印をされたときにですね、やっぱり多気町として有益な取り組みだからということで調印されたというふうな認識を持っておるわけでございます。恐らく、その段階において、多気町がこういった食科学大学のサテライト校ができることで、町長が今おっしゃった農業振興だけではなくて、人材教育もしかり、そして視察や観光振興もこれについても非常に有意義だろうというふうにお考えになったからこそ、調印されたというふうに思うわけでございますが、したがって、多気町で食科学大学をどのように位置付けるかっていうことは、この「ええまちづくりプラン」にですね、明記されているかどうかについては非常に大事な

ことなんではないだろうかなと思います。今現在、この予算化を、来年度の一般会計予算を組みかえてる最中であるというふうに思いますが、その中にこういったスローフードの取り組みをするかしないかっていうことが、基本構想にあるかないかで、来年度事業化として果たして同じようにですね、これが進むのかどうか、っていうことが非常に心配ではありますので、そしてまたその書きかえ作業がいつ行われるかということについても、非常にまだ不安な材料でもございますが、その辺についてはいかがなもんなんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 確かにご心配されてる部分もあると思います。ただ、確定をしてない部分について、今明記ってというのはなかなか難しいと思います。

ただ、もう1つうれしいのは、例えば、あそこにできるホテル関係についても日本の大手の事業者さんがたてる。また、その運営にかかわる旅行者さんも、これ日本を代表する旅行者さんが入っていただく。何かっていいますと、やっぱりインバウンド。日本のお客さんだけではなかなか難しいので、世界のお客さんが来ていただけるようになる、っていうので、今まさに議員おっしゃっていただいたイタリアの食の科学大学の分校がもし具体的にできるということになれば、これは大きなあそこの、これから運営が向上する一番のものになると思いますので。今おっしゃっていただいた、何とか明記できるように、早く取り組んできたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） この食科学大学のサテライト校ってというのは、目標でございますので、実際には今何も決定されてることはない。

ただ、この協定書を読みますと、この協定書に書かれている内容の積み重ねがあって、食科学大学の誘致が実現するものというふうに捉まえておりますので、取り組みをまずすること。その取り組みとは何ぞやということなんです

が、先ほど申し上げたように、食のツーリズムですとか、それから交換留学ですとか、そういったものをしていきたいと思います。具体的に明記されているわけでございます。

したがいまして、交換留学とはなんですか、という質問はまさにこれからするわけではないわけですから、交換留学は交換留学でございます。それから、食のツーリズムについても、今多気町でも農泊という言葉であったりとか、いろんな体験プログラムであったりとか、そういったものが取り組みが既に進めておられるというふうに伺っておりますので、そういったことは実際にされているということであればですね、「ええまちづくりプラン」においても、そういった、もうまさに食に関するツーリズム、こういったものを推進しますとあるいは、スローフードの理念に従った食育活動を推進しますということは、それが明記されない限り、食科学大学のサテライト校の誘致はないんだらうというふうに思いますので、是非とも、これはアクアイグニスがどうこうということではなくて、多気町として、どう考えていくかっていうことですので、その辺を捉まえて、是非お願いをしたいというふうに思うわけでございます。

そしてまた、スローフードのそのものについての理解。これもまだ執行部の皆さんも含めて、町民の方々ですが、改めて企画調整課長に伺いますが、このスローフードについての基本的な理解っていうものは進んでおりますでしょうか。お願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 初めに申し上げましたように、その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動という一つの理念をスローフードさん持っておられます。一応、基本は地産地消。その土地にあるもの、そして地域資源などを生かしてですね、そこで消化していこうという運動を世界中に広めようという精神であるっていうふうにはお聞きはしております。

これ以上のちょっと知識は持ち合わせておりません。以上です。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 確かに、スローフードの話を聞かさせていただいたときに、今近辺ずっと見てみますと、ほとんどがファストフード。これではいかんやろと。やはり特に多気町の食材については、今言いました伊勢いもや次郎柿であるし、もちろん畑でキャベツであれば、いろんな食材があります。今ほとんどのところがファストフードで走っとる、動いとる中で、やっぱりスローフードっていうのは非常にこれから多気町の食材を使っただいて、人間がこれから健康で生きていくためにやっぱりスローフードのほうに転換をしていかなければという思いもありますので、何とか、この協定を三重大学さんとアクアさんと、それからイタリアの食科学大学の人たちとやったときには、何とか日本がこういう方向に変わっていけばという思いもありましたので、私は一緒に協定をさせていただきました。これから、できるだけ早い時期に、進めていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） この町内在住のスローフードインターナショナルのディレクターの方ともお話をさせていただく中でですね、やはり、イタリア側としては、多気町の真摯な取り組みを大変期待されているというふうに伺っております。そしてまた、イタリア側からしてみれば、アクアイグニスという民間事業者よりも、やはりその地域の方々と、そして自治体の方々の本気な精神、そして情熱を期待されております。ですので、その辺を捉まえて是非とも、早急をお願いをしたい、そういうことで、今日質問させていただきました。

そしてまた、スローフードの理念もですね、ちょっともう少しひも解いていくと、今おっしゃっていただいた内容とも、また加える必要があるというふうに今感じました。ですので、町内在住のディレクターの方にきちっとその辺についての勉強会、相談会をですね、是非ともお願いをしつつ、早急に開催に至っていただきたいなというふうに思いますし、アクアイグニスさんも、工事の

着工直後でまだまだ大変な状況だと私も理解をしておりますが、是非とも多気町側として、旗を振りながらですね、この協定の中身が本当に遅れのないように、進めるように、是非とも先陣を切って動いていただきたいと思います。

まさに先ほど申し上げたとおり、この協定はタイミングが重要でございますので、やはり、この国内のチームで予定を組んでるだけではなかなか目標である食科学大学の誘致には至らないと思いますもんですから、そのタイミングを逃さないように、是非とも万全を期してお願いをしたいと思います。

そして最後に、やはりこの取り組みを推進する中では、企画調整課のほうでも全庁を挙げてということで、このアクアイグニス捉まえているというふうに伴っておりまして、まさしく、横断的に各課の皆さんで、この協定内容をいかにスムーズに進められるかっていうことを是非とも早めにチームづくり、体制づくりを整えていただきたいと思いますというふうに願いを込めまして、質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。

以上で質問終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、志村和浩君の一般質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

ご苦労さんでございました。